

# 平成28年度一般会計予算特別委員会会議録

平成28年3月11日（金）

（開 会）10：00

（閉 会）18：34

## ○委員長

ただいまから、平成28年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りさせていただきます。本日から予算審査を行うわけですが、審査の方法といたしましては、お手元に配付いたしております「審査順序」のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。

まず、事前に通告のあった資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求はそのつど、お諮りしていきます。

次に、各款の質疑に入りますが、表に示しておりますように、歳出は5つに区切り、歳入は一括して質疑を行いたいと思います。なお、歳出・歳入の両方にまたがるものについては、歳出の方で、質疑をお願いします。

次に、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債についての質疑を行います。

次に、答弁を保留した質疑、および各款・各条にまたがる質疑を、総括質疑として行い、最後に討論、採決を行います。

以上のような委員会運営を考えておりますが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

ご異議もないようですので、そのような運営をさせていただきます。

次に、執行部の皆さんに要望しておきます。この特別委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把握され、質問された部分に対してのみ、ハッキリと的確な答弁をお願いします。

また、各款の審査における所管課は必ず前方に着席し、答弁に備えていただきますよう徹底をお願いいたします。

次に、委員の皆さんに、お願いいたします。先にも発言いたしましたが、この特別委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、通告制を採用しております。通告外の質疑は受けないということはありませんが、通告外は極力聞き漏らしたのものや、どうしても確認しておきたいものにとどめていただきますよう、お願いいたします。

なお、委員の皆さまにおかれましては、別紙のとおり審査に関する留意点をお配りしておりますので、ご一読のうえ、ご協力よろしくをお願いいたします。

最後に、審査の過程で、対象となる款に関係の無い方は各職場での通常業務を優先してください。以上、皆さんのご協力をお願いいたします。

それでは、「議案第11号 平成28年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

お手元に配付いたしております資料要求一覧表のとおり、事前に資料要求の通告がっております。執行部におたずねいたします。各委員から要求がっております資料は提出できますか。

## ○財政課長

資料要求につきましては、各課にまたがりますので、財政課のほうでお答えさせていただきます。

要求のありました資料は、全て提出させていただきます。

## ○委員長

お諮りいたします。各委員から要求がありました資料について、要求することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

ただいま要求された資料のうち、準備がなされた資料を事務局に配付させます。

( 資料配付 )

それでは、執行部から全般にわたり補足説明を求めます。

○財政課長。

「議案第11号 平成28年度飯塚市一般会計予算」予算の概要について説明をさせていただきます。

配布いたしております「平成28年度予算資料」をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。予算額につきまして、一般会計で717億2千万円を計上いたしております。前年度と比較いたしますと、38億100万円、率にして5.6%の増となっております。

2ページをお願いいたします。予算の概要を費目毎にまとめ、左側に予算書のページを記載しております。このうち主なものについて、ご説明いたします。

まず、歳入でございますが、市税は、平成27年度の決算見込等をもとに経済状況等を勘案し、総額で135億2941万6千円を計上しており、約3億4900万円、2.6%の増となっております。

市民税のうち個人市民税では、0.3%の増、法人市民税では、地方法人課税の偏在是正により平成27年度から税率が引き下げられ、国税化されたことにより6%の減となっております。また、固定資産税では、建物は新增築の増により3.1%の増、償却資産税は資産見込評価額の増により11.1%の増となっております。軽自動車税は、税改正により17.0%の増、市たばこ税は、値上げのため平成27年度は売上本数減として見積もってございましたが、それほど売上減とならなかったため、約1億5200万円、14.1%の増となっております。

譲与税及び交付金の地方消費税交付金は、地方財政計画の伸び率を勘案して2億1300万円、11.2%の減の16億8700万円を計上いたしております。また、消費税の税率改正による3%増分は社会保障財源交付金として区分されておりますが、これにつきましては12億円を計上いたしております。

地方交付税は、合併算定替の段階的縮減が始まることなどの影響から普通交付税で前年度より4億円減の144億円を計上いたしております。臨時財政対策債を含めた実質的な交付税総額は、平成27年度に対し約4億7千万円の減額を見込んでおります。

2ページの下段から5ページにかけて記載しております国庫支出金及び県支出金につきましては、主要施策であります小中学校整備ほか本年度実施予定事業に係る国・県の負担金、補助金及び交付金を計上いたしております。

5ページをお願いいたします。寄附金では、ふるさと応援寄附金事務を委託し、インターネット上で本市に対する寄附のクレジットカード決済を可能とする受付サイトを活用するなど、寄附金をふやす取り組みを行うことから、先進事例を参考に増額し、1億5千万円を計上いたしております。

繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整として16億3056万円を取り崩して予算編成を行っております。これにより、財源調整可能な財政調整基金と減債基金の普通会計ベースでの平成28年度末残高は、現時点では約137億5千万円になり、平成27年度に作成いたしました財政見通し推計額と比較しますと約6億9千万円多くなっております。

6ページをお願いいたします。市債は7ページにかけて記載しておりますが、臨時財政対策債19億6200万円を含み、過疎債ソフト事業分の地域振興事業債や、合併特例債を活用いたします本庁舎建設事業債、中心市街地活性化事業債、緊急防災・減災事業債を活用いたします消防施設整備事業債、公共施設総合管理計画に基づく公共施設最適化債を活用いたします児童センター事業債、小・中学校施設整備事業債など、総額で140億3740万円を計上いた

しております。

このうち合併特例債は58億1100万円で、学校給食事業特別会計の計上分を加えますと合計で60億6110万円となっております。借入額累計は、平成26年度繰越事業分以降は予算ベースとなりますが、392億9810万円で、これを限度額の469億2800万円から差し引いた発行可能残高は76億3010万円となっております。

なお、当初予算編成後の普通会計ベースでの平成28年度末市債残高は、現時点では約807億5千万円の見込みとなり、財政見通しでの推計額838億2千万円と比較しますと30億7千万円少ない額となっております。

次に、歳出でございます。7ページをお願いします。職員人件費の一般及び特別会計の総額は、退職手当組合負担金の増などにより2億4100万円増の75億8385万6千円を計上いたしております。

総務費、一般管理費の人事管理費では、人事評価システム構築事業費として委託料等を計上いたしております。

8ページをお願いいたします。その他の一般管理費では、行政不服審査会費として、不服申し立ての種類が原則「審査請求」に一元化されることから、審査会委員報酬等を計上いたしております。

財産管理費のその他の財産管理費では、固定資産台帳整備事業費として、平成29年度までに国が示す統一的な財務書類等を作成するに当たって必要となる固定資産台帳整備等に係る経費を計上いたしております。

また、企画費の合併10周年記念事業費では、記念式典、特別記念事業及び実行委員会記念事業に係る経費を計上しております。

その他の企画費では、総合計画策定事業費として、平成29年度から平成38年度までの10年間のまちづくりの指針となる総合計画の策定に係る経費を計上しております。

9ページをお願いいたします。ふるさと応援寄附事業費として、歳入の寄附金で説明いたしましたふるさと応援寄附金に対する返礼品料及び寄附事業の代行手数料等を計上いたしております。

地域振興費のコミュニティバス等運行費では、予約乗合タクシー及びコミュニティバス並びに実証運行しております街なか循環バスの運行事業費として、委託料等の経費を計上いたしております。

その他の地域振興費では、地域づくり推進事業費として、地域の課題解決のため、実情に即した事業の実施に向けた推進員を各地区に配置するための経費を計上いたしております。

電算管理費のその他の電算管理費では、自治体クラウド電算システム利用料として、複数の自治体で電算システムを共有するクラウド方式の運用に係る経費を計上いたしております。

10ページをお願いいたします。システム改造費として、平成28年10月開始予定の住民票等のコンビニ交付のためのシステム改造委託料を計上いたしております。

人権同和推進費の人権啓発センター・同和会館整備事業費では、穂波人権啓発センター整備事業費として、外壁補修等に係る経費を計上いたしております。

本庁舎建設費の新庁舎建設事業費では、野見山画伯スタンドグラス制作委託料、新庁舎ネットワーク構築委託料、建設工事費及び器具費を計上いたしております。

諸費のその他の諸費では、空き家調査及び計画策定事業費として、実態調査結果をデータベース化し、地理情報と連携したシステムを構築するための経費を計上いたしております。また、空き家対策事業費として、老朽危険家屋解体撤去補助金等を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳管理費では、本年10月から開始いたしますコンビニ交付に係る経費及び戸籍電算システムへのアクセスログ管理システムの導入に係る経費を計上いたしております。また、その他の戸籍住民基本台帳管理

費では、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの関連事務委託金を計上いたしております。

総務費の参議院議員選挙費では、本年7月に予定されております参議院議員選挙に係る経費を計上いたしております。

12ページをお願いいたします。民生費、高齢者福祉費の高齢者福祉施設等整備補助事業費の地域密着型施設等整備補助事業費では、県補助金10分の10を活用し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設準備経費等を支援するための補助金、2事業所分を計上いたしております。

その他の高齢者福祉費では、地域包括ケア拠点事業費として、支援・サービス体制の運用を行うための経費を計上いたしております。

13ページをお願いします。民生費、臨時福祉給付金給付費では、昨年度に引き続き市民税均等割非課税者に対して一人3千円を支給いたします給付金及び、新たに低所得者で障害・遺族基礎年金受給者に対して一人3万円を支給いたします給付金に係る経費を計上いたしております。

児童福祉費のその他の児童福祉総務費では、子ども医療費につきまして、平成28年10月から県の制度改正に合わせて、入院の対象者を中学3年までから18歳までに、外来の対象者を小学校3年から小学校6年までに拡充しております。

児童措置費、その他の児童措置費では、児童扶養手当につきまして、国の制度変更に伴い、平成28年12月支給分から2人目以降を倍額に増額いたしております。

14ページをお願いします。母子父子福祉費では、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定合格支援事業費において、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高校を卒業していないひとり親家庭の親を対象に受講終了時に費用の20%（10万円を上限）、合格時に費用の40%（合わせて15万円を上限）を支給するための経費を計上いたしております。

15ページをお願いいたします。青少年対策費の児童館建設事業費では、小中一貫校と併設されます幸袋地区児童館、鎮西地区児童館、穂波東地区児童館の建設事業に係る経費を計上いたしております。また、若菜児童館及び立岩児童センターの建設事業に係る経費を計上いたしております。

衛生費、保険衛生総務費の急患センター管理運営費では、昨年9月1日から平日の夜間も運営しており、診療業務等委託料が増額となっております。

16ページをお願いします。予防費の健康づくり推進費では、不妊治療助成事業費として、県の助成6回のうち2回目に15万円の上乗せ助成を行う経費を計上いたしております。

環境対策費のその他の環境対策費では、スズメバチ駆除費補助金として、1件当たり5千円を助成するための経費を計上いたしております。

17ページをお願いします。清掃総務費のその他の清掃総務費では、明星寺旧ごみ埋立地整備費として、旧埋立ごみ地東側法面の崩壊を防止する擁壁を設置するための経費を計上いたしております。

ごみ処理費の清掃工場管理運営費及びリサイクルプラザ管理運営費では、ごみ処理発電をコントロールし、電力量を最適化する取り組みを行うための委託料を計上いたしております。この取り組みによりまして、委託料以上の電気料金削減効果が出る見込みとなっております。

18ページをお願いいたします。し尿処理費の環境センター管理運営費では、合併浄化槽の普及等に伴い増加するし尿・浄化槽汚泥の処理能力を強化するための汚水配管工事及び汚泥脱水機設置工事に係る経費を計上いたしております。

農林水産業費、農業委員会費のその他の農業委員会費では、制度改正により、農地利用最適化推進委員が新たに設けられたことから、委員の構成、報酬の変更に伴い農業委員会委員報酬が増額となっております。

19ページをお願いします。農業振興費のその他の農業振興費では、有害鳥獣駆除対策費として、予算700万円を上限にイノシシ、シカを駆除した頭数で除した金額を助成しておりますが、平成28年度からは、1頭あたり6500円を下限として助成する方式に変更するため、増額となっております。

20ページをお願いします。商工費、商工業振興費の商工業振興事業費では、昨年に引き続き地域の経済活性化策として、地域活性化商品券、いわゆるプレミアム商品券を2万冊、発行額面2億2千万円に対する補助金を計上いたしております。

産学官連携推進費では、地域魅力発見事業として、広報誌制作及び合同会社説明会の実施により企業と求職者のマッチングを図るための委託料を計上しております。また、海外産業交流推進事業費として、県の産業国際交流事業に参加する大学生に対し、費用の一部を助成する経費を計上いたしております。

21ページをお願いいたします。観光費の観光振興費では、観光集客推進事業費として、民間コンサルを活用して、誘客事業や観光プラットフォームの構築を行うための委託料を計上いたしております。

観光施設管理費では、内野宿長崎屋・展示館整備事業費として、施設の改修を行うための経費を計上いたしております。

土木費、土木総務費のその他の土木総務費では、大規模建築物耐震改修促進事業費として、国補助、県補助を活用し、法律の規定により耐震診断を義務付けられた民間建築物の耐震補強に係る費用を助成する経費を計上しております。

道路橋りょう維持費の橋りょう長寿命化事業費では、秋松橋の補修工事等に係る経費を計上いたしております。

22ページをお願いいたします。道路橋りょう新設改良費では、大人・田川原2号線道路改良事業費として、鎮西中学校区小中一貫校建設予定地西側に隣接する市道を拡幅するための用地購入費を計上いたしております。また、立岩・上三緒線歩道新設事業費として、通学路として利用されている飯塚第一中学校の河川敷側の道路において、歩道を新設するための用地購入費等の経費を計上いたしております。

都市計画総務費の都市計画等策定事業費では、都市計画法第6条の規定に基づき、概ね5年ごとに都市計画におけるさまざまな最新状況を把握し、その後の都市計画を見直す際の基礎資料となるデータを調査するため、都市計画基礎調査に係る委託料を計上いたしております。また、立地適正化計画策定事業費として、拠点連携型の都市構造を推進するための計画策定支援委託料等の経費を計上いたしております。

都市計画総務費の中心市街地活性化事業費では、昨年度に引き続き基本計画に掲げております飯塚本町東地区整備事業、飯塚本町東地区優良建築物等整備事業、都市サイン整備事業に係る経費を計上いたしております。

23ページをお願いします。街路事業費の国県道整備事業費では、県道新飯塚潤野線整備事業費として、新飯塚潤野線道路改良工事を平成28年度から平成35年度までの期間で行うもので、事業費のうち市の負担4分の1の工事負担金を計上いたしております。

下水道費の浸水対策事業費では、昨年度に引き続き、浸水対策計画に基づき、排水ポンプ場の新設・改修、水路の改良・改修等に取り組むもので、約4億1千万円を計上いたしております。

24ページをお願いいたします。調整池維持管理費では、鯉田工業団地内の調整池のしゅんせつ工事に係る経費を計上いたしております。

住宅建設費の長楽寺公営住宅建替事業費では、平成26年度から平成29年度までの期間で建替を行っており、造成工事等の経費を計上いたしております。

25ページをお願いいたします。災害対策費の防災事業費では、緊急防災・減災事業債を活

用し、移動系防災行政無線及び庄内地区の同報系防災行政無線をデジタル化するための経費、並びに県の防災行政情報通信ネットワークの再整備に伴う事業費の負担金を計上いたしております。

26ページをお願いいたします。教育費、小学校費教育振興費のその他の教育振興費では、小学校英語教育推進事業費として、マンツーマンで指導が受けられるオンライン英会話を市内全小学校6年生の児童を対象に実施するための経費を計上いたしております。これは、平成30年度から小学校五、六年生で英語が教科化されることに對し、先行して準備を行うものがございます。また、教育用情報機器整備事業費として、平成27年度から取り組んでおりますタブレット端末等の導入検証をさらに進めるため、中学校費にも計上いたしておりますが、引き続き機器購入費等を計上いたしております。

27ページをお願いします。小学校費、学校整備費の統合・大規模改造事業費では、若菜小学校の大規模改造事業及び昨年度に引き続き取り組んでおります幸袋地区、鎮西地区、穂波東地区の各小中学校統合事業に係る経費を計上いたしております。

各学校整備費の各小学校整備費では、廃止後の飯塚野球場の一部を活用して立岩小学校の運動場を整備するための経費を計上いたしております。

28ページをお願いします。中学校費、学校整備費の統合・大規模改造事業では、小学校費と同様に3つの小中学校統合事業に係る経費を計上しております。

29ページをお願いします。飯塚第一・第三・菰田中学校統合事業費では、平成28年9月からの自転車通学実施に伴う自転車駐車場整備工事に係る経費を計上いたしております。

幼稚園費、幼稚園教育振興費の私立幼稚園等施設型給付費交付事業では、愛宕、白菊、伊岐須の各幼稚園に対する施設型給付費に係る経費を計上いたしております。また、私立幼稚園一時預かり補助事業費として、新制度に移行した市内私立幼稚園・認定こども園に対します一時預かり事業に係る補助金を計上いたしております。

社会教育総務費の中学生海外研修事業費では、昨年に引き続き、中学生を対象とした海外研修事業に係る経費を計上いたしております。

30ページをお願いします。社会教育総務費のその他の社会教育総務費では、古代史シンポジウム開催事業として、一般財団法人自治総合センターの助成金を活用し、古代シンポジウムの開催経費を計上いたしております。

公民館費の鎮西公民館建設事業費では、鎮西地区小中一貫校と併設されます鎮西公民館の建設工事に係る経費を計上いたしております。

31ページをお願いします。保健体育総務費のその他の保健体育総務費では、体育館等施設整備に係る検討を行う委員会の報酬等を計上いたしております。また、パラリンピック事前キャンプ地誘致事業費として、2020年に東京で開催されますパラリンピックの事前キャンプ地を誘致するための関連経費を計上しております。

公債費につきましては、総額で約60億9千万円を計上しており、前年度と比較して1億6,700万円の増となっております。

なお、学校給食事業特別会計などを含んだ普通会計ベースでの公債費は、総額で約62億6千万円の見込みで、財政見通しでの推計額63億5千万円と比較しますと、9千万円少なくなっております。

継続費は、幸袋地区児童館建設事業以下7件につきまして、平成29年度までの年割額の限度額を定め、後年度分の予算執行の調整を図るため設定するものでございます。

32ページをお願いします。繰越明許費は、新庁舎建設器具費以下6件につきまして、年度内の完了が見込めないため設定するものでございます。

債務負担行為は、公有財産購入費（土地開発公社依頼分）水江排水ポンプ場敷以下10件につきまして、債務が後年度にまたがりますので設定するものでございます。

44ページ以降に一般会計等の前年度との比較資料等を添付しております。

増減の主なものについては、予算概要書の中で説明いたしましたので、比較表の説明は省略させていただきます。

このうち59ページをお願いします。地方消費税交付金（社会保障財源交付金）でございますが、これが充てられる社会保障施策に関連する経費の表を添付いたしております。

この表につきましては、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に充てられるものとされておりますことから、本表を作成し掲載をいたしております。

60ページをお願いいたします。各会計別の年度末市債現在高見込額の表を添付しております。一般会計では、平成28年度末で前年度より約86億9千万円の増加を見込んでおります。うち合併特例債は、約39億3千万円の増加となります。

61ページをお願いします。基金の状況表になっております。基金の状況表につきまして、上から1行目の財政調整基金につきましては、年度末残高が27年度決算見込みでは約86億5千万円、当初予算計上時点での28年度末残高では約70億9千万円を見込んでおります。2行目に記載しております減債基金を加えますと、最下段に記載しておりますように、合計で約131億円の残高を見込んでおります。財政見通しでの推計130億6千万と比較しますと、4千万円の増となっております。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

補足説明が終わりましたので、ただいまから各款の質疑に入りますが、質疑をされる際には、予算書または資料のページ数と費目を示して、質疑されますようお願いいたします。

まず「第1款 議会費」及び「第2款 総務費」、52ページから92ページまでの質疑を許します。

はじめに、質疑通告されております55ページ、政治倫理審査会委員報酬について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直樹です。55ページの総務費一般管理費政治倫理審査会委員報酬についてお尋ねをいたします。これについては追加資料をいただいております。追加資料の2ページ、上段のほうに、審査会に関する経費過去3年分出していただいているんですけども、この決算がですね、例えば平成25年度は27万余、26年が31万余、27年度では、21万余ということになっておりますけれども、毎年ですね、予算そのものは42万5千円を計上してるんですね。これは、その決算がこのように少ないのに、なぜ予算を毎年同額を計上してきたのか、お尋ねをしたいと思います。

○人事課長

お答えさせていただきます。この政治倫理審査会委員報酬に関しましては、毎年度、42万5千円の報酬を計上させていただいております。これにつきましては、委員が9人、旧政治倫理条例でございますけれども、委員が9人ございまして、1回当たり5900円ということで、この9人分に8回分の予算ということで計上させていただいていたところでございます。この回数につきましては、年度毎に変わりがございまして、例えば、25年度で言いますと、5回開催、それから26年度で言いますと6回、それから27年度4回ということで、回数まちまちでございますので、その年度において何回開催するかということについては、見込みができませんので、この8回分ということで、当初から掲載させていただいてたところでございます。

○川上委員

昨年12月議会、政倫条例の改正、提案に当たりですね、この制度にかかる費用について予算ベースで、説明があつてですね、本来、決算で評価すべきところだったろうと思うんですね

れども。28年度予算については、この審査会委員報酬が10万7千円の予算計上となっています。この間、42万5千円だったのが、来年度は、新年度は10万7千円となるわけですが、予算計上ですが、どうしてこのように下がっているのか、お尋ねします。

○人事課長

28年度の予算につきましては、ただ今議員申されましたとおり、12月議会で改正されました飯塚市政治倫理条例の改正に基づきました政治倫理審査会の部分の委員報酬ということで計上させていただいております。この改正されました政治倫理審査会につきましては、市民からの審査請求権、これがされた場合に審査をするというようなことで、政治倫理条例が改正されております。そうしたことから、これまでは資産報告書が出されれば、それを審査するというので、必ず審査の対象があったわけでございますけれども、この、新しい政治倫理条例については、市民請求がでてからということになりますので、それについての見込みが立てられないのがひとつでございます。それともう1つは、委員会の委員の構成メンバーが昨年までは9名ということで先ほどお答えしましたが、新条例におきましては、6人以内という事になっております。そうしたことから、今回この1日当たり5900円、先ほど申しましたけれども、これに6人分ということを掛けさせていただき、なおかつ、回数については、これは見込みでしかございませんけれども、3回程度ということで予算を計上させていただいているところでございます。

○川上委員

改正前の政治倫理審査会は、学識が3名、議会から3名、市民から3名ということで、5900円の報酬掛ける開催予定8回ということで、予算計上していたわけです。今回は、政倫条例の改悪によって、市民の皆さんは、もう入れないということになったわけです。とんでもないことだと思うんですけども、それによって学識の方と議員とで6人以内ということなんですけれども、ちょっと腑に落ちないのは、これは、市民の審査請求があれば、その都度審査すればですね、たくさん審査請求があった場合は、3回程度で収まらないと思うんですね。6×6＝36としてもですよ、3回くらいなるんですよ。何回するか分からない、何十回するか分からないでしょう。それをね、3回程度と考えた理由が分からない。それをお尋ねします。

○委員長

川上委員。あくまでも当初予算だから、そういう質問の仕方は。あくまでも回数が何回なるのか分からないというのは当然、当たり前の話ですよ。だから、予算であげて、あとは補正というのがあるんですから。あくまでも、これをゼロにするわけではないんだから。回数のことを質問しても回答のしようがないと思います。その辺りは了解してください。

○人事課長

今、委員長申していただいたとおりでございます。審査請求があった場合のみ、今までは当然資産報告というのが、毎年されておりましたので、必ず審査会を開催するという事になっておりましたけれども、これについては、請求があった場合と。あることだけが前提とわかりませんので、そうしたことも含めまして、また、もしあった場合、申し上げたとおり、足りないんじゃないかということにつきましては、それについてはまた、財政部局と相談しながら考えていきたいというふうには考えております。

○川上委員

私は委員長には答弁求めてないんですよ。3回としたのは、なぜかと聞いているわけ。答弁してないでしょう。なぜ3回なのかという質問に答えてください。

○人事課長

最初に申しましたとおり、3回ということの定義ということとはございません。この審査請求があった場合において、審査会を開催する必要があるということでの予算計上ということでございます。



○川上委員

これはね、予算計上不能なんですよ。市民の請求があるたびに開くんでしょ。市民の請求があつてね、しばらく10件たまったら、まとめてやりましょうという話じゃないでしょう。審査請求あるたびにするんですよ。だからね、予算計上しにくいんですよ。そうするとね、3回という数字は出てこないんですよ、市長。そしたらね、こういうときどういうふうに予算計上するんですか。42万5千円と計上するんですよ。なぜこんなに減額するんですか。ここにね、その指摘されるあなた方の、この問題でのね、議会への配慮があるんじゃないんですか。浮いたお金はね、なんかに回してくださいと、いう討論もあった。30万円ぐらいですよ。こういうようなやり方じゃなくてね、少なくとも前年並みのね、予算を計上するべきだったと思いますけど、議会に配慮して、これだけの減額計上してるんじゃないんですか。違うんですか。

○総務部長

今、質問委員が言われたような意味で今回予算計上したものでありません。先ほど、人事課長が説明しましたように、これまでの常設の委員会から随時の委員会の設置ということになりましたので、28年度につきましては、どの程度、開設されるかということが、まず実績がございませんので、一応3回というふうに予算の見込みとしてですね見積りとして、上げておりますが、実績出ましてですね、随時、もし回数とか出ますと、予算本来ですと、予算措置というのはこういう当初予算とか補正予算で上げていくのが、第1の予算措置の仕方ですが、途中で対応せないかんような場面が出てきますと、財政のほうと相談しまして、流用なり予備費なり充てていくことが可能ですので、とりあえず、3回ということで、予算措置をさせていただいたということでございます。

○川上委員

3回という数字はどこからも出てこない。こういう時は、前年度並みの予算計上するのがルールですよ。だから、そういうことをしないというところはね、流用ないし予備費でとかいうんだけど、それ当たり前じゃないですか。制度上。そんなことをここで繰り返す。だから、3回はなぜかと。これは議会に対する配慮じゃないのかと、議会の多数派に対する。そういうこと、許されないということは今指摘しているのをわからないかな。次。

○総務部長

総務部長でお願いします。

○川上委員

答弁を求めてません。

○委員長

続きまして、産業医委託料について、川上委員の発言を許します。

○川上委員

次はですね、56ページ、総務費、一般管理費、産業医委託料についてお尋ねをします。委託先はどこか、お尋ねします。

○人事課長

この産業医の委託料に関する委託先でございますけれども、この産業医には内科医と心療内科医の2つございます。それぞれ、毎年度、飯塚医師会のほうから推薦いただきました、病院の医師と契約をさせていただいております、内科医につきましては、西園内科クリニックの西園先生のほう、それから、心療内科医につきましては、丸野クリニックの丸野先生と契約をさせていただいております。

○川上委員

この委託料がどうかということに関わるんだけれども、この事業のこの間の変化がいろいろあると思うんですよね。委託料はそれでよいのかということもあると思うので、その変化の影響をお尋ねします。

## ○人事課長

この委託の関係の内容といたしましては、まず、内科医につきましては、毎月2回、開催を本庁のほうで来ていただいて、健康相談あるいは健康指導等の業務をしていただいているところでございます。また、あわせて、労働安全衛生委員会、これも年に数回開催しておりますけれども、こちらに出席いただいているところでございます。

心療内科医につきましては、毎月1回でございますが、本庁において健康相談業務、それから、平日の午後5時から7時までの間、これは病院のほうでございますけれども、予約制をとりまして、健康相談業務をやっているところでございます。また、これ以外にも、産業医による病気休暇、休職に関する復職の面談等をいただいているところでございます。これにつきましては、合併後、ずっと変わっていない状況でございます。

## ○川上委員

今の、その相談が、ずっと変わってないと、合併後、ということなんだけれども、考えてみるとですね、職員の心身の健康について、悪い外的要因が、考えられると思うんです、2つ。これについて、産業医の診断の評価を聞くような場面があるのかというのが気になるわけです。

2つというのは、1つはですね、職員の場合は、合併前、前年あたりから、本当に大変だったと思うんだけれども、合併してからも、合併した自治体ということからくる特別な事務事業、国が今、いろいろ政策転換、うろたえてるでしょ。矢継ぎ早に何本の矢とかやってきて、振り回されて大変ですよ、すぐ出せとかね。それで、こうした複雑で多様化し、しかも何とかな、時間的な余裕のない、そういう事務事業の変化が連続的に来てると思うんですね。これが、その職員の健康状態、心身の健康状態にどういう影響を与えているのかということと、もう1つはですね、聞きたいのは、正規職員がスケールメリットとかいろんなこと言われて、どんどん減ってるでしょ。そして、臨時でない仕事を臨時職員にしてもらってるという姿がありますね。これはよろしくないんですね。臨時の仕事は、臨時の職員にさせていただくことはあるけれども、臨時でない仕事をずっと何年も臨時の方にしてもらってるというのはおかしい。これ全国的な、今の働き方、働かせられ方の構造的な変化も問題があるんだけど、こうした中における職員の、何ていうか、人的体制の変化による悪影響というのが、2つ目にあるだろうと思うんです。

こうしたことについて、この産業医の皆さんと市の担当部は話し合う機会、どう評価するか、意見を交換するような機会というのはないですか。

## ○人事課長

産業医との意見交換の場というようなことでございますけれども、まず先ほど、内科医のところでご説明させていただきましたが、毎年度、安全衛生委員会というのを、年に数回、3回あるいは4回程度開催をさせていただいています。この安全衛生委員会におきましては、各、それぞれの専門部会というのがございまして、いわゆる所属の部署ごとの、職場ごとの部会でございますけれども、こちらのほうから職員の危険、健康障害を防止するための対策、あるいは職員の健康管理に関する報告だとか、そういったことを述べていただく場でございますけれども、そういったことを述べていただいた部分の会議におきまして、この産業医からの報告なり、助言なり、指導なり、そういったことをいただいているところはございます。

それから、職員の減に伴います影響関係でございますけれども、確かに職員数につきましては、平成18年度の4月当初の職員数が1209名ございました。これが、今、平成27年度の4月1日現在でいきますと、862名となっております。347名の減少というようなことをかというふうには考えております。先ほど、合併後、いろいろの職員がする事務事業が大変になってきているのではないかというようなご質問ございまして、これを、健康面等の中で図るという手だてといたしまして、特別持っているわけではございませんが、例えば当時、18年度の、当時の年度終わりの休職者数、いわゆる先ほど言われました、精神的な病を持つ休職者数の割

合で言いますと、18年度当初が14名でございまして、今年度、これが3月1日現在でございまして、休職者が10名ということでございます。職員数に対する割合といたしましては、ほぼ、休職者に関しては、同じ状況ではございますので、一概に職員数の減、あるいは事務量の減が健康面につながっているかどうかというところまでの分析については一概には言えないかと考えております。

○川上委員

私は、国が、先ほど言ったような、その複雑で多様で、時間的猶予を与えない、押しつけをどんどんやってきてる中で、臨時職員の分のお金は出すけども、正規職員をふやすためのお金とか全然出さないでしょう。削れていっているわけでしょう。そういう状況の中で、きちんと産業医の委託業務の中に、個々の職員の健康状態を見るだけではなくって、そういう外的環境、影響も含めた評価をお願いするようにはどうかと。これは産業医だからできるんですよ。産業医でなければ、やりにくいと思うんだけど、この質問終わりますけれども。次、いいですか。

○委員長

人事評価システム構築業務委託料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

56ページの総務費、一般管理費、人事評価システム構築業務委託料なんですけれども。私がこれを質問しなければと思ったのは、実は、先ほどの質問の連続でもあるんです。こうした中で、適切な人事評価が、制度が行われなければ、そういう2つの外的な悪影響の要因があると思うんだけど、これに拍車をかけてしまう、そういうことにならないかと、思うからなんです。それで、そのような方向に、人事評価システムがなってはならないと思うんだけど、今回の委託は、何のために行うんですか。

○人事課長

今、現在、人事評価につきましては、飯塚市は全国的に導入をさせていただいております、本格導入をいたしております。今、全職員を対象とした人事評価につきましては、資料6ページのほうに人事評価シートというのを今回の分で資料として出させていただいております。現在、この人事評価シート、これに基づいて、人事評価を行っているところでございますが、これにつきましては、現在エクセルで作成したシートを採用して、メールでの送信等で上司に送信し、所属長が各部署のフォルダに保存するような形で行ってるところでございます。ただ、このエクセルシートで作成したシートでございますので、提出漏れ、あるいは入力漏れ等がないか等、担当職員が適宜確認する必要があります。人事評価のシートは、エクセルの場合、評価シートの修正が非常に煩雑となりまして、提出状況、入力状況や個人の評価の状況、経年状況、職員の検索等に時間を費やしている状況がございます。そこで今回、これをシステム化することで、入力時に関する作業効率の改善、進捗状況の把握評価の集計作業などを大幅に改善することとしておりまして、職員全体の人事評価に関する事務の軽減化と評価結果の透明性が確保されるというふうに認識しております。また、この集約したデータを人事育成運用支援のツールとしても活用することとして考えているところでございます。

○川上委員

この人事評価のシステム制度が、職員が自治体労働者としての役割を自覚して、心身健康で伸び伸びと仕事ができるというような方向で、かつ成長できるようなものになってはじめて住民に対するサービスが充実できると思うんだけど。過去に私が向いてないんじゃないかということで指摘したシステムがありました。S、A、B、C、Dということで、職員同士で基金を出し合わせて、そしてSと認定した人に職員の言わば懐をあてにした手当を回すというような非常にひどいことをやったことがありますね。今はやってないと聞いていますけども、このシートの中に振り返りとか書いていますけれど、やめたことは重要だと思うんです。問題は、

S、A、B、C、Dで、今言ったようなシステムをやったことをどのように振り返っておるか。その中に、今後の人事評価システムを、よりよいものにしていく上で、生かすものがあるだろうと思うんです。プラスの面もあったと言われるかもしれない。あまり私はそうは思わないけれど、マイナス面は大きいと思うんです。そこのところを執行部がどういうふうに振り返っておるのか、いないのか。いるとすれば、今後どのように生かそうとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

○委員長

ちょっと、川上委員、いいですか、予算について質問をしてもらわんと、ここは議論の場ではございません。システムの内容まで、こういうふうに変えたらどうかとか、ああいうふうに変えたらどうかとか、そういう意見は答弁のしようがないと思います。だから予算について審議をしていますので、予算についての質問をしてください。

( 発言する者あり )

暫時休憩いたします。

休 憩 11:01

再 開 11:09

委員会を再開いたします。

○人事課長

この人事評価制度でございますけれども、この目標設定を行うときに職員一人一人がこの目標を見える化することで、1年間のうちにやるべきことが具体化され、目標達成に向けた意識が強まることとなります。また、目標設定の達成、あるいは設定時において、上司と進捗管理を行い、上司と部下がコミュニケーションを図ることで、その機能が活発になるということも考えられます。こうしたことは、その後、職場風土調査においても、コミュニケーション機能は強化されたというような調査結果も職員のアンケートで出ております。こうしたことと相まって、ただし、職員からはこのシート作成に関しては、事務が煩雑で時間かかるというような意見も出ているところでございます。こうしたことから、今回これをシステム化することで、少しでも職員の負担を軽減するということがあわせて、今度、この構築をするところでございます。

○川上委員

私がしてきたことについては答弁ができないということですかね。職員の懐を財源にして、S級の方の手当に回すというやり方をやめたということについて振り返るところがあるでしょう。その大事な所を、振り返った大事なところを今度の業務の、せつかくですから、反映するようなことがあるんではないかという。委託料について聞いているわけですよ。答弁できないですか。できんならできんと言ってください。

○人事課長

原資の財源の部分でございますけれども、今回のこのシステム委託と直接かかわるものではございませんが、先ほど、委員が申しましたとおり、確かに以前、24年度までですけれども、勤勉手当に人事評価結果を反映するというのを、課長補佐以上で24年度から実施をしておりますけれども、これにつきましては、確かに当初、全体の職員の配分を1%減じることで、その原資を確保した中で、処遇の繁栄に充てておりました。ただ、これにつきましては、その後、人事評価制度委員会の中でもご意見が出てまして、この一律に支給率を減じて、配分原資を確保する方法では職員のモチベーションの向上につながらないではないかというような意見が出たところでございます。そうしたことから、25年度からは、この1%減じるという制度をやめまして、全体の予算の配分の中で、上位者には配分するというようなことで、制度を変えたところでございます。

○川上委員

私はまだそれでも足りないと思うんですよね。なぜそれを導入したのかというところまでいかないと、深まりがないと思うんですけど、もう次に行きます。

○委員長

次に、政務活動費審査会委員報酬について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

57ページ、総務費、一般管理費、政務活動費審査会委員報酬についてです。この政務活動費審査会というのは、どういう活動をしているのか、お尋ねをします。

○総務課長

政務活動費審査委員会につきましては、政務活動費として支出されたものが、会派または議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、各種会議への参加等、市政の課題、市民の意識を把握し、市政に反映させる活動に要する経費として、適正に使用されているかどうかについて、審査を行うものであります。

○川上委員

これは、国会は国会でいろいろなことが起こっていますけども、地方議会で大変なことが各地で起こっているわけです。それで、この審査会のメンバー、それから報酬について適切かどうかということもありますけれども、重要なことはですね、この審査の過程が市民の前で開かれた状態で行われているかということだと思えますよ。それで開催日時は、時間場所は、いつどのように公表をしておるのか。また、傍聴ができるというのをきちんとおっしゃるのか。もう続けて言います。それから、傍聴者に対する資料の配付は行われるのかどうか。答弁を求めます。

○総務課長

審査会につきましては、まず条例で公開が定められております。また審査会の傍聴に関しましては、市議会傍聴規則の例により実施をしております。審査会の日程につきましては、初回は、当日庁舎内の会議案内に掲載いたしました。市のホームページ、イベントカレンダーに掲載をしております。2回目以降につきましては、日程が決定次第、会議場所と日時を会議のおおむね1週間から10日以上前にホームページに掲載しまして、周知をしております。傍聴につきましては、傍聴者には資料を準備し、傍聴席を2席準備しておりましたが、傍聴は最終日の5回目に1人見えただけでした。

○川上委員

ホームページというのは、今の時代当たり前のことだと思うんですよ。それ以外の工夫をできるようにしてもらいたいと思います。ここところが、政治倫理のほうとあわせて、住民が主役の、市長の言葉で言えば、人が輝きというところでしょうから、土台になるところなので、この質問を終わります。

○委員長

次に、58ページ、飯塚自衛隊協力会負担金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

58ページ、総務費、一般管理費の飯塚自衛隊協力会負担金について、お尋ねをします。資料をいただいております。追加資料の2ページ、3ページもあるし、4ページも5ページもあります。それでこれについては、承知をいたしましたけれども、負担金を出しているんですけれども、この会の活動状況はどうなっておるのか、お尋ねをします。

○人事課長

具体的な活動内容でございますけれども、毎年行われております、飯塚駐屯地周年記念事業や市民と自衛隊との音楽の夕べの共同開催をはじめ、自衛隊の広報や自衛隊員募集、定年者の再就職への協力など、飯塚駐屯地への支援を中心とした活動を行っております。

○川上委員

この負担金を出すんですが、この協力会の目的が2ページに書いてありますね。国防意識の認識を深め、かつ自衛隊との相互理解と親睦を図り、自衛隊の健全な発展と日本の平和の推進に寄与するというのが目的なんですよね。先日、東町の広場に軽装甲車と、それから短距離ミサイル発射装置を持つ車両が展示されていましたね、1日中。軽装甲車は小倉から来ているんですよ。近距離ミサイル、富士山くらいの高さぐらいの航空機に当たれば落ちると言っていました。ミサイルは落とせないと言っていましたけれど、久留米から来ているんですよ。このうしろに、私たちは飯塚の大水害の支援活動を忘れないと書いているわけです。国防というのをどう考えるかということがあろうでしょうけど、基本的に自衛隊は専守防衛なんですよね。国民の災害救援とか、きょうはまさに3月11日ではあるんですけども、いま政府の行為によってですね、安民法制、私は、戦争法と呼んでいますけれど、3月26日でもう施行されてしまうんですよ。このときに、飯塚で自衛隊とこの目的に従ってずっと積み上げてきたものが違う形で、飯塚駐屯地が任務を与えられて、このあいだ帰ってきましてけれども、例えば南スーダンとか、駆けつけ警護とか言って、向こうの少年兵と殺し合いをするような場面というのは絶対に許してはならないと思うんです。ですから、飯塚自衛隊協力会の活動のあり方についても市としても考えていく必要があると、安民法制を私はなくして、廃止して、この目的が適切に憲法9条のもとで達成できるように市としてもがんばるべきだというふうに述べておきたいと思えます。この質問を終わります。

○委員長

同じく、飯塚保護区保護司会補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

58ページの総務費、一般管理費、飯塚保護区保護司会補助金についてです。資料をいただいています。追加資料の8ページですね。これを読ませていただきました。それで、その上でこの保護司会の活動が大変な状況に今なりつつあるなという印象を持ちました。市のほうで把握されている活動状況をお尋ねします。

○防災安全課長

飯塚保護区保護司会につきましては、具体的には、社会を明るくする運動におけます法務大臣のメッセージの市長への伝達、それから社会を明るくする運動の強調月間におけますキャンペーン、また保護観察官による研修会、保護司相互の体験発表会、協力雇用主の発掘及び情報交換、また更生保護法人飯塚宏済会の理事、評議員、監査の選出、各市町教育委員会、学校との合同研修会、社会を明るくする運動、作文コンテストの参加校応募依頼等を行っております。

○川上委員

補助金が76万5千円ということになってますけれども、この金額については、あるいは予算計上については、どういう根拠があるのでしょうか。

○防災安全課長

補助金76万5千円を補助させていただいておりますが、この内容については、保護司の活動に関します事業、社会を明るくする運動に関する事業、犯罪の予防及び非行防止に関する事業費に交付することとしております。

○川上委員

金額がなぜ76万5千円なのかということも聞いたんですよ。

○防災安全課長

この分につきましては、平成18年度、これは合併前市町ごとに保護司会との協議により算定をした額でございまして、その後、平成19年度からは合併後の飯塚市といたしまして、平成18年度に交付した額をもとに保護司会と協議のうえ、算定をいたしております。また、平成23年度から現在でございまして、支部が廃止になったことから、保護区分に統合いたしまして、現在の76万5千円を補助しておるところでございまして。

○川上委員

保護司会からは、もう少しどうにかならないでしょうかという相談とか、23年の段階でなかったんでしょうか。

○防災安全課長

現在、私のほうでは把握はできておりません。

○川上委員

この質問は終わります。

○委員長

次に、情報公開審査会委員報酬について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

59ページ、総務費、文書広報費、情報公開審査会委員報酬について、お尋ねをします。この報酬額が計上されているんですけども、この間増減については、どうなっておるか、お尋ねをします。

○総務課長

情報公開審査会委員の報酬につきましては、非常勤特別職の報酬条例に基づく、附属委員の報酬として月額5900円と規定されております。合併当時から現在までの報酬額の変更はございません。

○川上委員

追加資料の9ページに、個人情報も入っておりますけれども、審査会の活動状況が書いてあります。これについて少し説明していただいてもいいですか。

○総務課長

資料の9ページに記載しておりますように、合併後の10年間で情報公開請求1377件のうち、異議申し立てが5件提出されております。10年間の審査会の開催状況は、異議申し立ての審議が11回、任期開始時の会長選任などで5回の合計16回でございます。

○川上委員

市の実施機関が制度をよく理解していれば、異議申し立てに至らないものもあつただろうし、異議を申し立てたいんだけど、手続きまではいかないという方もあると聞いています。それで、市のほうで、この制度の大事さとともに手続きについて、熟知する、そういうような取り組みは制度を適切に運用する上で、これは住民の権利ですから、運用する上で不可欠だと思いますけど、そういう取り組みはされていますか。

○総務課長

情報公開条例の運用につきましては、個人に関する情報、法人その他の団体に関する情報、行政運営に関する情報による非公開情報の取り扱い等におきまして、各課の対応に差異が生じていたこと、また、公開情報と非公開情報が混在している情報の公開方法や非公開情報のマスキング方法など、条例に規定のない運用でも統一的な取り扱いがなされていない状況がありましたので、昨年4月、情報公開条例解釈運用基準を制定し、情報公開条例の解釈について、各課で共通認識を持ち、その運用が統一的となるよう、職員への周知を図ったところでございます。

○川上委員

その基準を作成し、各課に周知したということなんだけど、それ以降私自身の経験の中で、まるでわかっていないなということ何度もありました。それで特に、公開条例なのに、できるだけ公開するまいとする気運というか、してはならないものはならないわけだけでも、そうでないものは、原則公開ですから、この原則公開というのをはっきり定めて、徹底しないと、出すものが少なければ少ないほどよいみたいなことでは、いただけないというに思います。

それから、飯塚は、14日以内という規定になっているんですけども、この14日以内とい

う意味はどのようになっていますか。このことについて、異議申し立てはなかりょうと思えますけれども、状況によってはわかりません。14日以内という規定どうなっていますか。

○総務課長

情報公開につきましては、14日以内というふうになっておりますけれども、速やかに公開しなければならないというふうに規定されております。

○川上委員

速やかに公開すると。遅くとも14日以内ということなので、これも先ほどの基準の中にあるはずなんだけども、押さえておいていただきたい。こういうことをやることによって、異議申し立てに至らないで済むことも出てくるのではないかと思います。この質問を終わります。

○委員長

次に、個人情報保護審査会委員報酬についての、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

59ページ、総務費、文書広報費、個人情報保護審査会委員報酬についてです。28年度は何回、開催を見通しておられますか。

○総務課長

2回ということで見積もっております。

○川上委員

審査会で審査が行われて、その決定に不服がある場合、重ねて審査会で審査してもらいたいという場合があったとすれば、審査会の開催がふえると思うんだけど、その辺はどういうことになりますか。

○総務課長

審査会に不服申し立てをして、それに不服がある場合には、行政事件訴訟法に基づき、非開示決定などの取り消し訴訟を裁判所に起こすような形になりますので、再審査ということはございません。

○川上委員

わかりました。この質問を終わります。

○委員長

次に、広報管理費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

59ページ、総務費、文書広報費、広報管理費ということなんですけれども、私の問題意識は市報です。随分努力されていると思います。けれども、他都市の広報等と比べれば、お金がかかってないなど、市報ですよ。中身じゃないですよ。お金がかかってないなど。それで、1部当たり幾らくらいの作成費用になっておるのか、お尋ねをしたいと思います。そして、それを、ふやそうと思ってるのかね、もう減るなら、どこまででも減らそうというふうに思っているのかね、お尋ねをしたいと思います。

○情報化推進担当次長

広報誌は、以前使っておりましたマットコートと言われる表面を少しコーティングされた用紙を使っていたんですが、平成26年5月から、行革の一環として現在の紙、上質紙を使っております。そして、カラーが、一部2,376円、スミで1,188円でございます。大体1号当たり28ページで、今現在発行しております。これよりも紙質を落とすと、見づらくございますので、安くてもいい紙があれば、研究してそれには替えていきたいというふうに思っていますが、これ以上紙質を落とすということには考えておりません。

○川上委員

市報というのは、市と市民を結ぶ重要なパイプだと思うんですね。ですから、せっかくこういう良い物を作っているんだから、見やすく読みやすいというふうにするために一部当たり



幾らかは秘密のようですけども、少しお金をかけて市民との関係を取り結んでいくというふうにしたほうがいいんじゃないですか。秘密ですか。

○情報化推進担当次長

秘密ではございませんで、先ほど言いましたように、カラーのページが2.376円、スミで1.188円でございますので、大体平均28ページでつくっておりますので、それを掛けていただくと、1部当たりが大体50円弱ぐらいになると思いますが、それぐらいの費用でございます。

○川上委員

この50円弱のものをね、きちんと届けて、写真もね、表紙いい写真がよく入っているじゃないですか。あの写真にはね、やっぱり少し力入れた紙じゃないとね、もったいないかなという気はします。そこで、内容なんですけれども、内容については、パイプというふうに私は考えていると言いましたけど、写真の中に市民の息吹が伝わったりもするんだけど、もう少し紙面に、市民が登場する場面とかね、いう工夫はないのかなと、お達しじゃなくってね。だから、市報と言えば、報ずるだけですけれども、やっぱり吸収する、返していくっていうのもいるんじゃないかと思います。それでこの市報について市民の意見を、あらたまてね、聞く場面というのはこの経費の中に入っていないのか、何とか懇談会とか、昔は齊藤市長がタウンミーティングとかやっていたから、そこでいろいろ聞けたと思うんですよね、そういったことも。最近やってないから、聞く場面ないでしょう。市報についてそういう意見を聞く場面というのは、つくるようにはなっていないですか。

○情報化推進担当次長

現在のところはそういう組織というのは、開催しておりません。

○委員長

次に、旧筑穂老人福祉センター解体等工事について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

66ページ、総務費、財産管理費、旧筑穂老人福祉センター解体等工事について、お尋ねをいたします。これどういう工事なのか、教えてください。

○高齢者支援課長

旧筑穂老人福祉センターの建物を解体し、跡地を駐車場として整備するものでございます。

○川上委員

4700万円の予算計上は多少大きいなという感じするんですけど、4700万円の計上の理由を聞きます。

○高齢者支援課長

解体工事として2200万円、それから跡地を駐車場に整備する費用につきまして2500万円を計上いたしております。

○川上委員

駐車場整備に2500万円ですか。どういう駐車場つくるんですか。

○高齢者支援課長

駐車場を86台分ですね、面積が845平米で、駐車場86台分をとります。

○川上委員

現地は知っておりますけれども、適切な予算計上かどうかね、ちょっと気になる場所があります。それはそれとして、筑穂は、新年度から過疎地域対策の新5カ年計画をつくろうとしているんですけども、過去5カ年にも、過疎債を使っていろいろ手当てをしようというくらい住みやすいまちづくりやろうではないかと、過疎対策をやろうという地域なんだけども、その、これまで中核的な役割を果たしてきた老人福祉センターを行革に基づいて廃止し、いよいよ解体してもうなきものにしてしまおうというふうになっているんですけども、地元とはどういう

話し合いをして、いつ同意をしたのか、お尋ねします。

○高齢者支援課長

すみません。先ほどの面積ですけど、先に、2800平米です。先ほど申しましたのが、建物の面積を間違っていたので、訂正させていただきます。それから、平成21年に地元自治会長会に説明を行いました、改めて平成26年に地元自治会長会、それから利用者団体に個別に説明を行い、了承を得ております。

○川上委員

ですから、そこまで聞かないといけなかったけど、どういう同意をされたわけですか、地元の方は。もうお風呂も入れないし、ちょっとした集まりもできなくなる。残念、我慢しますという同意なのですか。

○高齢者支援課長

お風呂につきましては、平成24年にボイラーが故障しまして、筑穂の保健福祉総合センターで代替で使わせてもらっております。それから、協議の内容でございますが、自治会長会には、一応、実施計画等で決まってる事前に話しておりましたので、跡地につきましては、周りに、公民館の駐車場等もございませんので、そこを整備して駐車場をつくってほしいというご意見が出ました。それと、利用者団体につきましては、各団体1団体ずつ回しまして、事情を説明して、公民館や福祉総合センター、それから、筑穂支所の3階の利用のことについて、内容等を説明いたしまして、利用時間等の設定もうちのほうでいたしましたので、ご了承いただきました。

○川上委員

そうすると行革で、とにかく一方的に廃止するのかと心配されたんですけども。住民の声を受けて、代替機能が確保できたと。さらに、もともと必要だった駐車場もこの際、整備してもらえるとということで、住民の要望はこういった形で通っていったということだと思っんですね。この質問終わります。

○委員長

続きまして、颯田高齢者福祉センター等敷地購入費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

66ページ、総務費、財産管理費、颯田高齢者福祉センター等敷地購入費についてということです。1028万3千円、購入する理由は何ですか。

○高齢者支援課長

新市になって財産を整理していく中で、施設等の一部に個人名義の土地があることが判明しました。この土地につきましては、市が取得しておりませんでしたので、改めて境界立会を行い、土地名義人の相続人の方々との協議の中で、市が土地を購入することを希望されましたので、今回予算計上を行っております。

○川上委員

この金額については、鑑定によるということなんでしょうけれども、過去の、その方たちの土地を市が抑え込んでいたということからですね、賠償部分は入ってないんですか。

○高齢者支援課長

賠償部分は入っておりません。

○委員長

続きまして、忠隈住民センター運営費補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

66ページ、総務費、財産管理費、忠隈住民センター運営費補助金についてです。これも行革の公共施設のあり方で、対象になったところですけども、現在、運営状況はどのようになっているのか、資料が出ておりますので、紹介しながら、説明していただいているんですか。

○社会・障がい者福祉課長

現在、忠隈住民センターにつきましては、平成23年度から地域の福祉団体でございます楽市校区東社会福祉協議会に施設及び駐車場を無償で貸し付けて、その運営経費の不足分を市が補助するというので、交付をいたしているところでございます。その経過をA4にまとめてございます。

○川上委員

昨年度は、486万1千円というのがその補助金の予算だったんですね。補助金ですから、予算どおりの決算と申しますけれども、土地・建物を無償貸し付けと申すことのようにも、これは、何に基づくんでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

施設及び土地の無償貸し付けにつきましては、「飯塚市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」の規定によりまして、また施設に付随する備品、それから物品等につきましては、同条例の第7条に規定されておりますので、それによりまして、無償の貸し付けというふうにさせていただいております。

○川上委員

現在は、その土地・施設の所管は、どこの課が担当しているんでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

所管は社会・障がい者福祉課でございます。

○川上委員

普通財産でしょ。そちらが管理してるんですか。

○社会・障がい者福祉課長

普通財産の中でも特定目的の貸し付けというふうなかたちになりますので、当課のほうで所管しております。

○川上委員

楽市校区東社協という団体は、社協でしょうけれども、どういう活動してるのですか。いつ発足したんですか。

○社会・障がい者福祉課長

もともと校区社協というかたちで、地区社協とか校区社協とかいわれる、任意の団体でございますが、現在、市内に20地区ほど設立をされております地域福祉ネットワーク委員会の楽市東校区の活動母体となっております。範囲としましては、その当時はですね、今、一部自治会が合併したりしておりますけれども、地元の10自治会、今は9の自治会ということになりますけれども、その自治会員の皆さんということになります。

○川上委員

運営費全体はどのくらいかかっていて、というのをお尋ねしたいんですけど。

○社会・障がい者福祉課長

26年度の決算で申しますと、ここにも上げておりますけれども、市の補助金が510万円ということでございます。それから、利用料が約100万円ほど入りまして、都合600万円ぐらいの全体の経費、つまり財源の100万円は例えばお風呂とか、部屋の貸料、これによりまして、あとは市の補助金というふうなことになっております。

○川上委員

それとですね、この10ページの資料ですけれども、修繕費等の資料も出してますよね。25年、26年、27年、漏水の修繕とか、それから女子トイレ便器取り換えとか、給湯設備の修繕とかしてますね。と、考えてみるとね、市が、職員が関与してないだけでね、直接は、市が責任を持っているというようになってるわけですね。そうですか。

○社会・障がい者福祉課長

このセンターの運営は、無償貸し付けというかたちの中で、主体的には楽市校区東社協の皆さんが運営をされておられると。しかしながら、どうしてもですね、運営上瑕疵が生じた場合、建物のほうも古くなっておりますし、また、災害等によっていろいろ管理運営に支障が生じるといった場合につきましては、これまで市が管理していた施設という関係もございまして、ご相談に応じるといったかたちで修繕費あたりを捻出しているところでございます。

○川上委員

当初ですね、公共施設等のあり方に関する1次実施計画では、地元に移譲すると。ボイラーくらいはきれいにするけれども、あと知りませんよという方向だったと思うんだけど、このように住民から、それと比べれば住民の方に、移譲、押しつけてしまうよりは、市が責任を負うというふうにしているのは、変えたのはなぜか、お尋ねしたいと思います。

○社会・障がい者福祉課長

そもそも平成21年の2月現在で出しました公共施設のあり方の実施計画の中には、この忠限住民センター、平成22年度までの指定管理期間満了後は廃止して、地元は無償移譲するということの計画を立てておりました。その計画の中にあわせて、地元が移譲を希望しない場合は、21年度末までに施設のあり方を再度検討することとし、見直しに当たっては、考慮すべき事項として、移譲等に伴って削減される経費の一部を財政支援する仕組みについて検討することが必要というふうにいたしておりました。このため、地元の自治会と地域の皆さんと協議を進めましたけれども、移譲が難しいということになりましたので、施設のあり方について、更に検討しました結果、その見直しの方法を楽市校区東社協に無償で貸し付けて、その運営費に対し本市行政が財政的支援を行うというようなことになったわけでございます。

○川上委員

それはですね、やっぱりこの地域に福祉の一翼を担うセンターが必要だということを、市が可能な限り責任を負わなければならないっていうことを、市が認めたことだと思うんですね。それは大事なことだと思います。それで、その立場に立つならばですね、もう少し考えられることもあるのではないのかなと。風呂は3日だけとかね。これ平均すると1日50人くらい入られてる計算になりますね。それで、この方々は他に行かなければ週3日と。週3日でもいいよという方もあるでしょうし、もう少し少なくていいよという人もおられるかもしれませんけども、もう少しこれふやせるように、地元の方々が希望すれば、市が補助金をふやせばいいことですから。そうしたことを考えていただきたいと思います。この質問は終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:58

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

66ページ、颯田高齢者福祉センター運営費補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

66ページ、総務費、財産管理費、颯田高齢者福祉センター運営費補助金についてお尋ねをします。616万円。補助額の根拠をお尋ねします。

○高齢者支援課長

飯塚市颯田高齢者福祉センター運営費補助金交付要綱に基づき、管理運営に係る人件費、燃料費、光熱水費、法定点検委託料、消耗品費等の必要経費を補助いたしております。

○川上委員

運営にかかるお金全額を、ということですか。

○高齢者支援課長

大きな補修等に係る分以外は補助をしております。

○川上委員

この運営主体はどこですか。

○高齢者支援課長

穎田まちづくり協議会です。

○川上委員

行革方針に基づいて、そこに運営主体を置いたんでしょけれども、住民サービスのレベルに後退がないか、お尋ねをしたいと思うんですけども、利用状況との関係を見ますと、どのように判断していますか。

○高齢者支援課長

サービスにつきましては、お風呂に関して、合併前は6日間で、廃止後は3日間というふうになってきております。その影響も当初はありましたが、今は利用者数につきましては減少しておりますが、ここ3年はほぼ横ばい状態だと思っております。

○川上委員

先ほどの忠隈住民センターでも感ずるところですけれども、私には言わせれば、非常に乱暴な行革方針が出ただけけれども、それに対して、住民の声を聞こうというところで、このような工夫をしておるのではないかと思うだけども。その辺の判断の基本は、どの辺にあったんでしょか。

○高齢者支援課長

飯塚市公共施設のあり方に関する第1次実施計画におきまして、穎田高齢者福祉センターでは指定管理者による指定管理が終了するまでの22年度まで公の施設として運営していましたが、その後廃止されております。基準……。判断の基準といいますか、今現在まちづくり協議会で適正に運営してありますし、お風呂に来ている方もそんなに減少しておりませんので、どう基準を考えるかというのは、ちょっと答弁しづらいところでございます。

○川上委員

行革での当初方針というのがですね、さっき言ってしまいましたけど、非常に乱暴ではなかったかということなんですよね。それを、後退は明確にあるんだけど、それでも住民の声を聞いて、一定の維持をしているということだろうと思うんですよ。当初の出し方が非常乱暴であったという反省が本当はいるんじゃないかというふうに思うんですね。

今度、コミュバスも足伸ばそうということにしたんでしょ。だからそういうことをね、大事にするという教訓が残っておるのではないかと思います。それで引き続き、まちづくり協議会に押し付けたままでいいのかどうかということもですね、つまり市が責任を持って運営する時期を考えないといけないのではないかというふうにも私は思っています。質問を終わります。

○委員長

続いて、伊岐須会館運営費補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

同じく、66ページ、伊岐須会館運営費補助金326万2千円ということになってます。伊岐須会館を運営するのに、補助金が326万2千円で済むというのはちょっとよくわからないんですね。運営費全体が幾らかかるのか、そして、その一部として補助金を出しておるのか。お尋ねします。

○人権同和政策課長

ご質問が、326万2千円、これ補助金以外にどのような費用が掛かるのかということですが、この補助金以外に伊岐須会館は、これは市の財産でございますので、建物の管理ということで、この補助金以外に電気設備保安料、それから空調設備保守点検、消防施設保守点検、それから、年に、1回行います大規模な清掃ということであわせて、75万2千円の予算がございます。

○川上委員

直営の時、この会館管理運営には、どのくらいの費用がかかってました。

○人権同和政策課長

当時、約1300万円であったと聞いています。

○川上委員

それは、職員の人件費がもちろん入ってるんだろうと思います。この326万2千円の補助金の内訳というのはどうなってますか。

○人権同和政策課長

内訳としまして常時清掃とか受け付けをするということで人件費、それから、消耗品費、それから燃料費、光熱水費、維持補修費、電話料金という内容でございます。

○川上委員

直営から運営費を補助するような関係になってですね、会館が住民の福祉の向上のために、サービス向上のために役立つようにさらに前進したかどうかというのが問われると思うんですけども。それについて追加資料の11ページに、伊岐須会館及び立岩会館の運営状況という資料出しています。伊岐須会館の利用状況を見られてですね、こちらから言いますか。22年度が年間利用者5827人。23年度が6674人。24年が6130人。25年度が4587人。26年度は3829人。27年度の数字がありませんけども、年間利用者の推移を見て、先ほど私が言ったような角度で見ればですね、伊岐須会館、役割を果たしている、能力をどんどん発揮する方向に向かっているというふうに思われますか。

○人権同和政策課長

今、要求資料の中の推移が委員のほうから仰っていただきましたけれども、この内容としましては、まず、平成23年度にはふえている理由としましては、二瀬まちづくり協議会、こちらのほうで小中学生の学力の向上をするということで、23、24年に使用していただいて、利用者数がふえております。それから25年度に減った分につきましては、この学力向上の塾といえますか、そういうものが24年度で終了したことで、25年度は利用者数が減っております。それから25年度から26年度に減っている分につきましては、自主サークルで行ってられます健康ダンス、こちらのほうが、無くなったということで、利用者数の推移をこのようになっているというふうに考えております。

○川上委員

直営から、伊岐須会館管理運営協議会による管理運営に移行して、このことと何か関係があるんですか。この利用者が激減してることについては。

○人権同和政策課長

管理運営協議会がありますが、この団体の中に二瀬まちづくり協議会が入っておりまして、先ほど申しました子どもたちの学力向上に対しましては、この二瀬まちづくり協議会が行っておりますので、1つの関係があるというふうに考えております。

○川上委員

これ減っているんですよ。直営からこの協議会に管理運営が変わったことと利用状況が減っていていること、関係がないのかと聞いたんですけど。26年の開館日は242日だと思うんですよ。これ割るでしょう、3829人。そうすると15.82人とかいう数字になるわけですよ。あの大きな施設ね。1日15人ぐらいしか使ってないという計算なるわけですよ。さっき水光熱費とか、いろいろ他にもお金だしていますよということになるんですけど、ちょっとおかしい。326万2千円のお金は、誰が受け取るんですか。

○人権同和政策課長

伊岐須会館管理運営協議会のほうでございます。

○川上委員

この管理運営協議会はどういう構成ですか。

○人権同和政策課長

NPO法人 飯塚市青少年健全育成会連絡協議会、それから、部落解放同盟飯塚市協議会それから二瀬まちづくり協議会の3団体でございます。

○川上委員

この運営協議会は、いつ発足しましたか、正式に。

○人権同和政策課長

平成23年4月1日でございます。

○川上委員

平成23年に発足していない団体に委託するというので予算をつけたんですね、3月議会で。それで現実的には、ここの受け付け業務があると言われてきましたけど、1日15人ぐらいですからね。のんびりしたもんですよ。ここはだれが座っているんですか。ここに。受け付け業務を現実にやっているのは。

○人権同和政策課長

受け付け業務というのは、お二人の女性の方が事務をしております、その女性の方、事務員が座っております。

○川上委員

その方たちの人件費は幾らぐらいですか。326万2千円の中に入っているんですか。

○人権同和政策課長

326万の中に入っております人件費の予算としましては、平日の14日、職員の女性が2人おられますが、月14日勤務で、これが12月分と、それから夜間に業務を行う分の金額とあわせて、人件費としましては、251万4150円というふうに積算しております。

○川上委員

残りのお金は何に使うんですか。

○人権同和政策課長

残りのほうは、先ほど申しましたけれども、消耗品費、燃料費、水道料金、電気料金、維持補修費、それから電話料金が内訳でございます。

○川上委員

そういう状況の中で、この伊岐須会館は実際はですね、部落解放同盟飯塚市協の第2事務所になっているんじゃないですか。第1事務所は飯塚集会所になっているでしょう。あなた方が貸しているところ。ここ、第2事務所をなっているんじゃないですか。違いますか。

○人権同和政策課長

第2事務所というお話がありましたけれども、この3団体、構成する3団体につきましては――

○委員長

課長、答弁中だけど、今なっているか、なっていないかを聞いてるのだから、それをはっきり言って。

○人権同和政策課長

事務所として使っております。

○川上委員

部落解放同盟の事務所として使っているという答弁ですか。

○人権同和政策課長

そのとおりでございます。

○川上委員

それは、何の規定によってそういうことができるんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:17

再 開 13:17

委員会を再開いたします。

○人権同和政策課長

失礼しました。事務所と言いましょか、この3つの構成団体も使用しております。

○川上委員

それはもちろんでしょう。団体でつくっている管理運営協議会だから。私が言ったのは解放同盟の事務所だというふうに言われるから、何の規定があるのかと、なんによってそれができるのかと聞いたんですよ。ほかが使っているからここも使っているというルールですか。いろんなところからいろんな団体がうちの事務所に使うと来ますよ。それが根拠なら。

○人権同和政策課長

失礼しました。ちょっと言い方がおかしかったと思いますけれど、管理団体が使用するにあたっての事務所という形で使っていただいています。

○委員長

さっきの答弁は訂正されるんですか。質問者に対して、事務所として使っているということは。

( 発言する者あり )

どっちははっきり言わな。川上委員、休憩中ではございませんので、発言があるなら挙手をしてください。

○川上委員

なんによるかわからないと。けれど、解放同盟が事務所として使っているということですね。市が多額の経費を投入して建設し、そして維持してきた伊岐須会館です。そしてこれは地域でも、隣保館事業が行われておったんですよ、ずっと。解放同盟その他が管理するような形になって、隣保館事業もはずされてしまったわけですよ。ですから、23年からデイサービスとなくなっているでしょう。みんな立岩会館に行かせられたわけね。追い出されたわけですよ。そして、何が残ったかという、解放同盟の事務所が残ったと。そして、26年度は1日平均15人ぐらいしか使っていないと。極めて異常ですよ。そこに326万2千円の補助金を出しているんだけど、これは再検討する必要があると思います。質問を終わります。

○委員長

次に、68ページ、合併10周年記念事業費について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

68ページ、合併10周年記念事業費について、ご質問いたしたいと思います。平成18年3月26日に合併して以来、新生飯塚市が10年目の節目を迎えようとしています。この中の予算でもあります、執行されています広報いづかの中にも、トップページに伊藤伝右衛門邸の門でしょうか、これは、開くようなところが写っております。2ページ目には、3月26日開催のコスモスコモン大ホールでの10周年記念イベントと式典のご案内、3ページは市長と議長のコメント、4ページから5ページにかけては、飯塚市の歩んできた歴史等が記載されております。10周年迎え、新たなスタートとしてこの飯塚市がさらに邁進すること。そして、記念事業が盛り上がるのが大切だと考えます。平成27年度合併予算事業において、計上されています本予算は、記念事業、特別事業、実行委員会事業、市の歌制定事業を上げられておりましたが、この事業の概要と各予算の内訳、進捗状況についてお答えをお願いします。

○総務課長

合併10周年の記念事業につきましては、平成28年1月から12月までを10周年として



位置付け、年度をまたいで、イベント等の事業を実施することとしていました。平成27年度におきましては、記念式典事業として予算737万円、3月26日土曜日にイヅカコスモスコモンの大ホールで記念式典を実施することとしております。式典の中では、市政振興功労者の表彰、名誉市民の顕彰、記念講演、それから飯塚市の歌の発表、披露、ミニコンサートを行う形で準備しております。式典には、市議会議員、合併協議会の委員、国会議員、県知事、県議会議員、近隣自治体の首長、議長などを約600名をご招待する予定でございます。参加者は来賓、招待者を含め、約900名としております。なお、一般の方につきましても参加できるようにしております。

特別記念事業としまして、予算22万9千円、2月28日、日曜日にイヅカコスモスコモンの大ホールでNHKとの共催でのど自慢を実施いたしました。前日の27日の予選会には約1千名の観客、本番当日は約1300名の観客で盛況でございました。また、全国国際放送でも放映されまして、本市のことをPRすることができたと考えております。

記念事業実行委員会事業としまして、予算362万3千円につきましては、実行委員会の事業として、現在文化連盟、観光協会、体育協会からなる委員会を開催して、検討を行い、27年度は、今回制定した市の歌のCD作成、それから合併10周年記念のイベントなどで配布するパンフレットの作成などを行うようにしております。

市の歌の制定事業、予算194万6千円につきましては、合併10周年を迎えるに当たり、市民に広く親しまれる飯塚市の歌をつくるもので、市民が口ずさんだり、合唱したりできる歌を制定したものです。歌詞につきましては、公募を行い、飯塚市の歌制定委員会で採用作品を選考、その後、曲をつけまして、3月26日の記念式典において、「いつかの里いづか」として皆さんに披露することとしております。

○吉田委員

一番最後に言われた市の歌制定事業につきましては、これは27年度の補正予算だったですよ。6月補正で44万6千円、制定にかかわる委員会費用と9月補正で150万円、歌にかかる謝礼金ということでよかったですよね。

飯塚市合併10周年の記念の第1弾がいよいよスタートし、コスモスコモンでのNHKのど自慢も好評であったと伺っております。記念式典の折、飯塚市の歌についても期待して拝聴させていただきたいと思っております。ただいまのご説明で、年度またいで行う事業とご説明いただきましたが、27年度から28年度まで計画されている、総事業費は幾らになるのでしょうか。

○総務課長

予算額としましては、27年度が1316万8千円、28年度が989万円で総額2305万8千円となります。

○吉田委員

ただいま紹介いただきましたが、28年度の今後の計画について伺いたいと思います。今から先の分です。合併10周年記念の計画の内訳はどのようになっているのか、予算配分もあわせてお答えをお願いします。

○総務課長

28年度におきましては、特別記念事業予算206万円として、8月22日、23日に第57期王位戦7番勝負第4局の開催が主催日本将棋連盟と西日本新聞社で麻生大浦荘において予定されております。これへの協賛を考えております。記念事業実行委員会事業、予算771万5千円としましては、観光、文化、スポーツ、教育4分野での事業に対する補助、12地区のまちづくり協議会がそれぞれ実施する事業への補助を考えております。28年度に実施する具体的なイベント等は決まっておりますませんが、市内外に本市の魅力を発信できるような事業、市民の一体感を醸成し、郷土への愛着が高まるような事業、協働のまちづくりの一助

となるような事業を行い、合併10周年を盛り上げたいというふうに考えております。

○吉田委員

ただいまの説明の中で28年度に実施する具体的イベントは実行委員会の中で決まってないというお答えでしたけど、これはなぜ決まっていないのでしょうか。もう事業がスタートして、1月からスタートして、本年12月までだというご説明だったと思うんですが、その辺についてもうちょっと詳しくお願いできますか。

○総務課長

申し訳ありません。取り組みが少し、ちょっと遅れたというふうなことで、調整に手間取ったということで事業がちょっと遅れております。

○吉田委員

実行委員会の事業につきましては、観光、文化、スポーツ、教育4分野とまちづくり協議会の助成を考えているというご答弁いただきましたが、例えば、産業祭りと言った、秋に開催される産業祭ですね、地域で開催される。統一祭りとか、考えたイベントをする考えはその協議会及びその中でお話しは出ませんでしたか。

○総務課長

合併10周年の記念事業としましては、実行委員会事業とは別に既存のイベントで市が主催あるいは共催、または補助金を交付しているイベントについて、合併10周年記念の冠をつけてまして、事業として実施していただくように要請したいと考えております。質問委員が例えとしてあげられました筑穂、庄内、颯田地域で行われております産業祭りについても同様に考えております。実行委員会事業は、それとはまた別個に10周年を記念した形で行われる事業、イベントに助成を行うこととしていただいております。

○吉田委員

今回この質問をさせていただいているのは、事業が全く、進行状況、計画が見えないというご意見があったため予算の金額云々じゃなく、進め方についてもうちょっと検討していただきたいと思います。実行委員会事業は全国多数の市町村が平成の大合併で合併を行い、本市もその時期に誕生いたしました。飯塚市の合併10周年記念事業は記念式典も今月開催されます。平成28年1月から12月までの対象年度で動いております。全国他市での参考になる事例も豊富にあります。ので、至急、早急に10周年記念事業が整うように協議、調整を図っていただくことをお願いして質問終わります。

○委員長

次に、コミュニティバス等運行費について、川上委員に質疑を許します。

○川上委員

予算書70ページ、総務費、地域振興費、コミュニティバス等運行費についてお尋ねをします。まず追加資料の13ページに、コミュニティバス等の運行状況という資料を出していただいておりますので、質問に先立って説明をお願いしていいですか。

○商工観光課長

資料13ページにコミュニティバス等の運行状況ということで、提出させていただいております。まず、左側上のほうでございます。予約乗合タクシーの運行業務委託の見込みでございます。平成27、28、29の3カ年間で債務負担行為をとって、行っている事業でございます。予約乗合タクシーにつきましては、そこに記載してある事業者、それと運行地区につきまして4月1日から契約をする予定といたしております。その中段、左の中段、これはコミュニティバスの運行委託の見込みでございます。これにつきましても、債務負担行為でとっておりますが、3事業者に3路線、それぞれ委託をするということにしております。それと1番下の1番下、これが街なか循環バスでございます。3路線を運行するようにいたしております。右側、これが予約乗合タクシーの管理システム使用料の見込みでございます。その下が予約乗

合タクシーの受付業務委託の見込みでございます。その下2つが収入でございます、運賃収入見込みということで、予約乗合タクシー、コミュニティバス、街なか循環バスが、3件ございます。そして、その下がこれは国等の補助金で収入としてあがるものでございます。それで、左側の3つが運行業務、それと、予約乗合タクシーのシステム使用料、それとタクシーの受付業務、これがコストになります、経費になります。それから今言いました運賃収入、国からの補助金を差し引いた残りが右の下の左側に書いてあります、市負担見込み額ということで、差し引きが5679万542円が市の実質の負担額ということでございます。その右、これは、平成17年度に各町が行ってございました福祉バス等の金額、これが4222万4991円ということで、これは旧4町やってございましたときの決算額でございます。以上で説明を終わります。

○川上委員

執行部提出の予算資料の9ページにこのコミュニティバス等運行費に関する資料があるんですよ。今、説明があったとの噛み合うような形でその三本柱が立ってますよね、予約乗合タクシー運行事業費、一部過疎債と書いてありますけど、筑穂のことですね。それから、2つ目がコミュニティバス運行事業費、3つ目が街なか循環バス運行事業費、それで、ちょっとお尋ねをしたいのは、最初の柱の一番下にですね、飯塚市地域公共交通協議会負担金というのが大きいんですよ。この大きな額は658万2千円ですよ。で、新年度増なんですよ。そのわけをお尋ねします、この負担金の訳を。それと、しかも、これが予約乗合タクシー運行事業費の中にくくってあるんですよ。これがまたわからないんですね。まず、この2点をお尋ねします。

○商工観光課長

飯塚市地域公共交通協議会負担金ということで、658万、これの内訳でございますが、まず、協議会を開催するにあたりましての報酬、これが97万3500円、それと、それにかかります費用弁償、これが13万2千円、それと消耗品、通信運搬費がありまして、これが大体約3万2千円、それと飯塚市の地域公共交通協議会連携計画策定業務委託の分がございまして、これが、544万3200円ということになっております。内訳としては、以上です。

○川上委員

ここにも委託があるんですね。それで544万とおっしゃったんだけど、これは、乗合タクシー運行事業費のくくりになっていくんですか。

○商工観光課長

これにつきましては、予約乗合タクシーだけではなくて、コミュニティバス等も含まれた中でのものですが、くくりとしてこの中に、今、名目として置いてあるというだけでございます。基本的には予約乗合タクシー、コミュニティバス、そういうものにかかるものでございます。

○川上委員

それはわかりました。そこでこの予算書を見てますとね、腑に落ちないのは、もう私も常々言っていますが、この数字、若干プラスすればですね、合併前の姿に戻せるんじゃないかということなんですよ。例えば平成17年度、各町負担額4222万円余ありますけれども、この中で筑穂は、どれくらいかわかりますか。

○商工観光課長

この4222万4991円のうちの筑穂につきましては、1239万1311円になっております。

○川上委員

市長、目が合いましたから、乗られたことがあるかどうかわかりませんが、筑穂は相当なバス停があってですね、ほんとに人家が1軒しかないところまでコミバスを通してたんですよ。もちろんスクールバスとの区分とかもありましたけど、それにかかるお金1239万円と、今ありました。で、今ですね、例えば、交通協議会の負担金658万というんですよ。

その2倍程度しかかけてなかった。このように見てもですね、真剣に、旧合併前の自治体ができていた水準までバスを走らせるということは、お金の面から言えば、できることだと。しかも、これタダで走ってたんですよ。運収なしで。こういうこと考えれば、本当に住民福祉のことを考えれば、今回の、期間中ということもあるでしょうけども、このような予算じゃなくって、全面組み換えで元に戻そうと。桂川町がしている話は、代表質問でもしましたけども、一度真剣に考える必要があるんじゃないかと。で、庄内のバス停は、今1つしかないんですよ。コミュニティバス。ハーモニーに1個あるだけ。ハーモニーの次はですね、副市長どこと思いますか。下三緒、で、あと菰田にはいつてくるわけです。西鉄バスが走ってるからとかいうこともあるでしょうけども、合併前も西鉄バスが走っていたわけですから。だから、もっと言えばね、過疎債まで使ってるわけでしょ、一部過疎債と書いてる。筑穂の借金になるわけでしょ。筑穂の借金というのはおかしいですけど。ですから、行政の公平性もあるけれども、やっぱり、合併の時の約束もあるわけですから、負担は軽いほうにサービスは高いほうに調整していこうじゃないかと。先ほどから行革のことで住民の声を聞いたという面もあるわけですから、齊藤市長のもとでね、コミバスを旧町について、元のとおりできたよ。しかも、今、走っている予約乗合タクシーも使えるというふうになると、飯塚いい街になったなというふうに言われますよ。これは、齊藤市長に答弁してもらおうところと思っておりますけども、どうですか。

#### ○経済部長

先に私のほうから答弁させてください。先ほど、現在の市の負担額と旧4町の負担額そんなに変わらないんじゃないかということでしたけども、まず、1点大きく違うのが、この中には、平成17年度は、飯塚市はこういう福祉バスとか、走っておりませんでしたので、その分がかなり違いますので、一概に比較はできないということが1点。それと地域公共交通の負担金というのが大きいのは、そのコミュニティバスとか乗合タクシーをよりよい運行にするための計画書とかアンケート調査、その他のほうに使っておりますので、これが高いからどうのこうのということではないということをご理解していただきたいというのは1点ですね。それと、先ほど、質問委員のほうからも言われましたけども、今、3年間の継続的な運行の中の途中でございますので、現在のところ大きな変更はできませんが、次回に向かってですね、地域公共交通の協議会において、特に、筑穂地区からもいろんな意見が出ております。その中で改善できる部分がいろいろございましたので、新年度からもこれは代表質問等でもお話しましたけどもバス停の新設や、買い物がしやすいようなホームセンターとか、スーパーへの乗り入れとか、いろんな工夫をしておりますので、今後は、そこを地域にあった運行形態をよりよいものにしていきたいというふうな考えで進めておりますので、その辺のところはご理解ください。

#### ○川上委員

市長、いいですか。答弁されます。指摘にしたいと思うんですけども、飯塚市は、私が今言ってるようなふうにしていく選択肢があったんですよ、過去。よいもの残して、タクシーも組み合わせていくっていう選択肢をする道があったんですよ。それをですね、今のような形で、コミバスを事実上壊滅させていくっていうふうになってしまったのは、国の誘導です。ですから、その飯塚のその合併したこの特性、地域性をよく考慮してというふうに、今言われてると思うけれども、それをなかなかしきれなかった。だから、今、部長が答弁されたけども、地域の特性に応じた、工夫をしていけばね、間違った道、元に戻って、高齢化、ますます進んでいくようになってるわけでしょ。だから、競争ですよ、高齢化と。だからあまり時間は無いと思います。ぜひ、提案しているような方向で進めてもらいたいと思います。質問終わります。

#### ○委員長

続きまして、71ページ、地域づくり推進事業費について、光根委員に質疑を許します。

#### ○光根委員

71ページ、総務費、地域振興費の地域づくり推進事業費について、ご質問いたします。地

域づくり推進事業費として、806万4千円が計上されておりますが、具体的にどのような事業としての経費なのでしょう。

○まちづくり推進課長

地域づくり推進事業費は、12地区のまちづくり協議会が抱えるそれぞれの地域課題の解決に向け、まちづくり協議会がその主体になるよう調査、研究、実践できる体制を構築し、地域の課題解決への取り組み、さらには、事務支援を行うための地域づくり推進員を各地区に配置するための事業費でございます。

○光根委員

では、その地域づくり推進員はどのように選出されておりますでしょうか。またあわせて、賃金はどの程度お支払いになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

まず、地域づくり推進員の選出につきましては、原則的には、各地区まちづくり協議会のエリアにお住まいで、地域の実情にある程度精通されている方でかつ地域の課題解決への取り組みに意欲のある方をまちづくり協議会の会長の推薦により選ばれております。また、賃金ということですが、この地域づくり推進員につきましては、有償のボランティアということをお願いをいたしておりますので、謝礼金といたしまして、1時間当たり672円で、稼働時間数に応じまして、予算の範囲内でお支払いをさせていただいております。

○光根委員

この推進員は、27年度から始まったわけですが、今年度の成果についてどのように捉えてあるのか、特に成果があった地区があれば教えてください。

○まちづくり推進課長

委員言われますとおり、この地域づくり推進員は、今年度からの事業でございます。したがって、現時点では最終的な成果の検証までには至っておりませんが、あえて申し上げますと、買い物弱者対策として取り組まれている、鯉田地区の買い物送迎用ワゴンや筑穂地区のふれ愛市、さらには、飯塚片島地区の異世代間交流事業などの取り組みが、地域の課題解決に向けての成果として、今のところ捉えてるところでございます。

○光根委員

この事業につきましては、今年度から始まったばかりであるということや、各地区の課題も、多種多様であると思われまますから、一朝一夕に成果が出るものではないと考えてるところでございます。また、12地区の中で、まだ支援員の配置がなされていない地区もあると聞いております。ちなみに、どこの地区でしょうか。

○まちづくり推進課長

庄内地区と飯塚東地区でございます。

○光根委員

せっかく、このような事業に取り組まれているのですから、各地区のまちづくり協議会が地域の課題解決へ向け、より一層取り組みが充実できるよう、市としてしっかり支援していただきたいということを要望し、この質問は終わります。

○委員長

次に、73ページ、その他電算管理費について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

73ページ記載の電算管理費、その他電算管理費4億3千万余りの住基ネット保守点検委託料900万円弱、住基ネットシステム改造委託料5700万円、住基システム改造料2900万等々、こちらの予算資料のご説明でもありますが、この中で、昨年、私、12月の一般質問で、GISシステムについて質問いたしました。それに関する幾分か経費が入っているのか、この内に入っているのかについて、お伺いします。

○情報化推進担当次長

電算管理費として計上している予算は、情報推進課が所管するシステムに関する経費でございます。主に、住基、税、介護、福祉システムなどの基幹系と言われるシステムや、財務会計、グループウェア、共有ファイル、文書管理、インターネットなどの情報系システムで全庁的に利用しているものについて計上しております。既存のGISに関する経費につきましては、担当課が個別に計上をいたしております。また、当初予算の編成は昨年11月ごろに行いますので、12月にご質問があったGISに関する新たな経費は、残念ながら含まれておりません。

○吉田委員

質問と予算の時期の関係から、28年度の予算には含まれてないということについては、わかりましたし、理解しております。それでは、12月の質問以降その取り組みについて、いかがか進んでおりますか。GISシステムの多額の費用が必要だということもわかっております。共有できるデータの整備の検討もお願いしておりましたが、進捗状況についてお知らせください。

○情報化推進担当次長

昨年12月一般質問の中でも、質問者が提案されました、各種の農業施策に関する農家の方の補助金や助成金の申請書作成、それに伴う担当課の図面、資料の作成に要する作業時間の軽減を図るために既存のGISシステムに機能を追加し、活用できないかの協議を始めております。今後とも、関係課で費用対効果や国、県の補助等を受けることができないかなどを検討し、さらに、協議、検討を深めていきたいというふうに考えております。

○吉田委員

GISについては多額の費用がかかるということは、十分理解しております。それとあわせまして、今、農業関係のところということで触れられましたが、私は、例えでいうなら農業関係ではこういうのがある、ほかではこういうのがある、全庁舎として取り組むのはこういう方向であるってところで、今、農業関係言われましたんで、中心でやっていますので、そこら辺についてご説明したいと思います。一例についてですが、農地法に基づく農地の区分、所有者動向、意思、土地にかかわる借地の状況、または中間管理機構などの項目によって、現在、当飯塚市でも一部データがインターネット上に情報が公開されております。これは、入力作業については農業委員会で行っておられまして、皆様については、常時更新されてますので、大変ご苦労かけてると思います。次に、農林振興課、経営安定化対策事業につきましては、飯塚市農業再生協議会が、福岡県土地改良事業団の連合会から地図上の箇所表示ができます、エフクラウドシステムを利用し、処理されております。また、本庁土木の施設について、道路、河川、排水路、里道につきましては、道路管理システムが使用されております。先ほど、情報形成システムについての経費は担当課が個別に計上しているとお答えいただきましたが、ただいま例を挙げて言いましたソフト、または本市全域で使用しているソフトもあわせ、現在、利用中のソフトの統合性があるのか、全く可能性がないのかを含め、協議、検討することをお願いしまして、この質問を終わります。

○委員長

続きまして、住基等基幹業務システム関連について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

73ページ、総務費、電算管理費、住基等基幹業務システム関連について、お尋ねをします。最初にですね、住基等基幹業務システム改造委託料2800万円、これについて、どういうことを委託するのか、お尋ねします。

○情報化推進担当次長

これは、マイナンバーに関するシステムの改造と29年7月から、自治体間の情報を連携します、そのためのシステムの設定だとか、そういったものに充てます。

○川上委員

予算資料のほうを見ますと、10ページですけど、一番上にあるんですね。で、※がついて、国補助未定と書いてますね、これはどういう意味ですか。

○情報化推進担当次長

総務省と厚労省のほうはまだ正式な数値を通知されておりません。ただ、今までの経緯であれば、3分の2の補助が前年度まではあっております。

○川上委員

それで、予算書はその他を除いて全額一般財源になっているわけですか。

○情報化推進担当次長

現在のところは、補助率が確定しておりませんので、そのようにさせていただいております。

○川上委員

これは国の怠慢でしょう。みんなが困るといって、自分でも責任持てないようなことを地方自治体に押しつけてね、金は出すかどうか、わからんとは言わないのでしょうか、予算編成してるんですよ。審査してるんですよ。このときに国の補助が未定というのはもう出さないというのとあまり変わらないですよ。出すと言ってるんですか。

○情報化推進担当次長

今のところはまだはっきりしておりません。

○川上委員

こういうのはやめないといけないですね、最初から。それで自治体間の接続というようなお話もありましたね。マイナンバーの関係で、自治体間の接続がどういう場合に必要ですか。

○情報化推進担当次長

転出入等があった場合において、例えば課税の状況だとか、そういったものによって転入されてきた自治体のサービスの度合いが変わる場合がございます。そういったものは今までは源泉徴収票だとか評価証明だとか、そういったいろんなものをつけてもらわなくちゃいけなかったのが、マイナンバーの自治体間の連携をすることによって、そういう書類が添付しなくてよくなるということになります。

○川上委員

そういう資料は添付してもいいんですよ。アナログで。こんな危険なものをね、全国1700の自治体とリンクしてね、責任を負えるのかと思いませんか。金は出すかどうかもわからない。責任は負いきらない。電波妨害とか、電波停止とかいってね、総務省でしょう。こんなでたらしめなことを相当な批判があるのにね、お金をばらまいて強行しようというふうに思ってたけど、今度はお金も渡さないでやれという、一般財源でやれっていうようなやり方はとんでもないと思いますね。それから予算書の下のほうにね、すぐ下に、住基等基幹業務システム改造委託料じゃない、上のほうだ。失礼しました。住基等基幹業務システム改造委託料債務負担行為分5743万5千円ですかね。出ておりますけれども、これはコンビニというふうに言われていますけども、少し具体的に説明してもらっていいですか。

○情報化推進担当次長

5743万5千円は、平成28年10月から開始しようと計画しております、コンビニ交付に係るシステムの改造費でございます。コンビニの交付は、現在自動交付機を置いておりますが、それで出力しております諸証明に加えて、現在戸籍と戸籍の附票も含めたところで、コンビニ交付を考えております。今の自動交付機であれば、平日は8時半から19時、土日祭は9時から17時まで、そして年末年始12月29日から1月3日まで止めておりますが、コンビニ交付は朝6時半から23時まで、全国どこでも必要な書類がとることができます。10月の、はっきりまだわかりませんが、10月中をめどとして、コンビニ交付ができるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○川上委員

それは国が推奨していることなんですか。

○情報化推進担当次長

国も推奨しておりますし、以前から飯塚市としても取り組みたいというふうには考えておりました事業でございます。

○川上委員

国は推奨する割には、お金は出さないと。私は確かに危険がなければ便利かなと思わないでもないです。でも、少しのコンビニのためにね、少しの便利のために深刻な危険がつきまってくる。そういうことはないかと考えるわけです。1つは、コンビニという、そのポイントで起こる危険性ですよね。それからもう1つは、マイナンバーでしょう。そうするとね、全国にどれだけコンビニがありますか。それから、先ほど自治体のことも言いました。それ以外のリンクもあるんですよ。いざという時には、その機能が麻痺するでしょう。重大災害が起きたとき。それから同時にいろんな攻撃があって、それ以上のダメージを受けることがあるわけじゃないですか。そういうことを全然検証してないでしょう。全国的に、今まで経験したことのないようなことを今一気にやろうとしているわけです、全国的に。マイナンバーそのものに対して、ものすごく批判がある時にね、先ほどのやつとあわせて9千万円もかけて、国から金がかかるかどうか分からない中で、これはいただけないと思いますけど。これ中止したらどうですか。

○情報化推進担当次長

マイナンバーは国策として取り組まれておりますので、1自治体で反対できるわけではございませんので、我々ができる限りのことで、セキュリティというのは守っていきたいというふうには思っております。

○川上委員

という答弁は、コンビニの分はやめてもいいということになりますよ。危険性を認識されたんだから。国の仕組みの中でやらざるを得ない面はありますという答弁だから、コンビニ関係ないですから、これはやめる。やめられますか。

○情報化推進担当次長

ただいま使っております自動交付機にかえてコンビニ交付をすることで、サービスの向上につながるというふうに考えておりますので、ぜひとも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○川上委員

じゃあ最後にしますけどね。そしたら、こんな危険がありますと、こういう危険がありますということをはきちんと言ってやりますか。子どものおもちゃでも、こういう危険がありますと、赤ちゃんの持つようなもの、くわえるようなものには、こういう危険がありますよというのはちゃんと書くじゃないですか。あなた方、こういうコンビニね、こんなに便利ですよって宣伝をしてきた、またしていく。でも、こんな危険なことがあるんだっていうことをね、ちゃんと行政として言う覚悟がありますか。

○情報化推進担当次長

悪意を持って、何と言いましょうか、ネットワークに入るだとか、そういったことを可能な限り防げるように対策はとっているというふうに思っております。ですから、その現状で考えられるセキュリティというのは施してありますので、それ以外のものというのは想定できないので、今言われるようなことというのは考えておりません。

○川上委員

ですので、考えておりますっていうのが普通の答弁ですよ。危険を認識していながら、それを使ってくれている相手の住民の方には、その危険性をきちんと紹介しないという非常に無



責任な答弁だと思います。この質問終わります。

○委員長

次に、78ページ、その他の男女共同参画推進費について、川上委員に質疑を許します。

○川上委員

78ページ、総務費、男女共同参画推進費、その他の男女共同参画推進費について、質問します。予算書にですね、男女共同参画プラン策定支援委託料172万8千円があります。これはどういう仕事をするのか、お尋ねします。

○男女共同参画推進課長

業務内容についてということですが、まず平成29年度から10年間の地域プラン策定の基礎資料とするために、本年度に市民意識調査業務としまして、20歳以上、3千人を対象とした市民意識調査票の作成、発送準備、監督及び回収、調査票の集計、分析、報告書350部の作成及び概要版1千部の作成など、次に、次期プラン策定業務としまして、市民意識調査結果の専門的な分析と課題整理、プランの原案編集構成等の作成支援、市民意見募集等での支援、プラン350部の作成及び概要版2千部の作成などが主な業務であります。なお、契約期間は平成27年5月21日から平成29年3月31日までとなっております。

○川上委員

どこに委託をするんですか。

○男女共同参画推進課長

福岡市の株式会社ワイズマンコンサルティング九州支店でございます。九州管内の自治体の各種計画策定の実績がございまして、男女共同参画プラン策定についても、実績のある業者でございます。

○川上委員

今、答弁のあった業務内容であればですね、福岡市のワイズマンですか、に委託する必要がないんじゃないかと。むしろ飯塚市のことを真剣に考えているはずの市職員と男女共同参画推進で頑張っている、いろんな団体や個人がおられるじゃないですか。その方々と力をあわせて、共同というでしょう、その力で仕上げていくほうが、よりよいものができるんじゃないかと思うんですけど、そうは思われませんか。

○男女共同参画推進課長

今回、約2年間にわたる一連の業務に関しましては、現行プランの課題、検証、と国・県の男女共同参画計画との整合性を図ること、また、昨年成立しました女性活躍推進法に位置づける推進計画等専門的な支援を必要とする部門が多くなっております。このため諮問機関であります男女共同参画推進委員会においてプランの内容を十分審議していただき、市民意見募集、さらには今ご指摘のありましたような市民活動団体等の意見交換を交えながら、策定したいというふうに考えております。当然ながら、職員が中心となり策定することになりますけども、かなりタイトなスケジュールでもあり、専門業者のノウハウを取り入れながら策定していくことが、より効果的でありまして、総合的に勘案した結果であるということは、ご理解いただきたいというふうに思います。

○川上委員

とにかく日本全国、自治体の職員は減らせと。臨時の仕事でなくとも臨時職員でつないでいけど。それから指定管理だの民間委託だの、そんな感じです。もう自治体が空洞化してる。結局は、住民の福祉の増進の仕事をする力を市役所自身が失っている。幹部は育たない。市民との協働の力も、口ほどには伸びていかないということになると思うんですよ。特に、この男女共同参画プランとかいうのは、その印刷とか、製本は、業者に、そりゃ頼むしかないけど、内容をつくるのはね、やっぱり協働してつくって行ったほうがいいと思いますよ。他のものでもそうでしょうけど、ノウハウがあるところがつくってくれる、ありがたいというのでいいんで

すか。それで、関連してですね、質問しますけれども、追加資料の16ページに、女性管理監督職の配置状況3年間というのを出示していただいています。見ればわかるでしょう、ということと言われるかもしれませんが、皆さん方はこの資料を見てですね、どういうところに特徴があるというふうに思われておるのか、聞かせてください。

○人事課長

資料を提出させていただいております、女性管理監督職の配置状況ということで、提出をさせていただいてるところでございます。この女性管理職の投与に関しましては、先の一般質問等でもありましたとおり、女性の活躍を推進する割には、飯塚市の女性の管理職というのが進んでいないのではないかとご指摘がいただいております。ご承知のとおり、ここでみますと、課長職程度、普通指導的立場にあるというようなことで言われますけれども、課長職以上で全体で考えてみましても、平成27年度で4.1%程度ということで、決して高い数字ではないというふうには理解をいたしております。

○川上委員

目標は、どういう設定になっていますか。

○人事課長

国におきましては、第3次男女共同参画基本計画、これが、2010年に閣議決定されておりますけれども、この時に2020年迄にこの指導的地位に女性が占める割合を30%程度にするというようなことを目標を当時掲げておりました。ただ、昨年12月に、国の方が第4次の同計画策定の基本的な考え方の答申の中でこの30%という目標を、7%にするというようなことがなされております。これにつきましては、現実的に、今、国家公務員のほうでは女性の本庁の課長職に占める割合、女性の割合が現在、3.5%というようなことから、20年度の目標を7%とするというようなことが出されたところであります。本市におきましては、この管理職の数値目標についてはまだ、現在のところは定めておりませんが、改めて、今度、女性の職業生活にかかる活躍推進に関する法律、いわゆる活躍推進法ですけれども、これによりまして、特定事業主行動計画を策定する中で、目標を定めるようにと指摘がされておりますので、今後これを定めていくということは考えてるところでございます。

○川上委員

1億人総活躍とかね、あまり、関係なしに、男女共同参画という発想でこの問題は考えたほうがいいと思います。なぜかという、政府の1億人総活躍の思想の中には、一言で言えば、安上がりの労働力を企業に提供していきたいという発想があるわけですよ。女性ならね、賃金が男性の何割でもいいでしょうとか、あるいは、その多くは非正規でいいじゃないかというような思想があるところから出発してるんですよ、日本経団連から、これは。だから、1億人総活躍というものの考え方と、この、男女共同参画のものの考え方は、真正面から対立してるわけですよ。そう思うでしょう。

○委員長

川上委員、話があまりそれないように。

○川上委員

ですから、あまりね、1億人総活躍とかね、そういうのを考えない方がいいです。男女共同参画から出発するという、それで、市は急いでね、国の動向もあるかもしれないけど、飯塚市をどうするのかと、飯塚市をどうするのかという角度から目標と到達年次を明確にしてね、その人が大事なわけですから、男性にしろ、女性にしろ、幹部を、系統的に育成していくとそういう人事評価システムも要るでしょうね。これは、要望しておきたいと思います。それで最後ですけど、特別職なんですよ。齊藤市長が特別職に女性を登用する考えが、そのおありだと思います。どう思われているかね、聞きたいと思います。

○市長

1億総活躍の時代というものは抜きにして、飯塚市における男女共同における推進を、というお話ですけれども、私の、副市長の位置づけに女性をという話もありましたけれども。それだけの、まだ私が人に探しを求めたり、会ってもないんで、我々の中で、市役所の中での職員の中からということを考えるときにですね、何年なりますかね、もう3、4年前になるんですけども、部長職を女性の部長職をつくりたいんだということで、女性ばかりを40人位を集めましてですね、この中でいいから、今から5年10年、10年は長すぎますけれども、1人でもいい、2人でもいい部長をつくってくれというお願いを女性の皆さんにしたことがありました。その流れの中でね、やはり彼女たちの話の中で、例を出しますとね、やはり、過去にそういう人がいなかった、だから、なかなかそこに踏み切ることがむずかしいということだったから、じゃあ、皆さんで、ここにおる皆さんが、ある人を、例えば立てて、その人をバックアップするような形でやりなさいというような話をしたことあります。それは抜きにしてですね、そういうことの優れた人がいれば、何も女性だから外すということの意識は私は毛頭持ってませんし、採用ができて、またそれだけの能力としてバックアップ、また、行政に携わってくれる人がいれば、別に、男性という意識は持ってませんので、それはご理解いただきたいと思います。

○委員長

79ページ、国民保護対策費について、川上委員に質疑を許します。

○川上委員

79ページ、総務費国民保護費国民保護対策費についてです。予算は、国民保護協議会に対する財政出動なんですけれども、国民保護協議会というのは、どういう活動をするのか、改めてお尋ねをします。

○防災安全課長

飯塚市国民保護協議会でございますが、これは、国民保護法によります武力攻撃事態等におけます国民の保護のための措置に関する法律でございますが、この分の飯塚市の市長の諮問に応じまして、飯塚市の区域にかかる、国民の保護のための措置に関する重要事項を審議する協議会でございます。

○川上委員

ここに、財政出動があるんですけども、8万3千円、この額は、どういう額ですか。

○防災安全課長

この予算につきましては、基本的に委員の報酬、それから、費用弁償、通信運搬費となっております。

○川上委員

どういった場合に、開催することになっていきますか。

○防災安全課長

国におけます国民保護措置に係ります研究成果の新たなシステムの構築や、県国民保護計画の見直しなどの場合については、飯塚市のこの協議会を開催するというようにしております。

○川上委員

今、安倍首相がですね、自分の任期中に憲法9条、憲法改正すると、改定するというふうに言ってるんですよ。で、9条は、少し手ごわいので、緊急事態法から、緊急事態というところから憲法改正入れないかと、というようなことを言い始めてるんですね。非常に危険なことなんです。これに、この国民保護の名目でですね、緊急事態というのに絡められないように気をつけてもらいたいというふうに思います。質問終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14：25

再開 14:35

委員会を再開いたします。

次に、80ページ、新庁舎建設事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書80ページ、総務費、本庁舎建設費、新庁舎建設事業費について、お尋ねをします。はじめに、新庁舎ネットワーク構築委託料債務負担行為分3億479万4千円となっております。この委託の仕事について、お尋ねをします。

○情報化推進担当次長

ネットワーク構築委託料というのは、新庁舎におけますシステムのネットワークを新たに構築する分でございます。新庁舎においてのメインとなるスイッチ、各フロアごとにおきますスイッチ、それと各課に配置しますハブ、そのハブからまた分岐しまして、机の配置ごとにあります島ハブ、それと、出先が飯塚市は約80カ所ほどありますが、その出先の全てにネットワークをだしておりますので、そこに置きますネットワークの機器の更新を計画しているものでございます。

○川上委員

やっぱり、役所が大きいと、ネットワークをつくるだけでも3億円もかかってしまうんですね。ものすごいお金ですよ。これをどの業者に発注するか、入札をするのか、それとももうこと決めているのか、お尋ねします。

○情報化推進担当次長

新庁舎は、29年5月の連休に移転の予定となっております。でありますから、現行のシステムを動かしながら、5月の連休、多分3日間だと思っておりますが、そのワンポイントで切り替えなくてはいけませんので、現行のシステム構築事業者でございます、行政システム株式会社をもって構築を考えております。

○川上委員

この3億479万4千円というのは、どうやって算定してきたんですか。その業者と話し合っていて、これくらいでもらえるかという相談をして決めた数字ですか。

○情報化推進担当次長

計画にあたりましては、私どもの考えているネットワークのあり方を業者との間で話し合いながら、その中でもなるべく安価にできるように話し合いながら、この価格というのが最終的にでてまいった次第でございます。

○川上委員

3億円程度の大規模な仕事を特定の業者と話し合っていて、どういう仕事をするか、どのくらいのお金ならできると言うのを話し合っていて決めて、ここに予算計上したというわけですね。驚くわけですよ。答弁のように、本当に今使っているネットワーク、現庁舎で使っているネットワークを構築した業者でなければ、新庁舎でできないのか。私はそんなことはないんじゃないかと思えます。皆さんは今の業者とは違う業者で可能かどうかを検討したことがありますか。

○情報化推進担当次長

検討はいたしました。ネットワークを構築するにあたっては、現行のシステムに割りふっておりますIPであるとか、ネットワークの考え方とか、そういったものが重要でございまして、もちろんセキュリティ面からも複数の業者に市のIPの体系とか、ネットワークの考え方とか、セキュリティの対策をしているソフトとか、そういったものを知らせるのが1番セキュリティ上よろしくないもので、そういう考えのもとに、現行の事業者であります行政システムにお願いする次第でございます。

○川上委員

今のお話は、次の話をされましたね。最初は今ここでやってる業者が、新庁舎でもやるのが、

5月の連休のときでしょうと言われましたけど、やるのが速いと言われた。この次は、それには答えなくて、質問には答えなくて、情報管理上、同じところにさせたほうが安全だおっしゃったんでしょう。私は、こう聞いたんですよ。ほかのところの業者でもできないか検討したのかと。検討はしたというのを最初に言ったじゃないですか。どこを検討したんですか。

○情報化推進担当次長

先ほど言いましたけれど、ネットワークのセキュリティ上、他の事業者にやっていいかということで、検討をまずはじめて、セキュリティ上、今の構築事業者が1番適当であるというふうに結論を出した次第でございます。

○川上委員

3億円ですよ。3億円の仕事をどこに出すかという話なんですよ。検討して、結論を出したといったでしょう。いつ検討したんですか。

○情報化推進担当次長

新庁舎の計画がたったときに、それから検討を始めております。新庁舎の計画が持ち上がった時点から、ネットワークというのは、もう必然的に必要でございますので、その時点から検討しております。

○川上委員

そしたらですね、ちょっと落ち着いていいですか。持ち上がったのは何年も前ですよ。いつから、どの機関で、どの機関というのは、その審査会とか、あるいは庁議とか、いろいろあるでしょうけど、そういう機関ですよ。時間的スパンのことじゃないですよ。で、検討してきて、最終的に今のところに引き続き3億円でやってもらおうというのを決めた。それは決裁が出てくるでしょう。上程するぐらいだから。予算計上するぐらいだから。その経過を少し答弁してもらっていいですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:44

再 開 14:47

委員会を再開いたします。

○情報課推進担当次長

今、飯塚市が取り組んでおります自治体クラウドの関係もございまして、クラウドで利用していますサーバー類のネットワーク上のIPだとか、そういったものも関係しておりますので、最終的に決定を見たのは、昨年12月の債務負担行為をお願いしたときに最終的には決定しておりますが、質問者が言われますような、この業者と構築していいかという決裁はとっておりません。

○川上委員

この業者でいいかという決裁をとっていないというのは、この業者というのはどの業者のことですか。

○委員長

先ほどあなたが言われてたじゃないですか。業者決定しているのかと。先ほど、答弁あったじゃないですか。今、実際にしてるところから見積もりをとって協議をして、そこが1番ベストじゃなかろうかというふうに判断をされて、そして予算計上はしていますと。だから、まだ決定はされてないということ言ってたですよ、先ほど。再度聞かれますか。まだ決められてないんですよ。そこをもっとはっきり言わないと。誤解をされる。

○情報課推進担当次長

最終的には、まだ決定はみておりませんが、今、協議を進めているところではあります。

○川上委員

私、まだ、そこまで聞いてないんですよ。私、聞いたのはね、どういう検討してきたかね。さっき答弁では、新庁舎問題ができたときから、何年も前から、新庁舎のネットワークの立ち上げどこにさせるかね、考えて検討してきたというふうに、何年も前からやってきたと言われるから、そここのところを聞かせてもらいたいと言っただけですよ。まだ、そこはもう少ししたら聞きますけど。こういう検討してきて、どこそこで今の業者にしてもらおうということを決めてきたのかと聞いたんですよ。さっきの答弁された方。

○企画調整部長

新庁舎での電算のシステムのネットワークの構築につきましては、検討は確かに建設問題が立ち上がったときから、当時はサーバー自体を持っておりましたので、当初は、サーバー室をつくって、そこにサーバーを置くなり、する方向で検討いたしておりました。で、そういった中で、金額の、当初の事業費の算定につきましては、現状の行政システムの構築をお願いしておりますので、そこをお願いしながら、数字的なものは予算として計上する方向で検討させていただいております。で、その中でクラウド化というところが計画期間中に、クラウド化というところが行き着きましたものですから、昨年12月に補正予算を、この3億という予算を上げさせていただいて議決をいただいておりますけれども、その折に現行の方向、クラウドの業者さんに委託をしていこうという方針で予算を計上いたしております。その後、今、現状につきましては、今、先ほど、担当次長が言いますように契約まで至っておりませんので、今から、その決裁をとらせていただきながら、執行していくという形となります。

○川上委員

そしたらですね、この3億円というのは、この業者と当初はその自前のサーバーでと考えて、進めてきたけども、途中でその自治体クラウドで行こうということになったと。そして3億の、このお金についても、かなり綿密に打ち合わせをして決めましたということなんですね。こういうやり方ってありますか。これからね、別の業者を検討することがありますか。もう、事実上もう決めてきてるんでしょう、最初から。金額まで。3億円なんですよ。その経過がわかる資料をね、特別委員会の出していただいけませんか。委員長、取り諮ってもらっていいですか。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま、川上委員から要求のあっております資料は提出できますか。

○情報課推進担当次長

申し訳ありません。資料はございません。

○委員長

川上委員にお尋ねします。資料はないということです。ご了承ください。

○川上委員

予算特別委員会の委員の皆さんに、問いたいんですけど、どう思われますか。3億円のね、予算計上していて――

○委員長

川上委員、委員の方々には、問いかけはできませんので、そのあたりご了承ください。で、先ほどから同じことの繰り返し、庁舎建設工事費についてされてますよね。この3億479万4千円と。これは、かなり時間も超過してますんで、先に全く議論が進んでませんので、ある程度まだ、先ほども言われたように、まだ予算はあげてるけど、業者の決定もされてないという答弁もございましたんで、そのあたりは十分ご了解をいただきたいと思います。

○川上委員

とんでもないことですよ。今、初めて聞かれた職員もあるかもしれないけども。で、資料、特別委員会が、3億円を計上しているんですよ、資料要求しようとしたらね、委員会からは、まだ諮ってないんだけど、資料がないという答弁ですよ。3億円の予算計上でね、何年も前

から検討してきたのに、資料1枚もないんですか。段ボール3つぐらいあっても不思議ではないですよ。大体ね、ここでやってるところにやらわなきゃならないというのは、神話です。悪意があると言われたらね、悪意がありませんということで、どれだけでも資料出して透明性をみずから証明せんといかん。そういう性質の問題ですよ。それを自分からね、資料がありませんとか。ないわけじゃないんですか。開示請求かけたら、幾らでも出てくるでしょう。情報公開開示請求かけたら、段ボール1箱、2箱、出てきますよ。何が資料がないんですか。予算撤回してくださいよ。3億円。こういうのがね、この新庁舎建設に蔓延してないかという心配を皆、しますよ。そこでね、資料出してもらっています。追加資料17ページ。せっかくですから、簡潔で構いませんので、説明してください。

○総務課長

資料の17ページをお願いします。実施設計段階の事業費と平成28年3月時点の事業費の比較をしております。左側①実施設計段階は、平成26年8月22日の庁舎建設特別委員会に提出した資料と同じものがございます。実施設計を終えた時点で事業費を約97億円と算出し、財源として国の社会資本整備総合交付金を約2億円、合併特例債を約86億円としておりました。これをもとに建設工事費工事管理業務の継続費を同年9月補正に上程し、議決をいただき、執行しております。右側②の平成28年3月時点見込みはその後の入札執行、それから、ステンドグラスの予算計上を行っていることから、現時点での事業費を示しております、総額で約89億8千万円となっております。事業費の減に伴い、合併特例債も約79億7千万と試算しております。表の一番右で、①と②の増減比較を行い、事業費で、約7億4千万円の減、合併特例債で、約6億6千万円の減、借入額が減となることから、将来の利子も約5億円の減となっております。償還利子につきましては、条件を合わせるため、①と同じ条件で計算しておりますが、現在の低利の状況から考えますと、実際の借入利率はもっと低くなり、利子は減少するものと考えております。

○川上委員

そうするとですね、先ほど言った3億円もある、そしたら次の備品のところの3億円もある。大丈夫かという心配が出てきます。その中で市民の目線から見れば、隣に立つ、今、工事中的ものはね、幾らかかるんだということなるでしょう。幾らかかるんですか。

○総務課長

先ほど申し上げました、事業費の計のところでございますが、89億8481万3千円でございます。

○川上委員

だから皆さんは、総事業費は89億とおっしゃるんでしょうけど、90億か。市民の感覚からいえばね、この90億って利息何ぼだと、なるわけでしょ。90億使って利息幾らですか。利息幾らですか。

○総務課長

資料の方にあげておりますように、30年償還利率2%ということで考えますと、27億369万5千円でございます。

○川上委員

そこで、副市長とか市長が驚いたら駄目です。合わせるとね、90億の買い物をします。家建てます。利息は27億です。合わせるとね、116億8850万8千円。ここのところがね、市民の感覚ですよ。90億の建物をつくる、びっくりしたなど、自分たちの暮らしどうなるんやろかと、利息27億らしいよと、それで、特にですね、私が心配してるのは、建設工事の47億3700万円が出ておりますけども、基礎工事のことなんですよ。基礎工事に変更が連続してますでしょ。で、もう基礎工事終わるんでしょうけど、大丈夫かと、これで。うちの建設課が四六時中見てないわけでしょう。先端ビットとかいうのは、写真撮って数えたりとか、

人が足りないからずっと見れなかったとか。ほんとにこれでね基礎大丈夫なんですか。こういう市の発注者としての対応で。ここにはね、1千人くらいの人たちが働いて、何百人という人たちが常時ね、役所来るんですよ。これで、少しでも隙があったらいかんわけでしょう、基礎ですから。ほかのことと違う。100%でないといかんわけですよ。で、この建設工事の費用でね、どういう設定をしたかってこともあるんだけど、この47億3700万円、これの中身をちょっと教えてください。

○委員長

川上委員。その件では総務委員会でも聞かれたのではないと。同じことをずっと聞かれよったみたいだけど。その分には聞いてないけどね。変更の分は聞かれよったですね。

○総務課長

建築工事、電気設備、空調設備、給排水、衛生設備で、46億7230万4千円、その他分で6469万6千円でございます。

○委員長

次に、81ページ、防犯対策費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

81ページ、総務費、諸費、防犯対策費についてですが、LEDの防犯灯借り上げ料が2456万3千円計上されています。これについてお尋ねします。

○防災安全課長

このLED借上料2456万3千円につきましては、平成25年度にリース事業を実施しまして、26年度から35年度までのLEDの借り上げ料の総額でございますが、その28年度分の借上料となっております。

○川上委員

飯塚市の防犯灯はリースなんですね。資料が、追加資料で出していただいています。追加資料の18ページですね。上のほうなんですけれども、平成25年が、その年の防犯灯の数が書いてあって、26年、27年はふえた分が書いてあるんですよ。それで、計算しますと、市直営のものとしては、直営で管理のものとしては2590。自治会が管理するものとしては、9437、あわせて1万2027なんですけれども。市は2590本について、どういったところに建てているのかですね、お尋ねします。

○防災安全課長

市が、防犯灯を設置する場合の基準でございますが、通学路で付近に住宅がなく、市長が認める箇所、また、自治会境でその範囲が複数の自治会住民に及ぶため、1つの自治会が設置し管理することが困難な場所、位置にあり、市長が認める箇所の場合について、市が設置することとしております。

○川上委員

合併前は、旧自治体ごとに制度が違ったので、比べにくい面がありますけれども、市の現在の評価としてですね、合併前と比べて住民の皆さんは、夜も明るくなって、安全が増したと言っていたような状況と思われてますか、どうですか。

○防災安全課長

自治会のほうからは、非常に明るくなったという声を聞くことが多ございます。

○川上委員

自治会に入っていないんだけど、ここのところはちょっと危険に感じると、暗いと感じると。しかし、自治会に入っていないから自治会長とかには言いにくいという場合は、市役所に直接相談したら、対応するようなシステムになってますか。

○防災安全課長

基本的に、自治会の管理をお願いしておりますので、自治会に入っていない方は付け



ないということではございませんで、自治会として必要があるという場合については、自治会長を経由して市のほうにお願いと言いますか、ご相談がございます。

○川上委員

先ほど、市が建てる場合は、2通りとおっしゃったでしょ。3通り目はないのかということ聞いてるわけです。やっぱり、いろんな事情で自治会に入れないとか、入らないという方もおられるでしょう。自治会に入らなければ、防犯灯をお願いしますというふうに言えないんだというのはおかしいと思うんですよ。そういう場合は、市としてきちんと受けとめて対応するというルールが今、ないんですかね。

○防災安全課長

自治会に入っていらっしゃらない、特にアパートの方とか、一部いらっしゃるかと思いますが、そのような方からもこの通りが暗いということがあれば、自治会長のほうにご相談を、というようなお話はさせていただいております。自治会として必要であるということであれば、自治会長のほうから防災担当課のほうにご相談があるかと思えます。

○川上委員

嘯み合いません、全然。私はね、自治会に入られる方が、自由意思で入られる方が多いのはいいことだと思います。けれども、いろんな事情入れない、あるいは、入っていたけれども、回覧板も回せないで、もうついていけないとかいうところも実はあるわけですよ。そうした方々でも安全で安心して暮らせるまちにしてほしいとかいう場合があるわけです。それは、自治会に言わなきゃということで、追い返すようなことじゃいかんと思えます。何か答弁があります。答弁があるなら、お願いしたいけど。

○委員長

質問者が聞いているのは、あなたが先ほどから答弁してるように、自治会長を通してじゃないと受け付けをしませんかという1点を聞かれてるわけよ。でも、私も聞くところによったら、自治会に加入してない個人でも、役所に電話があったり、いろいろ入れたとかいう話も聞きますけどね、そういうことに対して、対応はちゃんとされてあるんでしょう。そのあたりをしっかりと説明してください。

○防災安全課長

市民の方から、自治会に入っていらっしゃる、なくにかかわらず、そういうご相談の窓口は、市のほうで受けるような体制はできております。

○委員長

次に、81ページ、自治会関係費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

81ページ、総務費、諸費、自治会関係費についてです。自治会連合会補助金が41万4千円ですけれども、内容をお尋ねします。

○まちづくり推進課長

飯塚市自治会連合会理事会への補助金として予算計上しております。

○川上委員

それは主にどういったことに使われるんですか。

○まちづくり推進課長

自治会連合会の理事会の視察研修の費用として使用されております。

○川上委員

視察研修会への補助金なんですけれども、その場合は、こういうことに、こういう研修を行ったという報告というか、成果品はおかしいですね。そういうふうな連絡とかあるんですか。

○まちづくり推進課長

視察に参加された理事の皆さんが自分の地区の自治会の総会等で報告をされております。

○委員長

次に、８２ページ、空き家調査及び計画策定事業費について兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

それでは、質問させていただきます。８２ページの総務費、諸費、空き家調査及び計画策定事業費についてなんですが、一般質問のときに、ある程度お話を伺いました。で、内容の確認なんですけれども、空き家の調査というのは、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、本市の空き家の状況を把握するための調査委託ということと、その調査についてはコンサルタント業者等に任せ、委託して本市の空き家の全件調査を行い、空き家等の状態及び場所の情報をデータベース化するというところでよろしいですね。それでは、その空き家等対策のこの特別措置法なんですけれども店舗であったり、衛生上や景観上問題がある物件も対象であり、その適正管理や利活用などは市の各部門との連携が不可欠であると思っておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○防災安全課長

空き家等の対応につきましては、今、委員言われますとおり、関係部署が多岐にわたっております。現在、本市全体の空き家等がどこにあり、どのような状態であるか、把握できていない状況でございますので、まずは先ほど言われましたように、実態調査を行いまして、データベースの整備を行って、並行して関係各課との連携について努めていきたいと考えております。

○兼本委員

私は、このデータベースは、本市におきまして、さまざまな空き家問題の対策に利用できるのではないのかなというふうに思っております。そこで、今、ご答弁いただきましたが、その調査のことなんですけれども、空き家の状態や場所の情報だけではなくて、今、現在、関係部署の抱えている問題もあると思うんですね。そういった問題も含めた調査を行ったほうがこのデータベースのできた後の情報共有化によって、対策面や経費面でも合理的ではなからうか、というふうに考えますが、いかがでしょうか。

○防災安全課長

今、まだ業務仕様を作成している状態でございますので、今後は、今、質問委員が言われますように、非常に大事なことだと思っております。経費的なもの、作業的なものも含めまして、今後は進めていきたいと思っております。

○兼本委員

それでは、委託先の選定というのは通常の入札でお考えですか。

○防災安全課長

他の市の状況を見ながらでございます。現在のところ、プロポーザル方式等によって業者を選定することを今のところは考えてはおります。検討しております。

○兼本委員

今、答弁いただきましたプロポーザル方式ですね。これは、業務の委託先に本市の目的に合致した企画を提案してもらうということですね。先ほどから繰り返しになるんですけども、それでは、少なくとも今、抱えている関係部署の問題点とかを収集していただいて、その収集した結果、そういったものも含めたところで、目的を提示されてプロポーザル方式にしてもらえば、業者のほうから、よりよい提案が出るんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○防災安全課長

今、委員が言われましたようなそのとおりでございますので、そのご意見等も含めまして、今後、仕様書なり、つくるときに使用させていただきたいと考えております。

○兼本委員

それでは、調査業務の部分に、今度はちょっと着目しますと、地域の実情に精通している市内の不動産業者などを活用することによって、より精度の高い調査にすることができると思い

ますけれども、地元の精通業者の活用はどのようにお考えでしょうか。

○防災安全課長

先ほども答弁をさせていただきましたように、現在まだ仕様が定まっていない状況でございますが、ご提案いただきました地元業者等の連携については、仕様を作成する中で検討をさせていただきますと思います。

○兼本委員

仕様の作成はいつごろなるんですか。

○防災安全課長

この予算が議決いただきましたら、新年度になりますので、大体5月、6月ぐらいまでには、仕様は確定させていただくような、流れでいきたいかと考えております。

○兼本委員

この空き家の対策に関して、いろいろと地域における事業として、民間でもやっていけないのではないかとというふうに考えてます。ぜひ、一番詳しい、精通している業界にですね、いろいろ声をかけていただいて、地元にお金が落ちるような状況をつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長

続いて、同じ82ページ、空き家調査及び計画策定事業費について、吉田委員に発言を許します。

○吉田委員

82ページ、総務費、諸費のところについて、お伺いします。この件につきまして、今議会、兼本議員、ただいまも発言されておりましたが、一般質問等されていまして内容を踏まえた上で、他の方向のところだけ、少し聞かしていただきたいと思います。

空家対策特別措置法の施行後、特定空き家と認められた物件の持ち主は、修繕や撤去の指導、勧告を命令ができる、従わなかった場合は、行政が強制的に撤去できる、かかった費用は持ち主に請求できる代執行も可能としております。この計画が進められている中の、私はデータベースの整備について、地理情報システムの改造委託について、金額69万6千円についてお伺いしたいと思います。本市の地理情報システムの概要はどのように把握されておりますか。

○防災安全課長

地理情報システムにつきましては、地理的位置を手がかりに、位置に関します情報を持ったデータベースであります空間データを総合的に管理、加工いたしまして、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステムでございまして、本市が所有しておりますシステムといたしましては、税システム、道路台帳、水道マッピングシステムの3つのシステムがございまして。

○吉田委員

ただいま説明いただきまして、この予算でのシステムの改造の内容はどのようなものでしょうか。

○防災安全課長

本市が保有しております地理情報システムに空き家の位置情報、利活用できるなどの状態の情報、所有者等の情報のファイルを作成するものでございます。

○吉田委員

既存のシステムに別枠で乗せるっていう、ご説明だと理解しました。しかし、この金額がですね、70万弱という金額でシステム改造ができるとのことですが、もうちょっと内容について、ご説明いただけますか。

○防災安全課長

空き家等のデータベースを入れるシステムについては、例えば、税システムは、基幹系のシ

システムでデータの出力ができないものでございますので、例えば、道路台帳もしくは水道のマッピングシステムへ入れることが可能だと考えております。

○吉田委員

それは、その既存にある道路のシステム、マッピングシステムというのに新たに何かを乗せて入れるっていう考え方でよろしいんですね。システムをそのまま、共同に利用できて、クラウドか、サーバーを通してお互いに閲覧できるという考え方でよろしいのでしょうか、ご確認です。

○防災安全課長

レイヤーといいますか、オーバーレイといいますか、今あります、そういうシステムに上に1枚、空き家の情報を乗せるというような、上から乗せて、下にあるものの上に透明なのを上に乗せるというような考え方でありませう。

○吉田委員

ご説明いただいたのは、GISっていうことになるんですね。わかりました。システム稼働後は、同僚議員の一般質問で説明されてましたように、空家対策特別措置法施行に伴い、空き家の活用、空き家の地図での情報や、所有者の情報、いつから空き家か、さまざまな情報がデータ化され、把握できることにより、空き家になってからの初期からの情報を持つことにより、長期的に対応に苦慮されていた、問題物件の減少と早期問題解決につながり、ひいては老朽危険家屋の減少につながるものではないかと期待しておりますので、引き続きこの事業拡大をお願いします。

○委員長

続きまして、空き家対策事業費について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕二委員

この空き家につきまして、私も、代表質問で質問させていただきましたし、今お二人の方が調査委託、また、計画についての質問をされましたので、私は、危険老朽家屋解体撤去補助金についての質問をさせていただきます。空き家に関する相談、いろいろあっていると思いますが、相談件数、どのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○防災安全課長

空き家に関しましての相談件数、これは、過去3年でございますが、当年を含めた3年でございますが、25年度には71件、26年度には31件、今年度2月末現在でございますが、106件となっております。

○田中裕二委員

今、3年間の相談件数お示しいただきましたけれども、この中で、主なものというんでしょうか、代表的なものを幾つかご紹介いただけますか。

○防災安全課長

隣接の空き家が倒壊しそうだとか、それから解体したいんだが、何か補助があるのかとか、そういうご相談が結構多くございます。

○田中裕二委員

今まで飯塚市空き家等の適正管理に関する条例から空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく対応が変わるわけでございますが、この相談業務に関しましても、従来どおりということで、理解してよろしいですか。

○防災安全課長

そのとおりでございます。

○田中裕二委員

先ほど、主な相談内容としてお示しいただきました、近くの隣の家屋が倒れそうで大変危険だという相談、また撤去したいんだけど、どうしたらいいとか、このような相談が主だとい

うことでございますけれども、今回のこの予算には、老朽危険家屋解体撤去補助金750万円が予算計上されておりますが、この撤去に対する補助金につきましては、どのような家屋がこの補助金を適用できるのか。その要件をお示しいただきたいと思っております。

○防災安全課長

適用されるのですかということでお答えさせていただきますが、この老朽危険家屋解体撤去補助金につきましては、国の交付金を活用しております、老朽危険家屋の位置づけにあるものについて、交付しているものでございます。家屋の解体について、ご相談がございましたら、まず担当職員、建築課の職員によって、老朽危険家屋の認定の調査を行いまして、認定を行います。この認定につきましては、基準の100点以上となる物件で、かつ所有権以外の権利が設定されていない建築物、国、地方公共団体等が所有していない建築物、公共事業等による移転、建て替え等の保障の対象となっていない建築物が解体撤去補助金の対象となります。

○田中裕二委員

この交付金を受けるには、どのような流れといいますか、それが必要なのか、お尋ねをいたします。

○防災安全課長

解体撤去補助金の交付対象であります、建築物の所有者の方は、まずは申請書を市へ提出していただきます。提出されました申請書を受領いたしまして、交付決定通知を市のほうに送ることになります。申請者のほうが、認定後、解体工事を実施されまして、実績報告をいただければ、市のほうで確認して、補助金の確定通知をし、補助金をお支払いするという流れでございます。

○田中裕二委員

それでこの補助金交付申請数及び補助金交付数の実績について、補助金額とあわせまして、お尋ねをいたします。

○防災安全課長

補助金額と件数につきましては、昨年度26年度でございますが、6件で251万6千円、今年度、現在でございますが、27年度は11件で、500万6千円を見込んでおります。

○田中裕二委員

26年度が6件で251万6千円、27年度見込みが11件で、500万6千円と、件数がふえておりますが、28年度は資料にもありますように、15件を算定されていると思っておりますけれども、そのとおりだと思いますけど、確認です。それとまたあわせまして、この予算額を超えた場合、どのようにされるのか。打ち切られるのか、それとも補正を組まれて増額されるのか、この点はいかがでしょうか。

○防災安全課長

今言われましたとおり、28年度の予算に提案させていただいてますが、750万円でございます、15件、上限額50万円ということで、算定させていただいております。これは国の補助金の関係もございまして、750万円を超えた場合については、今のところ、この現在のままの金額でということ考えております。

○田中裕二委員

超えた場合は打ち切るといふことであろうと思っておりますけども、この空き家に関しましては、全国的の重要な問題となっております。先ほどの質問者のご答弁にはありましたように、空き家等の実態調査に基づきまして、空き家の適正管理、また利活用、老朽危険家屋対策にしっかりと取り組んでいただきますように要望いたしまして、この質問を終わります。

○委員長

続きまして、空き家等並びに老朽危険家屋解体撤去補助金について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

同じく82ページについて、お聞きいたします。まず、実態調査の委託料についてなんですが、先ほど兼本委員の質疑の中で、発注先に関するものがございました。私も同様に市内の業者ないし市内の団体等ですべきだと思っております。コンサルというお話がございましたが、市内のコンサルないし市内の業者団体等では、この業務は可能でしょうか、どうでしょうか。

○防災安全課長

市内の業者にできるかということですが、この空き家対策におけます事業については、ここ数年の実績でしかございません。それで、これまで実施しております、他市の状況等、先進地等も参考にして、今後進めていきたいと思っておりますが、市内ではできないとか、市外ならできるとか、いうようなことは今考えておりませんが、実績がある業者の方をお願いをしたいと考えております。

○江口委員

市内でやったことがなかった。業者がやったことがなかったとする。ただ、能力はあったかもしれない。じゃあ、その業者が飯塚で業績をつくって外に出ていくことを選ぶのか。それとも市外にしか実績がないので、市外の業者を選ぶのか。大きな判断の分かれ目だと思います。市内業者の育成等を考えると、できるかできないのか。きちんとその見きわめをする。ないし、そこを含めてエントリーできるようにして、そして出された提案で考える、そういった姿勢が必要だと思っております。また、その仕事の仕方の中で、市内にどうやってお金を落とすしていくのかを、ぜひ仕様の決定の際に考えていただきたいと思っております。

そして、地理情報システム改造委託料ですね、これはGISを改造するというお話ですが、ここで作った地理情報に関してはウェブ上で見れる形となるのかどうか。例えば、防災安全課のシステム上では見れるんだけど、そこだけしか見えないのか、それとも例えばいろんな窓口のところでウェブのブラウザのほうから、ネットのほうから見にいけば見える形というふうな形になるのかどうか。要は利用がしやすいシステムなのか、その点についてはいかがですか。

○防災安全課長

市役所の中だけで、ライセンスのある課というふうな形で今は考えております。

○江口委員

実際の利用を考えると、兼本委員が言っておられましたように、いろんな展開を考えると、そのライセンス上だけでやるのがいいのかなのか、しっかり考えていただきたいと思っております。仕様決定はまだだと思っておりますので、仕様決定に際して、そういった部分ができないのか、十分考えていただきたいと思っております。

次に、空き家対策事業費なんですが、予算としては765万円、しかしそのうち750万円が解体撤去補助金となっております。残り15万円についての用途はどのようになっておりますでしょうか。

○防災安全課長

15万円の内訳でございますが、5万円が消耗品、10万円が通信運搬費、これは戸籍等の調査とか、他関係団体のほうへの通信運搬料でございます。

○江口委員

空き家にならないための対策ということを見ると、市長が言っておられた空き家バンクというものが、非常に有効ではないかと思っております。早期の検討をしていただきたいと思っております。で、解体撤去についてなんですが、再三再四、資産のある方についてはご本人負担であるべきだというお話をさせていただいております。極めて私的なものである家、個人の財産に関して、その撤去に対して市が支援をするというのは抑制的であるべきだと思っておりますが、さきの代表質問でも、そのままこれについては、補助を行っていくという方向であると

いうお話がございました。そこで質問なのですが、この申請に対して、資産の状況については把握できるような書類は添付させておられるのかどうか、お聞かせください。

○防災安全課長

把握する書類は添付していただいておりますが、税金に滞納がないということだけは確認をさせていただきます。

○江口委員

やはり制度をどうしていくのかを考える上で、また、その補助金を支出することが妥当かどうかを考える上で、その方の資産がどうであるのかに関しては、きっちりと把握している必要があると思います。おもいきりお金持ちが、この制度で支援をお願いされたと、果たしてそれが市民感情として許せるような財政支出かどうか、それはご自分のやっただきよと、なるのではないかと思いますし、この解体撤去補助金以外にも解体撤去に関するローン、金融商品等が出てきたというのが昨今の流れであります。そういったことを考えると、その支出が本当に必要なものかを考えるためにも、今はこのままいくとしても、それが妥当かどうか考えるためにも、実際の資産の状況について、提出をいただく、そのことを条件にするべきだと申し述べさせていただきます。以上です。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 41

再 開 15 : 50

委員会を再開いたします。

85ページ、徴収費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書85ページ、総務費、賦課徴収費、徴収費について、お尋ねをします。予算書では、生活改善指導業務委託料として64万8千円が計上されています。予算資料見ますと、これについては、11ページですけれども、滞納者の過払金等の負債整理支援、生活改善指導により、収納率向上を図るところということになっていて、これはもともと伊万里で出発した動きなんですよね。これが、相当時間が経って、全国的にやろうってことになったんですけれども、これは委託先はどこですか。

○税務課長

KFPユニティ株式会社と契約しております。

○川上委員

64万円くらいの委託料ですけれども、どこでどういった仕事を具体的にはするのか、お尋ねします。

○税務課長

月1回、9時から20時まで、本庁の会議室で行っております。

○川上委員

これはですね、私は大事なことだろうと思います。ただし、これは委託に出すのではなくて、やっぱり公務労働者が相談にのって、いずれ弁護士との関係も生じてくるのでしょから、個人情報のお塊ですから、公務労働者が対応できるように直営というか、委託じゃなくて、直接市がやるべきだというふうに考えます。この質問を終わります。

○委員長

次に、86ページ、戸籍住民基本台帳管理費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

86ページ、総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理費についてお尋ねをします。この住民基本台帳カード関係の予算は、どこに計上されているのでしょうか。

○市民課長

住民基本台帳カード関係の予算につきましては、マイナンバー制度が施行され、平成28年1月1日より個人番号カード、マイナンバーカードの交付が開始されることにより、住民基本台帳カードの交付は平成27年12月28日で終了いたしております。このことから、28年度の予算には住民基本台帳カード関係の予算は1円も計上いたしておりません。

○川上委員

私は、住民基本台帳導入のときにはもう反対だったんですね。今度、皆さんが廃止されるというわけですよ。私、廃止に反対と。なぜかという、検証がないからなんですよ。住民基本台帳カードをやって、どれだけ住民の役に立ったのかとかですね、立たなかったのかとか、危険を冒したとか、そういうのは全然聞いても答弁がこの間なかったんですね。とにかく国が言うからマイナンバーに乗り換えるというふうにはしか見えないわけですよ。そんなこと繰り返していたら、飯塚市、未来がないなど。職員として仕事のしがないでしょう。それで、どれだけ効果があったとお考えかですね、お尋ねします。

○市民課長

住民基本台帳カードは、基本的に身分証明としての役割がほとんどでございました。そういうことの反省もあり、国のほうで税と社会保障制度に活用するというので、マイナンバーの制度に移行したものと捉えております。

○川上委員

決算をやってるわけではないので、あれですけども。これまでね、どのくらいお金をかけたのかというのは、わかりませんか。わかります。

○市民課長

申し訳ございません。どれだけかけたのかというのは、国の動向もありまして、存じておりません。

○川上委員

ものすごいお金かけてるんですよ。で、にべもなくさよならと。もっと危険なものに手を出すというのが、安倍政権の。それで資料を、追加資料に出していただいています。18ページに、とにかく何でもマイナンバーということで、今きているんだけど。住民の皆さんと、国や市がやろうとしてるところで矛盾が生じてないかと。お金を積んでどんどん矛盾というかズレをなぎ倒すようなやり方では困ると思うんです。それで、この間の問い合わせの状況を出していただいているんですけど、少しこれを見られて、どのようにお考えか。つまり、強引に進めていってよいのか、本市において、マイナンバーを。それとも、ちょっと待てよということなのかね、どのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

○市民課長

マイナンバーの交付事務につきましては、法定受託事務となっております、市の裁量権が及ぶところではございません。私ども担任しておりますマイナンバーのカード交付事務を、国の事務取扱処理要領等に則り適正な事務を行っていかねばならないと考えて事務を行っております。

○川上委員

国というか、市の1つの事務事業で1万件を超す問い合わせとか苦情とか来たことないでしょう。で、これ、どう受けとめるかということなんですよ。国の仕事を引き受けてるだけなので、とにかくやるだけなんですというので、本当にいいのとかどうかね。

それで、窓口業務委託料を4097万9千円が、予算計上ありますけども、これはマイナンバーに関わりがありますか。

○市民課長

これは、窓口業務の委託ですので、住民票の交付だとか、住基の異動関係に携わっている職



員委託業務の事務事業です。マイナンバーに関することを扱っているかということですが、住所の異動に伴う通知カード、それから、マイナンバーカードの住所の書き換え等は行っております。

○川上委員

ですから、公務員でない方が他人のマイナンバーを見る、見せられてしまうという仕組みになってるわけですね。特に、住民票は求めれば、マイナンバー記載するでしょう。そうすると、公務員でない方、委託業者の方がもう見らざるを得ないでしょう。12桁覚えられないというふうに言われるかもしれないけど、見ることで自身も、適当なかっていうことがあると思うんですよ。それで、これまでも重要な個人情報が窓口業務委託によって公務員でない、第三者にその知られる可能性があったんだけど、今度は決定的ですよ。マイナンバーを見られる可能性があるということで、この窓口の業務の委託の矛盾が一気に拡大していくと思うんだけど、窓口の委託について、やめる方向で見直しをするわけいきませんか、せっかくマイナンバーのこと考えるんだったら、答弁を求めます。

○市民課長

窓口業務委託につきましては、市民の方から大変好評を得ております。これをやめるということは、今のところ考えておりません。

○川上委員

親切で丁寧ということは、私も認めます。そのことと公務労働者がこういうマイナンバーとか非常に危険なものに、責任を負うということと、また違うレベルの問題です。ですから、その親切で、丁寧で評判が良いからね、マイナンバーのことを考えないという、逆なんです。だから、公務労働者でないために、見たくもない、見てはいけないものを見らざるを得ないというふうに、その方たちを追い込んでいいのかというくらいの問題がやっぱりあると思うんですよ。検討していただきたいと思います。

○委員長

次に、87ページ、コンビニ交付について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

同じく総務費、戸籍住民基本台帳費に関連してお聞きいたします。予算資料の11ページにコンビニ交付関連経費というもので、206万1千円が計上されてます。こちらについて、詳細について、ご案内ください。

○市民課長

コンビニ関係の費用ですが、旅費、動作確認のためにです、こちらは、東京のほうに職員が上京して動作確認をしないといけないので、そのための旅費でございます。それから、交付手数料でございますが、こちらは、1年間の件数、10月からを考えておりますので、2600件というのを想定いたしておまして、コンビニ事業者へ委託手数料を支払いしないといけないので、123円掛け2600件の31万9800円そして、このコンビニ事業を請け負っております、地方公共団体情報システム機構こちらJ-LISと呼んでますけれども、こちらにコンビニ交付の負担金を1年300万ですが、半年分の150万、これを支払うことになっております。

○江口委員

このコンビニ交付に関しましては、同僚議員が、以前からずっと熱心に問いかけてきて実現したものと考えております。市民の利便性向上というようなかたちで施政方針の中にもうたわれておりました。どのような形で、利便性向上になるのか、その点、お聞かせいただけますか。

○市民課長

まず、サービス面ですが、市民の方にとって全国にあるコンビニで証明書の交付が受けられます。そして時間も先ほど情報化推進担当次長が、申しましたように窓口の閉庁、時間

外でも朝の6時半から夜の11時まで証明書を入手できるようになるため、利便性が向上するものと思っております。また、費用面でもかなり減額になりますので、この点でも非常に市民の方に対して、還元できるものであると思っております。

○江口委員

最後その費用面というお話がございました、今は、自動交付機でやってるわけですよね、今の自動交付機でかかっている費用がどの程度で、今後どのようになるのか、その点についてお聞かせください。

○市民課長

コンビニ交付を導入するに当たりまして、いろいろ種々検討いたしました。コンビニ交付と自動交付機で、導入費用におきましては、自動交付機の55.2%程度で済みます。ランニングコストですけれども、5年分で少々高くなりますけれども、1800万ほど5年分で、ランニングコストが上がりますけれども、実際に、今、自動交付機で出している分が、住民票30%ほどございますので、この分が全てコンビニ交付の方へ移りますと、550万円ほどが見込め、J-LISに支払う300万円の負担金も賄えると試算をいたしております。

○江口委員

初期費用は安くなるでいいんですかね。そして、ランニングについては、最後のところが、ちょっとわかりにくかったんですが、ざっくりいうと、トータルとしてランニングも安くなるんですかね。どうなんでしょう。

○市民課長

ランニングに関しては、高くなりますけれども、まず、導入費用、こちらが55%、5千万円近く導入費用が安くなりますので、2800万のランニングコストを引いたところでも、コンビニ交付の方が、安く運用ができるということでございます。

○江口委員

ちょっとわかりづらいんですが、ごめんなさい、ちょっと切り口変えましょう。自動交付機の場合の、1枚当たりの費用はどのくらいかかっている、今後ですね、コンビニ交付にすると、1枚当たりの費用はどのくらいになるのか、試算がございましたら、示していただきたいんですが。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 16:07

再 開 16:09

委員会を再開いたします。

○市民課長

試算によりますと、導入費用、それからランニングコストを合計いたしますと、コンビニ交付のほうが、2855万1千円安くなるということで計算をしております、また現在、自動交付機で30%を出している分がコンビニ交付に移行して、また、30%が40%、50%になれば、窓口の緩和にもつながり、市民サービスの向上も図れると思います。

○江口委員

今、初期費用とランニングですね、あわせたご案内がありました。今の2800万というのは、何年間でかかった費用ということになりますか。

○市民課長

5年間でございます。

○委員長

次に、同じく、その他の戸籍住民基本台帳費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書87ページ、総務費戸籍住民基本台帳費、その他の戸籍住民基本台帳費についてというんですけども、これは基本的には、見るところ、マイナンバーカードを国にかわって市が交付する仕事をしましょうと、その予算が上げられていると思います。そのとおりですか。

○市民課長

そのとおりでございます。

○川上委員

個人番号カード関連事務委託交付金というのが、計上されていますけれども、このどこに交付されるんですか、これは。

○市民課長

これは、先ほどから申しておりますJ-LISという団体です。地方公共団体情報システム機構。こちらがマイナンバーカードの作成等請け負っておりますので、こちらに支払う費用となっております。

○川上委員

それは会社ですか。

○市民課長

この団体は、市町村がマイナンバーカード作成や、そのほかいろいろな事務をしていただくために委託をしている団体で、機構でございます。

○川上委員

そこはですね、どれぐらいのマイナンバーカードを扱うんでしょうか。

○市民課長

日本全国の自治体から委託を受けておりますので、マイナンバーカードを申請された方の分をつくるということ、また何かあったときにストップをかけたりとかする、全てのマイナンバーカード関連の事業を請け負っております。

○川上委員

飯塚市としては、お金は出すだけでよくわからないということですかね、実際は。

○市民課長

J-LISはマイナンバーカードの制度導入のために自治体が共同で運営する組織として設立をされております。

○川上委員

考えてくださいね。そこに希望する全ての方々のマイナンバーカードが集中するわけですね。こんな危険なことを、国は平気でやっているわけですよ。それに地方自治体は金を出せというわけです。原発を、東京に全部集めたり、福岡に全部集めたりするのとあまり変わらないですよ、はっきり言って。電気はつくるかもしれないけど、いざという時はとんでもないことになるわけでしょう。だからみんなゼロにしてくださいと言ってるわけですよ。こんなちょっと便利なことがあってね、大変な危険が国民にとってはあるわけですよ。そうしたものを、1カ所に集中して、こういうのにお金払って、加わらないほうがいいですよ。これはもう削除したほうがいいと思います。質問を終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

○兼本委員

先ほどの、コンビニ交付の関係で、1つ質問なんですけど。質問というか要望なんですけど。コンビニ交付された住民票とか印鑑証明とか見られたことございますか。ないですよ。コンビニから出たものは、たしか市の証明には、その時点ではなってないんですよ。裏面をスキャナーでとって、その部分をネットで送って、それで証明書としてはじめて使えるというような、たしか、それを提供するというのが、例えば国、県等に提出するときにはなることが多いんで

すね。多分、今度このコンビニでとってきた証明書というのが多くなってくると、飯塚市内の印鑑証明とか住民票が必要な業者さんというのも多分ご存じないと思うですよ。そういったところございますので、逆にその証明書を発行する以外で、またそういうものが実際に質問等が来るんじゃないかと思います。もしよければ、逆にそういう業者さんとかにも、コンビニで発行された部分に関してはこういうかたちで間違いないものかどうかという確認をしてくださいというような案内等を出していただければ、非常に喜ばれるんじゃないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長

今の件はよく調べてください。お願いいたします。

他に質疑ございませんか。

( な し )

質疑が無いようですから、第1款議会費及び第2款総務費について質問を終結いたします。

次に、第3款民生費93ページから123ページまでの質疑を許します。はじめに質疑通告をされております、93ページ、国民健康保険事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書93ページ、民生費、社会福祉総務費、国民健康保険事業費について、お尋ねします。ここの予算計上は、16億3321万5千円という事で、これはすべて繰入金です。ですから、その範囲内で質問をしたいと思っております。それでまず、簡潔で構いません。市民の批判の大きなものの1つに、高すぎる国民健康保険税があるわけですがけれども、これを引き下げるために、一般会計からの繰入をふやすことを検討したことがありますか。

○医療保険課長

平成25年度に税率の改正を行っております。この際にかかなりの負担を市民の皆さんに、国保加入者に強いるということで、それまで地方単独事業実施によります国県負担金の減額分、減額調整が行われております。これに対しまして、一般会計から減額相当分の50%を繰入を、平成24年度までいたしておりました。平成25年度の税率改正にあたりまして、少しでも負担を軽減するという趣旨から、この繰入金を100%、減額調整分を100%繰り入れるということでしたしております。

○川上委員

これは、代表質問でも申し上げましたけれども、非常に重要なことであると思います。少しでも負担を軽減したいということなんですけれども、それによって、加入世帯の負担が軽減されて喜ばれているのかと、その自己評価はいかがでしょう。

○医療保険課長

平成25年度に税率改正を行っておりますけれども、結果としまして、実質収支から前年度繰越金等を除きました実質単年度収支では、平成25年度では約6千万円、平成26年度では約1億4500万円の黒字決算となっております。健全な財政運営をすることができたという点では一定程度の効果があり、評価できるものというふうに考えております。

○川上委員

私は、この繰り出しについてね、もっと考えてもらいたいと思うのです。

まず例えば子どもの医療費助成制度を拡充した自治体からお金を取り上げるというか、出すべきお金を出さないというか、カットするというか、ですからペナルティというふうに皆さんも言っていると思いますけど。こういうことをやる政治は長続きしないですよ。議会も駄目だということで意見書を出しているわけですがけれども、それがまず第一だけ、市は子どもを大事にしたいということで、合併前からそのような自治体でもね、医療費助成制度を窮屈な財政の中でも制度化して充実を図ってきたわけですね。ところが、合併以降からでもペナルティはずっと続いているわけです。それに半分は繰り入れましょと、残りの半分は誰がかぶったとい

うか、負担したんですかね。

○医療保険課長

残りの半額は誰が負担したかということでございますけれども、それにつきましては、国保加入者の税でその分は賄ったということが言えるかと、こう考えます。

○川上委員

市の政策判断で子どもたちのためにということで、市の判断で行った行為によって不当にも国がペナルティを掛けてきたと。その責めは加入世帯が負うんですかと。おかしいでしょっていう理屈なんですよね。だから、市がその政策を行う時には、国が悪政で地方を苦しめようというんだったら負けるものかということでね、繰出金もふやして、その分は出して、決して加入世帯の国保税に上乘せにはならないようにするというのが覚悟だと思います。値上げするときに、あんまり上げるとかわいそうというか、ひどいと思うので、少し減らしましたぐらいではね、しないよりはましだけど、まだいただけないと思います。ここのところを肝に命ずれば短期保険証、それから資格証明書で年間通用する保険証を持ってない、従って、病院にもなかなか行きづらい世帯に、11%ぐらい今あるんですよね。これを改善するために、繰出をふやそうという覚悟ができるんじゃないかと。幸い先ほどの財政課の説明では、貯金は財政調整基金と、それから減債基金は予定を6億5千万円も超えて、貯金していますという報告がありました。一方で借金は予定よりも、30億円以上も少なくて済みますと、したがって、公債費、毎年の借金返しも予定よりも少ないんですよというわけでしょ。少し繰出をしていく財源を、当初の説明からもね、見い出せたんじゃないでしょうか。市長の決断を求めて、この質問を終わりたいと思います。

○委員長

次に、94ページ、社会福祉施設管理運営費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書94ページ、民生費、社会福祉総務費、社会福祉施設管理運営費について、お尋ねをします。ここでは、穂波福祉総合センター、それから庄内福祉センター、それから筑穂保健福祉総合センター、3つのことについて聞きたいと思います。

1つは穂波ですけれども、指定管理料の算出の根拠をどこに置いているのか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

指定管理料を算出するうえで、基礎といたしておりますのは、過去の収支決算額等の実績となります。穂波福祉総合センターにつきましては、指定管理経費、決算額の平均算出額をもとにして、使用料収入決算額の過去の平均算出額を差し引いて算出すると、このような形で行っております。

○川上委員

委託料はこの間どのようになっていますか。とにかく、前年よりも委託料は単価切り下げでいくということですね、少なければ少ないほどいいということで、結局はその働いている労働者にシワ寄せがいくというような傾向が、全国的にもあるんだけれども、そのようなことがないかどうか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

委託料の推移につきましては、平成24年度、平成25年度では4700万円、平成26年度では4925万2千円という金額を指定管理料として支出をいたしておりました。27年度は予算現額4915万円というふうになっておりまして、平成26年度、平成27年度の指定管理料の増額の理由といたしましては、消費税改正に伴う増額、それと電気料金の値上げがありましたので、この分を加味した上の増額という措置をいたしておるところでございます。

○川上委員

そこで働いている労働者の労働単価のことはよくわからないということでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

そもそも算定をいたしますときには、飯塚市が直営でやっていたときの基準あたりを参考に算出したしておりますので、特に人件費に関して、不都合があるというようなことは私どもとしてはないというふうに考えております。

○川上委員

公契約条例ができていけばね、と考えておりますぐらいではなくて、実態はどうかというところまで入りこめるはずなんですよ。ですから、公契約条例が重要だということを言いたいんですけど。そこでね、利用状況、利用料の変動もあるかもしれませんが、穂波の利用状況はいかがでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

穂波福祉総合センターの利用状況といたしましては、全体の利用状況として、平成24年度が19万1480人、平成25年度が18万9731人、平成26年度が19万8064人と、総じて増加傾向にあるという状況でございます。

○川上委員

実は私もお客さんになることが多いんですね。ただし、もう少し改善してもらいたいというのはあります。業者に頑張れと言っているだけでなく、やっぱりお金を出さないと改善がしにくい面はいくつもあるので、そのうちの1つが市長、お風呂なんです。今ね、何人も、評判がいいからみんな入るでしょう。浮くものがあるわけですよ。どうしていると思います。さらっているわけですよ。そういうことしなくて、ときどきオーバーフローさせればいいわけでしょう。きれいだし。いま循環でやっているわけでしょう。水の総替えも要ります。そしたらね、幾らお金があったら、そういうことがね、もっと皆さんから喜んでもらえるようなものになるのか、考えたらいいと思うんですよ。民間のお風呂のある施設を圧迫するとか、あまり考えずに、お互いにいい方向で、サービスをよくする方向で、官民でいい意味での競争をすれば、住民が助かるということですから、ぜひそれは考えてもらいたいと思います。

それから、庄内ですけれども、庄内福祉センターハーモニーは管理運営形態が変わるんですね。今回の指定管理委託料の設定は、どのようにお考えですか。

○社会・障がい者福祉課長

庄内保健福祉総合センターハーモニーにつきましても、平成23年度から平成25年までの決算額の平均算出額として施設管理経費、これが約3691万円でございますが、これから使用料収入など約983万円を差し引いての算出となっております。

○川上委員

今の利用状況及び今後サービスの向上に、どういうことを考えておられるか、この際ですから、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

結果として指定管理施設の運営を、現在、飯塚市社会福祉協議会が担うという形になりました。私どもとしてましては、社会福祉協議会という存在が地域の方には非常に身近で、しかも安心してご利用いただける管理運営主体になるというふうに確信をいたしております。先ほどお話のありました、例えばお風呂の問題とか、施設における利用の問題というものが、やはり庄内ハーモニーもあるかと思えます。そういったところに更にきめ細やかなサービスができるようにというふうなことを念願しておりますし、社会福祉協議会のスタッフともそのような話で引き継ぎを行うということをご予定しております。

○川上委員

合併前からのそれぞれの自治体の福祉部門が、さまざまに縮小させられたりしている面があると思うんですけど、社協も大きくなったんでしょうけど、頑張ってくれと言われて、社協はかなり大きな仕事をせざるを得ないようになってきていると思うんですよ。大丈夫かなと思うんです

ね。旧飯塚時代から、ほかの社協ではあまり考えられないような、伊川の郷とかね、ああいう特別な施設も請け負ったり、これまでではしてきたんだけど、そここのところにも目を向けておく必要があるのではないかと。それから、この庄内の最後ですけど、サービス向上との関係で、交通手段についてね、とにかく庄内のふれあい号、あした全面的に戻せというわけにはなかなかいかないでしょうけども、もっと交通手段の難しい方々のためにハーモニーで特別なことを考えるようなこともいかがでしょうか。これはちょっと答弁を求めておきたいと思いますが。

○委員長

答弁できるとね、今の質問に対しては。

○社会・障がい者福祉課長

私どもはいろいろ調査をする中で、やはり地元、庄内にお住まいの方のご利用が一番多ございます。それから、その次がやはり、逆に穂波の方面からバイパスを通過して庄内に行かれる方、あるいは市外からも、つまり田川のほうからもお見えになってあるという実態をつかんでおります。いろいろ交通のアクセスについては問題もあるでしょうけれども、基本的には地域の方がご利用できるような部分という意味では、非常に身近な施設になっておりますので、特に今のところ、そういった意味で必要性といいますか、アクセスの問題で、例えば有効な交通機関というものは考えておりませんが、今後、ニーズ調査などをする中で、もしそういうものが必要とあれば検討していくことになるかと思っております。ただ、直接的に施設の管理運営ということにはあたりませんので、そのあたりは関係各課と調整しながら検討はしてまいりたいと思っております。

○川上委員

最も立場の弱い人たちのために存在するべき施設なので、交通手段についてもね、当然のことながら考えていってほしいと思っております。

それから、筑穂の保健福祉総合センター運営費補助金ということになっております。社協ということだろうと思うんですけど、説明を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

これは平成26年度の指定管理委託料実績に基づきまして、地域福祉事業として行うべき施設、つまりあの施設は西棟と東棟という2つのエリアがございまして、西棟はもともと社会福祉協議会が介護保険事業とか、障がい児のデイサービス事業なども行っておりました。どちらかと言いますと東棟が地域福祉事業、大きな意味での福祉ということを行うべき施設となっております。この管理経費分として約1010万円というものを算定いたしまして、また、今後想定し得る施設の修繕経費なども含めまして、運営費補助金1730万円を計上するに至った次第でございます。

○委員長

次に、95ページ、その他の社会総務費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書95ページの民生費、社会福祉総務費、その他の社会総務費についてと、ここは、95ページの中ほどに民生委員児童委員謝礼金1058万4千円があるわけですが、これが低いんじゃないのかなと。ずっと同じ横ばいで来てると思うんですけど、単価として。それで、この内訳をちょっと改めてお尋ねしたいと思っております。

○保護課長

その内訳ですけども、民生委員、児童委員は民生委員法で奉仕者としての定義づけがなされていることから、無報酬でございますが、民生委員、児童委員の活動に対する交通費や通信費等の費用弁償相当分として謝礼金を支出しており、金額は年間3万6千円、3千円掛ける12カ月分でございます。また、地区の民生委員児童委員協議会に対しましては、研修活動費として、1人当たり5千円掛ける定数分を出しております。算出根拠といたしましては、合併

前の各市町で謝礼金、補助金の金額が相違しておりましたので、合併協議の中で、謝礼金は月3千円、補助金は1人当たり年5千円として取り決められております。

○川上委員

なかなか民生委員さんになっていただける方が見つかりにくいという状況だとか、民生委員さん自身がかかなり高齢になられてということだとか、自分が、仮にですよ、低所得であっても、人の役に立ちたいということで頑張っている方もあるわけですがけれども、仕事ではないわけですがけれども、まさに謝礼ですね。実費を保証し、そして謝礼の心を込めるというくらいのもものとしては、私は現状は不足すぎるんじゃないかなと思うんですね。で、これは国から幾ら以内にしなさいとか、そういう制約があるんですか。

○保護課長

法的に幾らにしなさいとか、こういうふうにしなさいというふうな取り決めはございません。

○川上委員

ぜひ関係者とも相談の上、バックアップさせるように検討してもらいたいというふうに言っておきたいと思います。

それから、この総務費の関係で96ページになりますけれども、上の方ですけれども、生活困窮者自立相談支援業務委託料、この債務負担行為1167万5千円ということなんですね。この委託先・・・

○委員長

質疑通告されてないんですけどね。川上議員は。

○川上委員

これは、その他の社会総務費の中の1つなんですよ、

○委員長

そうですか。ほかの方も出ていますけどどうぞ。続けられてください。

○川上委員

これは、委託先が決まったと思います。どこになってますか。

○社会・障がい者福祉課長

福岡市中央区天神に事務所を構えております株式会社ACRでございます。

○川上委員

ACRは継続してますね。で、これどうやって選んだんですか。

○社会・障がい者福祉課長

今年の1月からプロポーザルによる業者選定これにつきましては、公募という形で、提案型の選定委員会を開催いたしまして、その中で決定したものでございます。

○川上委員

私は、ACRについては年金事務所などとの関係で、個人情報についての取り扱いがね、心配だという指摘をしたことがあると思います。過去の事業に当たりですね、そのところ調査をして、市として大丈夫という判断をしたのだろうと思うけれども、どこでしたんですか。

○社会・障がい者福祉課長

プロポーザルの選定の過程も含めまして、まず選定する、公募するときの要件の1つとしてその、個人情報の管理に関する第三者認証、これを取得していることといたしております。加えて、その会社の実績、それから取引先というようなものを見ましたら、国、福岡県、それから県内の各自治体そういったところともかなり、この就労支援事務とか、各種事業にいわゆる、相談事業あたりも契約方法をしておるといふ実績がございました。こういったところから判断をいたしまして、福岡県にもちょっとお尋ねをしたことがあるんですけども、特に遺漏はない事業で進んでおるといふふうなことでございましたので、そういったところも、事前に調査はいたしておりました。



○川上委員

県が出発なんですよ。福岡県が出発なんですよ。そこに聞いて、大丈夫かと。大丈夫と言います。それで、その他のところにもね、仕事をしています。それは何の意味もないことなんです。むしろ、ほかのところでも仕事をしている同じ人物が、ということになったらね、同じ会社ですから、問い合わせる側、それに答える側というような局面が生まれていないかと。そうなってくるとね、個人情報大丈夫かという指摘をしてきたわけですよ。だから、あちらこちらで仕事をもらっている、しっかりしたところだという理屈が、ここは通らないわけです。逆なんです。だから、よくね、見ておく必要があるというふうに思います。このくらいにしておきたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:48

再 開 16:48

委員会を再開いたします。

次に、96ページ、学習支援事業委託料について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

96ページ、社会福祉総務費の中にございます、学習支援事業委託料について、603万6千円についてお聞きいたします。この事業、もともとはもう少し制限があったんですが、今では、生活習慣や学習に課題のある子どもに対しというふうなかたちで2カ所で提供されています。貧困の連鎖ということを考えると、そこから連鎖を断ち切るには、生活習慣並びに学習習慣をきちんとつけていただくことが非常に重要だと思っております。その観点から考えますと、当初予算では、これ2カ所なんです、これを、増やす努力をしなくてはならないかと思っておりますが、その点についてはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○保護課長

今、申されましたように、この事業は平成25年に生活習慣や学習に課題を抱えた子どもたちを対象として子どもの貧困の連鎖を解消すると子どもの居場所を作るという趣旨で生活保護制度の中の事業として開始されて、平成27年からは、生活困窮者自立支援法が制定されました関係上、その事業の中で、対象者を生活困窮者の指定へと枠を広げた上で、実施される事業へと変更されております。したがって、この事業を全市的に広げるとなると、委託をお願いする団体には貧困世帯に見られます、家庭環境が整っていない、居場所がないなどの問題を解決するための事業としての趣旨を十分に理解していただく必要もあり、参加する、また子ども達のプライバシーの問題も絡んでくると思われまます。そのため、注意しなければならないと言うことがたくさんあると思います。ですので、また、予算的な問題もございますので、今のところは、現状2カ所の開催を維持してるというふうな状況でございます。

○江口委員

配慮しなくてはならない点が多々あるのは重々承知しております。しかしながら、貧困の連鎖を切りたいわけですよね。それは子ども達にとっても、保護者の方々にとっても、やはりその思いが強いわけです。社会にとっても、それはある意味要請なわけです。ということ考えると、それを増やすために、場所を、必要とされてる方々がこの2カ所だけに住んでおられるのであれば、この2カ所の30人掛け2カ所の60人であるのであれば、これでいいと思いますが、そうでないのであれば、それをどうやってやっていくのか、その知恵を絞るのがやはり行政の仕事であると思っております。で、今、受けていただいている団体に増やせというのは厳しいというのも、やはり分かります、当然のことながらわかります。であるならば、例えば地域、やはり地域を考えると、地域、地域にはいろんな団体があって、地域の子どもの非常に心配しておられる方がいっぱいおられるわけです。そういった方々にきちんと事情を説明しながら、

こういった形でございます、ぜひやっていただけないかというご相談をしながらふやしていく努力をぜひやっていただきたいとお願いをしておきます。

○委員長

同じく、96ページ、生活困窮者自立相談支援事業費について、田中裕二委員に質疑を許します。

○田中裕二委員

96ページ、民生費、社会福祉総務費、生活困窮者自立相談支援事業費についてお尋ねをいたします。この生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至るまでの段階の自立支援策の強化を図るため、多様で複合的な課題を抱えている生活困窮者への包括的で継続的な支援を行いながら、その自立の促進を目的としていると、このように考えております。この制度事業の概要について、説明をお願いいたします。

○社会・障がい者福祉課長

制度といたしましては、全国の福祉事務所設置自治体、県も市町村も市もそうですけども、必須事業として、2つの事業を行うということになっております。1つは、生活困窮者の状況に応じて最適な支援策を早期、包括的に提供するという自立相談支援事業の実施でございます。それからもう1つは、離職により、住まいを失った方、また、失う恐れがある方に対しまして、一時的に家賃相当額を支給するという、住居確保給付金支給というものを昨年、平成27年の7月1日から行うというものでございます。自立相談支援事業というものにつきましては、本市にお住まいの生活困窮者からの相談に包括的に対応すると共に、課題の評価分析としてアセスメントを実施して、それから、自立に向けたプランの作成等の支援を行うというものの他、プランに基づく各種支援が包括的に行われるよう、例えば、社会福祉協議会とか、ハローワークとか、地域の関係機関につなぐネットワークづくりを行うというものでございます。また、住居確保給付金支給につきましては、離職者等であって、所得などが一定水準以下の方に対して、一時的に家賃相当額を給付するという制度でございます。

○田中裕二委員

必須事業であります自立相談支援事業、また、住居確保給付金支給について、実際にはどのように実施をされているのか、お尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

自立相談支援事業は、相談支援業務を委託費として行うことができることから、専門の資格、例えば臨床心理士とか精神保健福祉士、就労のためのキャリアカウンセラー、こういった資格を有する専門相談員を配置可能とします事業者との契約により、穂波庁舎の1階に相談室を設けて、支援プランの作成や就労支援、そして関係機関へのつなぎなど市民の皆様からの、ご相談に応じているといった状況でございます。その中で、住居確保給付金支給につきましては、給付金支給の条件に合う場合、書類等を作成いたしまして、その後の給付金支給を実際に行っております保護課の方につないでおるといったところでございます。

○田中裕二委員

必須事業の自立相談支援事業についてお尋ねをいたしますが、ただいまの答弁で穂波庁舎の1階に相談室を設け、支援プランの作成や就労支援、関係機関へのつなぎなど、市民の皆様からのご相談に応じておりますと、このようなご答弁がございましたが、この相談の内容、主にもどのようなものがあるのか、どのような悩みを持った方がお見えになり、どのように対応されているのか、お尋ねをいたします。

○社会・障がい者福祉課長

実際に、相談に当たってまして特徴的なことといたしましては、相談者の4割近くが引きこもりとか、心の悩み、発達障がいのある方などとなっております。まずは、就労以前の日常生活の自立ということを目指して、相談支援員との信頼関係を築くことから始めております。その

後は、相談者の精神的な安定、孤立の解消、そして生活習慣の改善とか、対人関係、家族関係の改善、自立意欲の向上改善などが可能となるように、プラン作成に向けて調整を行っているというようなことでございます。

○田中裕二委員

それでは、相談受付やプラン作成の件数は、どれくらいの数になっているのか、お尋ねをいたします。

○社会・障がい者福祉課長

4月からの半年間で、受付件数は87件、支援プランの作成件数は15件となっております。就労に結びつきましたのは、支援プランの作成の該当者も含めて、9件、9人という状況になっております。

○田中裕二委員

ただいまの数。受け付けが87件、6カ月でですね。支援プランの作成が15件。就労に結びついた支援プラン作成の該当者も含めて9件と、このような数字をお示しいただきましたが、この件数が多いのか少ないのか、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

この事業、昨年4月から始まりまして、国のほうでも随時数値の統計をとっておりまして、福岡県でも同じようにやっておりますが、福岡県内、政令市や中核市を除いた県内25市において、例えば人口10万人当たりという形での統計数値を出してございまして、その受付相談件数と比較いたしますと、県内6カ月平均で1月当たり22.1件。これに対しましては、本市平均が14.5件ということになっております。支援プランの作成件数は、県内の6カ月平均で1月当たり1.9件。これに対しまして、本市の平均が2.5件と、わずか半年のことですので、参考になるかどうかわかりませんが、こういうふうな状況でございます。支援プランの作成件数は平均を上回っておる。しかし、受け付けの相談件数は平均値よりも少ないといった状況でございます。

○田中裕二委員

ただいまの答弁によりまして、本市で福岡県の人口10万人当たりの他市の平均と比較をしてという答弁でございましたけれども、支援プランの作成件数は平均を上回っておるが、受付件数は平均値よりも少ないと、このような答弁でございました。ということは、この相談室があるということを市民の皆様があまりご存じないのではないかと、このようにも考えますが、この広報等についてはどのようにされてるのか、お尋ねをいたします。

○社会・障がい者福祉課長

昨年4月からの事業開始に当たりまして、私ども国から十分な準備期間を設けて周知するという指示もございましたものですから、まずは市報4月号に概要を掲載してお知らせいたしましたけれども、あわせて、あらかじめ作成いたしました相談室の案内チラシ、リーフレット、これを持参いたしまして、各地区の自治会長会、それから民生委員、児童委員協議会など、各団体の会議がございまして、春先にそういった会議に相談室長を連れて参りまして、実際にこういう相談を受け付けておりますというようなことで、事業の趣旨をご説明し、ご理解とご協力をお願いしてまいったわけでございます。

○田中裕二委員

相談件数がふえればいいというものではないとは思いますが、実際こういうところがあるとお知らせすることは、非常に重要な事だと思います。今後どのように、相談をしたいという方が相談に来れるように、受付件数をふやすためには、今後どのような取り組みをされるのか、お尋ねをいたします。

○社会・障がい者福祉課長

当初、市報とかチラシを見て相談に来たという方が、ほとんどでございましたけれども、次

第に市役所の関係各課から案内されて相談に来られる方がふえてきております。事業の円滑な実施に向けては、関係機関との連携が必要不可欠ということを考えておりますが、特に市役所の関係部署と連携を深めるということが大事な事と思っております。去年の夏ぐらいでしたか、庁内の連携会議を開催しまして、関係各課の担当職員を直接集めまして、事業に対する趣旨説明を行い、連携協力を求めています。その後、受付件数も少しずつふえてきておりました。2月末現在では大体150件を過ぎたというふうな状況になってきております。今後とも関係各課職員とは縦割りではなく、横断的なつながりを持って連携しながら、特に、相談事業だからといって、待ちの姿勢ではなく、1人でも多くの方が自立に結びつくように、積極的な生活困窮者の把握に努めてまいりたいというように考えております。

○田中裕二委員

ただいまの答弁の中で、事業の円滑な実施へ向けては関係機関との連携が必要不可欠と、特に市役所の関係部署との連携の強化も重要であるというご答弁でございましたけれども、この事業は、この市役所だけではなく、地域の関係機関との連携も重要になってくると思いますが、この点についてはどのように取り組みをされているのか、お尋ねをいたします。

○社会・障がい者福祉課長

社会福祉協議会、ハローワーク飯塚、これは先ほども申し上げましたけど、これに、あいタウンの中には筑豊若者サポートステーション、それから本町に設置がされました70歳現役応援センター、それから障がい者就業・生活支援センター、人権啓発センターやシルバー人材支援センター、こういったところもございまして、よくよく地域にある資材といいますか、資源を、うまく活用するというようなことで、連携を確認して、随時相談員と一緒にそういった関係機関廻りをしておるところでございます。相談支援とか、つなぎ支援がその後うまくいくように取り組んでいるというようにございまして。今後とも関係機関の各専門分野にわたるご意見なども参考にさせていただきながら、この事業を進めてまいりたいというように考えておるところです。

○田中裕二委員

ただいま答弁ありましたように、1人でも多くの方が経済的自立、日常生活自立、社会生活自立が可能になるように取り組むということでございまして、ぜひともしっかりと取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、質問を終わります。

○委員長

同じく、生活困窮者自立相談支援業務委託料について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

取り下げます。

○委員長

これは、田中委員は、次は生活困窮者、質問されるんですかね。されますね。

続きまして、生活困窮者住居確保給付金事業費について、田中裕二委員に質疑を許します。

○田中裕二委員

先ほどの質問の中で、必須事業である自立相談支援事業住居確保給付金支援の中で、自立相談支援事業だけをお聞きいたしましたので、もう1つの残りの生活困窮者住居確保給付金事業費についてお尋ねをいたします。

住居確保給付金といたしまして、平成28年度は230万4千円が計上されておりますが、内訳はどのようになっているのか、また予算資料見ますと、平成27年度と同額のようにございますが、そのような認識でよろしいのか、お尋ねをいたします。

○保護課長

平成27年度予算は、旧法分として住宅支援給付費100万円と新法分、住居確保給付費、230万4千円、計330万4千円を計上させていただきました。平成28年度は新法としての

住居確保給付費 230万4千円を計上しておりますので、100万円の減額計上となっております。

○田中裕二委員

平成27年度はわかれていたということですね。わかりました。

それでは平成26年度の実績と平成27年度の現在までの実績、どのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○保護課長

平成26年度は、3名の方が計15カ月分、金額で15万8千円、平成27年度は1月末現在で5名、計10カ月分、金額で29万9400円を給付しております。金額の差異は、1人当たりの給付月数が違うことと、家賃によって高低があるためでございます。

○田中裕二委員

この住居確保給付金は、生活保護受給者は対象となるのか、またあわせまして、申請されたすべての方に支給されるわけではないと思いますが、どのような条件があるのか、お尋ねをいたします。

○保護課長

生活保護受給者は住宅扶助という形で給付を受けておりますので、支給対象外となります。また支給対象者となるには、条件がございまして、それらに該当する必要がございます。支給時に離職後2年以内の者であって、65歳未満。次に離職前に主たる生計維持者であった。3つ目が、就労の意欲があり、ハローワークへ求職の申し込みを行うこと、または現に行っていること等8つの条件がございまして、それをクリアしなければならないということになっております。

○田中裕二委員

この給付金の通常の申請から受給まで、どのような流れになつてゐるのか、お尋ねをいたします。

○保護課長

申請する場合に、申請時に離職後2年以内であることがわかるもの、例えば雇用保険の受給資格証などとなりますけれども、また、ハローワークカード及び雇用施策利用状況確認票等、申請者への聞き取りによる収入状況確認、預金通帳確認、家主からの入居証明などの書類等を申請書と一緒に提出していただき、対象者審査を行い、住居確保給付金の支給を決定いたします。決定後は、家賃の支払いは家主への代理納付となります。また、受給開始後は就職活動の要件といたしまして、毎月2回以上ハローワークでの職業相談。毎月4回以上の市担当者との面接。原則週1回以上、求人先への応募か、または面接を受けることの要件がございます。この就職活動要件を毎月確認後、住宅給付金の支給を受けるということとなります。

○田中裕二委員

それではこの給付金の広報、どのようにされているのか、お尋ねいたします。

○保護課長

この給付金の広報につきましては、市のホームページに掲載させていただいております。また、ハローワークのほうでも冊子等を配布、また求職に来られた方々にそういうふうな説明行つてるといふふうに聞いております。

○田中裕二委員

この生活困窮者住居確保給付金事業は、多少なりとも生活保護扶助費の削減に影響を与えていると私は思っておりますが、どのように考えられているのか、お尋ねをいたします。

○保護課長

この住居確保給付金事業は、平成21年10月に住宅手当緊急特別措置事業として開始されましたが、平成27年4月からは新たに生活困窮者自立支援法の制定とともに、その支援法の

中で実施される事業として変更されております。ご存じのとおり生活保護制度は最後のセーフティーネットであり、生活困窮者自立支援法はその一步手前の第2のセーフティーネット、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者を対象者としております。このため、自立支援制度に基づきまして、穂波支所に設置されました飯塚市自立支援相談室には今まで直接保護課に生活保護の相談に来られていた方々や、生活再建や就労支援等いろいろな相談に来られるとともに、利用されておられた方もまた来られておまして、この住居確保給付金事業もその中の事業の1つとして実施しておりますことから、生活保護費の抑制の効果は十分にあるというふうに分析しております。

○田中裕二委員

生活保護費抑制の効果は十分にあるというご答弁でございましたので、しっかりと取り組みをお願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 17:13

再 開 17:24

委員会を再開いたします。

97ページ、介護保険事業費について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書の97ページ、民生費、高齢者福祉費、介護保険事業費について、お尋ねをいたします。これは、介護保険事業費、20億4974万8千円ですけれども、すべて繰出金です。それにかみ合った質問をしたいと思えます。結論的なことを最初に申し上げますと、2つの点で、繰出をふやす検討をいただろうかと、するべきではないかという質問なんです。1つは、国の制度改悪から介護保険利用者、高齢者をどう守るかということに関わります。追加資料の19ページがありますけれども、介護保険利用者の状況等を書いています。今回の国の介護保険の改悪は、主要には2つあって、要支援1と2の方々のデイサービス、通所介護とホームヘルプ、訪問介護、これを介護保険から外して、地方の独自の力に任せるということが1つと、もう1つは、要介護1、2の方々については特別養護老人ホーム等について入所を基本的には認めないと、待機にも入らないということなんです。重大なことは、既に社会的な事由によって施設に入られている要介護1、2の方々については、居宅デイサービスを受けることができるようにするからということで、施設からの退所を迫っていくことも考えられるというような改悪なんです。それで本市としては、そのような立場に置かれてしまう高齢者、利用者一人ひとりについて、完全に把握して、必要なサービスが引き続ききちんと受けれるように、国がどうであろうとね、するぞという構え、そのための財政出動が必要だと思うんです。それからいうと、どこに着目するかというと、平成27年の要支援1、2の利用者、1が731人、2が1638人おられます。あわせると、2369人という数字にはなるんですよ。これが今言った利用者なんです。それで、この中で特にこの間代表質問でも強調してきたのは、特に心配なのは、1人暮らしの高齢者の場合なんです。2人暮らしも心配ですけど。たった1人で暮らしてる人をどうするのかというのがあります。これを繰り返し、把握できないのかということで質問したりするんですけど、なかなか難しいです。介護保険では無理です。と言うんですけど、介護保険からその、言うなら、市では、高齢者支援の方に、その送り出されるわけですから、介護保険できちんとその方々が、どういう方々なのかということ把握して、高齢者支援の方に送り届けないといけない。その仕事は新年度中にやらなければ間に合わないわけですね、少しお金が要るだろうと思うんですよ。で、その繰出をしてはどうかと、検討するべきではないかと、追加でも。同じことが資料について直接担当課と話してないのでわかりにくいんですけど、要介護の1、平成27年の下の方に施設と書いてあるところに97人おられ

ます。要介護2が179人おられます。あわせて276人。この方々が、先ほどいった国の改悪の流れに沿って、本人の意志もしくは十分な居宅サービスの体制がとれないまま出ていってくださいということで、苦しんでということが無いように、一人ひとりについて検討する必要があると。あわせると2645人です。2645人を、毎月変動もあるかもしれませんが、を、市が本気出せばね、完全把握ができて、軟着陸ができないこともないだろうと思うので、そのための財政の出動を、繰出を求めたいと思うのですが、答弁を求めます。

○介護保険課長

介護保険の費用につきましては、高齢者の保険料が22%、それから、こちらの繰出金の関係で言いますと、一般財源が12.5%。それぞれ負担割合が決められております。いわゆる公費負担が50%、第1号、第2号それぞれの割合で負担していくと。これは、介護保険創設当初よりみんなで支える介護保険の基本となるものでございまして、保険料を一般会計からの繰入については、この原則に反するということになりますので、できないことになろうかと思えます。

○川上委員

私が今言ったのはね、介護保険からその追い出される人たち2369人と介護保険からすぐ追い出されるわけではないけれども、厳しい立場に立つ2276人、あわせて2645人のこと言っているわけです。これは、介護保険の事業では対応できないんですよ。介護保険の話じゃないんです。介護保険の話じゃないから、市は繰り出して、というわけです。で、個人情報もある世界だからですね。先ほどみんな黙祷したでしょう。何万人も亡くなったとか、黙祷するでしょう。何万人には、一人一人名前があるわけですよ。ここに2645人とかね、2369人という数字が目に見えるわけです。これは背番号打ってあるわけじゃないんですよ、マイナンバーとかで。生きた人間の名前があるんですよ。それをつかんで、そして1人も不幸なことがないように来年の4月以降ね、する責任がやっぱり我々にあると思うんですよ。だから仕組みがないから、金が出せないとか言うんだったら仕組みつくればいいんですよ。お金があるという答弁だと。それからもう1つ、繰出をふやしてもらいたいと、ふやすべきではないかという理由は、介護保険減免の状況表が下にありますでしょう。これは、市独自の減免で、少ないですね。若干改善したんだけど少ない。その金額は135万余となっております。それから隣、法定減免というのは協会層減免のことですかね。介護保険料を取ると生活保護の基準以下の暮らしになってしまうという場合、境界層減免っていうのがあるわけですがけれども、この減免分は先ほどの国保の話じゃないけど、介護保険料に乗っていくわけですね、今、額が小さいとか大きいとかいうこともあるかもしれません。しかし、筋道としてはね、市の独自政策のために介護保険料がその分だけ上がっていくシステムになってるわけです。これについても、私は、額の大小によらず、多い少ないによらず、市としてこの分を繰出したというふうに言えるようにするべきではないかと思えます。こちらについて答弁を求めます。

○介護保険課長

先ほども申しましたけれども、減免制度の件につきましては、基本となるそういった割合、負担割合が決まっておりますので、そういった中で国の通知、原則のほうでそういった繰出はできないといった内容になっておりますので、ご理解いただきたいと考えております。

○川上委員

それは課長の認識の間違いなんですよ。市長、さっきの子ども医療の、ペナルティをカバーしたという、国民健康保険で繰出やってることなんですよ、要するに。そこでやってることを、介護保険でやれないということはないんです。飯塚市は今、例えば、短く言います。今、資格証明書を発行世帯の子どもも含めてね、18歳になる歳まで子どもの保険証渡してるじゃないですか。世帯の子ども。一番にこれやったのは飯塚市じゃないですか。民主党政権ができる前からやってるんですよ。日本で一番。その時ね、保険証を分けることはできません、最

初言ってたんです。それから、資格証明書発行はね、保険証を発行しないといけないって言うてたわけです。ところが、保険証を持つてる子どもは、もうタダで行けたわけですよ、助成制度があるから。年齢制限あるけど。ところが、同じ子どもで、いわば隣のおうちの子は、お父さんが証明書発行されてしまえばね、タダどころか10割、行ったら払わないかんでしょう。子どもの世界に何の問題があるんかということで、頑張りましょうって。当時の市長が決断したわけです。だから、そういうことをね、福祉の心とかハートを持つてる。できないことないわけです。今私が言ったことはね、道筋がまっすぐ開けてる話なんですよ。ぜひ検討してもらいたいと思います。質問を終わります。

○委員長

続きまして、後期高齢者医療事業費について、同じく川上委員に質疑を許します。

○川上委員

予算書97ページ、後期高齢者医療事業費についてということです。ここでは、これだけの21億7713万7千円、事業をかけているんだけど、1年間通用する保険証じゃなくて、短期、数カ月しか通用しない。保険証、それしか持たない高齢者がいるというんですよ。高齢者というのは普通、病院に行って当たり前ですからね。1年間、満期証持って普通なんですよ。ところが、さまざまな事情で、保険料を滞納したりすると、こういう羽目に落とされてしまうんですよ。保険証を3月だから短期保険証にさせてもらいますというふうに言うの簡単だけど、保険料が払えないくらい苦しんでる人が短期保険証という生活を考えてみたらね、20人位と言うんだけど、この20人は完全に把握してね、安否を確認し、暮らしが大丈夫かどうかを確認して、全員に満期保険証を渡せるように必要な財政措置をする。つまり繰出をね、行えないのかと思うわけです。これ答弁を求めます。

○医療保険課長

ここに計上の繰出金等でございますが、例えば、後期高齢者医療療養給付費負担金分16億4072万1千円と計上しておりますが、これにつきましては、医療費総額、自己負担金分を除きます医療費総額の12分の1を市が負担をするというふうに法定で定められております。そのように他の繰出金につきましても一定のルールのもとに、繰出をしているところでございますので、その点、ご理解をいただきたいと思っております。

○川上委員

繰出しないならずっと検討をしてください、今はそういう答弁ならね。ただし、短期保険証しか渡していない。市の責任でそれしか渡していない高齢の皆さんの安否確認はね、直ちにやってもらいたいというふうに思います。質問終わります。

○委員長

次に、98ページ、高齢者福祉事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書98ページ、民生費、高齢者福祉費、高齢者福祉事業費についてですけども、はりきゅう施術費給付金が323万8千円予算計上されています。この給付金制度についてどういう内容のものか、お尋ねをします。

○医療保険課長

このはりきゅう施術費給付金でございますが、これは末梢神経疾患や運動器疾患の高齢者、これは75歳以上の高齢者でございますが、この高齢者を対象に1回当たり1800円の施術料に対しまして900円の受診券、はりきゅう券ですね。これを交付いたしまして、療養費を助成するものでございます。2分の1の助成でございます。受診券の利用につきましては、1日1回、1カ月で10回以内としまして、年間48回までというふうになっております。また、はりきゅう受診券が利用できます治療院につきましては、市内に施術所を有しまして、市の指定を受けました施術所ということになっております。ちなみに、本年2月末現在で24治



療院がございます。

○川上委員

この制度が充実されるといいですね。それから高齢者住宅改造助成金104万円、利用状況をお尋ねします。

○高齢者支援課長

直近3カ年で平成25年度が6件、平成26年度4件、平成27年度2月時点で11件となっております。

○川上委員

申込資格はどうなっておりますでしょうか。

○高齢者支援課長

対象者につきましては、要支援または要介護の認定を有していないが、予防的見地から住宅改造の必要性が認められるおおむね65歳以上の高齢者がいる世帯で、世帯構成員全員が所得税及び住民税の非課税世帯または生活保護世帯、もしくは要支援または要介護認定を受けた高齢者がいる世帯で、世帯構成員全員が所得税及び住民税非課税の世帯または生活保護世帯でございます。

○川上委員

その下の行に、老人ホーム措置費、1億3043万1千円があります。措置状況をお尋ねします。

○高齢者支援課長

平成27年2月現在で飯塚市内39名、飯塚市外17名の56名でございます。

○川上委員

私は愛生苑が市の手を離れる、市と言うか1市8町の手を離れるときに、やはり公的な自治体のもとに置いておく必要があるのではないかとということで、愛生苑のそういう施設としての廃止、麻生への譲渡については反対をしました。常々、颯田病院のところを通るときには気にはしておりましたが、現状、愛生苑はどのようになっていますか。措置引き受けはどうなっていますか。

○高齢者支援課長

平成28年2月末現在で、定数100人に対しまして、措置人数が94名でございます。

○委員長

次に、99ページ、地域包括ケア拠点事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

99ページ、民生費、高齢者福祉費、地域包括ケア拠点事業費についてお伺いいたします。川上委員からの資料要求がありまして、20ページですかね、資料の。地域包括ケア拠点業務の概要というのをいただきました。この包括ケア拠点事業につきましては、地域包括ケア拠点のまず整備と、医療ネットワークの構築、それから医療・介護連携の推進というのを行われていくということですが、その中で、医療ネットワークの構築については、今年度、地域包括ケア拠点事業において、飯塚市内を3ブロックに分け、ネットワークづくりの1つとして病院や診療所、介護職などによる連携会議を実施され、それぞれの取り組みや地域課題などを話し合われたということですが、具体的にどのような課題が出たのかを、主な分があれば紹介してください。

○高齢者支援課長

課題としまして意見が出たものは、高齢社会をどう支えていくか、医療は急性期から回復期への移行、在宅のネットワークづくりが課題である。外来業務と訪問診療業務の併用に限界を感じることもある。介護側は医療に関する知識が十分でないところもあり、今後介護との連携が課題。介護者の年齢が高くなってきており、在宅ではマンパワー不足を感じる。夜間対応で

きるヘルパーステーションが少ないなどの意見がございました。

○兼本委員

そのような課題を踏まえられて、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けての地域包括拠点ではどのような取り組みをしていくのかということをお考えでしょうか。

○高齢者支援課長

急性期、回復期リハビリなどの病院と在宅医療に取り組むかかりつけ医としての飯塚医師会との医療ネットワークの構築や、関係団体による連携会議の実施など、退院後の在宅医療、介護へのスムーズな移行とバックアップ体制の構築を図っていきます。

○兼本委員

それでは、地域資源の乏しい地域についてはどのように取り組まれますでしょうか。

○高齢者支援課長

病院、診療所や介護施設などの社会資源が少ない地域では、訪問看護や訪問介護が重要になってくるのではないかと考えております。すでに一部の訪問看護は24時間体制をとっており、本市でも24時間対応するための基盤整備として、定期巡回随時対応型訪問介護看護地域密着型サービスとして28年度に2事業分の整備費が計上されております。

○兼本委員

先日、地域包括ケアとまちづくりという講演がありまして、その中で千葉県柏市の例が出ていました。千葉県柏市では、1つのマンションを、1階に24時間訪問介護であるとか、居宅介護であるとか、そういった施設を1階に入れまして、2階から上に介護棟、それからその上に自立棟というような形で1つの拠点づくりをされているというふうな紹介がございました。

飯塚市、特に地域資源の乏しい地域等であれば、当然そのマンション等もありませんので、これをちょっと横に向けて、平面化しまして考えると、飯塚市でもヒントになるのではないのかなと、私は思っております。

もう1つが、今、立地適正化計画等を含めたコンパクトシティがございます。この分に関しても今、24時間訪問介護に関しましても、やはり今の状況ではサービス産業としての生産性の向上というのではないのかなというふうに思っているんですね。コンパクト化すれば、その分、時間当たりのサービスの提供件数等もふえますし、移動に伴うコストも減少します。訪問介護におけるサービス提供の効率性が上昇するのではないかなというふうに思います。ですので、これからやはり、この地域包括ケア拠点事業を進めていく上では、立地適正化計画等とのからみも非常に重要ではないかと考えますので、今飯塚市が取り組んである地域包括ケア拠点事業を、そのような形でも連携していただきまして取り組んでいただきたいと思っております。

○委員長

続きまして、地域包括ケア拠点業務委託料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

取下げます。

○委員長

取り下げですか。続きまして、99ページ、老人クラブ助成補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書99ページ、民生費、高齢者福祉費、老人クラブ助成補助金について質問します。この計上されている1062万9千円ですが、これはどういう算定基礎があるのかお尋ねします。

○高齢者支援課長

助成補助金につきましては、上の老人クラブ数及び会員数、それに基づきまして助成を行っております。

○川上委員

加入者の人数に基づいているという答弁ですね。それで追加資料の21ページに、老人クラブ助成補助金の状況表を出していただいています。それで、これを簡単に簡潔に説明をしていただけますか。

○高齢者支援課長

まず上段には、5地区の老人クラブ数と会員数を記載いたしております。このクラブ数、会員数をもとに、先ほど申しましたけど、中段の老人クラブ助成補助金を算出しております。

○川上委員

私、先日ですね、老人クラブに入ったというご夫婦に会いました。65歳でした。それで、前の方から、もう65になるのを待ってね、ぜひ入ってくれと言われて、老人クラブの青年部長ということで、その65歳の方たちと上の人たちはものすごいギャップがあるんですよ。真ん中が少ないとかあるんですね。それで、数字で見る向こうに、非常に深刻な暮らしの危機だとか、介護、医療、健康上の問題とかね、それから人と人のつながりの危機が、今こういった形で老人クラブが1つ減ってるな、2つ減ってるなということ以上のものがあって、それで私もですね、じゃあ補助金をふやしたらどうなるのかとかね、いろいろ考えるんですけど、実情に応じてふやすこともいるんでしょうけど、もう分厚い手当をしなければならないんだなということを、それをすることがまた若い人たちの気持ちを高めていって、元気な飯塚というようになる面もあるんだなと思ったりしました。質問を終わります。

○委員長

次に、100ページ、障がい者福祉事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書100ページ、民生費、障がい者福祉費、障がい者福祉事業費についてお尋ねします。このうち、特にお聞きしたいのは、重度障がい者医療費の状況なんですね。お尋ねします。

○医療保険課長

医療費の状況ということでございますが、医療費の推移ということによろしいでしょうか。直近でご説明いたします。平成26年度決算額でございますが、3億8347万6千円でございます。平成27年度の決算見込みで申し上げますと、3億7667万5千円の決算見込みとなっております。平成27年度は、平成26年度と比べまして約700万円ぐらいの減となるような見込みでございます。

○川上委員

これは、この制度が受けにくいとか、使いにくいとかいうことはないでしょうね。

○医療保険課長

利用者と言いますか、対象者の方からそういったご意見等は賜っておりませんので、利用しにくいというような制度にはなっていないものと考えております。

○委員長

続きまして、102ページ、障がい者自立支援費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書102ページの民生費、障がい者福祉費、障がい者自立支援費についてお尋ねします。予算はどのように計上されているんですけども、障害者自立支援法によって、応益負担、つまりサービスを受ければ受けるほどその分だけ負担してくださいと。能力があろうとなかろうと別ですよと。サービスの分だけ負担してくれと。1割ということでしょうけれども。つまり、障がい重ければ重いほどを自己負担が重くなる制度があるんですね。これは、当事者たちの頑張りによって改善を獲得しつつあるんだけど、本市においては、サービスを受けのために負担が大きくなって払えないとか、あるいは逆にそのために、負担のために必要なサービスが受けられないとかいうことがないのか、お尋ねをします。

○社会・障がい者福祉課長

今委員ご指摘の応益負担というものについては、平成18年4月に施行されました障害者自立支援法の規定によるものでございますけれども、平成19年度以降の制度改正の中で、段階的に負担上限額の引き下げとか、低所得者世帯の利用者負担無料化など、利用者負担の軽減が図られてまいりまして、平成22年4月からはすべての低所得世帯の利用者、住民税非課税世帯及び生活保護受給世帯というふうな形になりますけれども、こういった利用者の負担額は、実際無料というふうになっております。その後、障害者自立支援法におきましては、それまでの応益負担というものが改められまして、支給決定障がい者等の家計の負担能力等を斟酌して負担額を決定するという応能負担と、応益負担から応能負担という考え方に変わって、応能負担という考え方が導入されてきたわけでございます。平成24年4月からとなっておりますが、全ての低所得世帯の利用者の負担額が無料となりました平成22年4月の時点で、事実上現行制度と同じ状況になっていたというふうに承知をいたしておるところでございます。あと、応能負担といって、障がいの程度の重い方についてはどうなのかということでございますけれども、自立支援費のほかには重度障がい者の経済的な負担を軽減して、日常生活における不安の解消のために給付されるというような特別障害者手当、こういったものの支援措置もございしますので、総合的に国の法制度の中で配慮されておるといふふうに理解をいたしております。

○川上委員

実は、障害者自立支援法による応益負担の導入に対して、障がい者の皆さんはこれでは生きていけないと、人間らしく生きていけないということで、国の悪政に対して立ち上がろうということで、さまざまな努力が行われていったんだけど、国は基本的にこの応益負担の考え方です、今でも。それで、さまざまな力関係の中で、今応能というか、多くのところが無料というのもあるんだけど、いつでも応益、何割とか言ってくるような局面があります。そこで、本市において無料の方が多いいということなんですけれども、その無料でない方というのはどれくらいおられるかわかりますか。

○社会・障がい者福祉課長

実際の数の把握というのは、さまざまな理由によって難しい状況にあります。ただ金額については事業費総体、国、県、そして市町村の負担額を含めたところの事業費と、割合というのはつかんでおるところでございます。把握をいたしております。

○川上委員

金額がわかれば、ボリュームがわかると。それをどれだけ手をうてばわかるっていうことも、金額的に財政出動する際は、それが目当てになろうと思います。ただ、苦しんでいる人というか、負担が発生してる人がどこにどのくらいおられるのかというのをさっきの話と同じですけども、顔が見える、名前がわかる、そういう把握の仕方をする必要があるのではないかと。もっと言えば、旧自治体の時はみんなやっていたわけでしょう。合併して大きくなってね、できなくなりましたというわけにはいかないと思います。だから、もう旧自治体の時には、障がいの重い方はもうみんな知っているから、お互いに。どういう助けがいるとか、断水したらどうしなきゃならないとか、もう最初からわかっているわけでしょう。それと同じように、きちんと行政が把握して必要なサポートしていくということなんですけど、支援策について特別の障害者手当と言われました。これは、どういう制度ですか。

○社会・障がい者福祉課長

総体的には、重度障がい者の経済的な負担を軽減して、日常生活における不安解消のために特別の障害者手当を給付するというふうになっておりまして、これは昭和39年の法律によって施行されております。実際に福祉手当、障がい児の福祉手当とか、それから特別障害者手当というふうななかたちで出されるものでございます。

○川上委員

それはさっき人数がわからないと言われましたけど、わからないんならわからないなりに、今支援のための手当を受けている人、平成27年度でいいですけども、どのくらいかわかりますか。

○社会・障がい者福祉課長

実際には、平成27年10月現在での福祉手当の受給者が7人おられます。それから、障がい児の福祉手当については60人。あと、障がい者の福祉手当、これが81人という状況でございます。いずれも平成27年10月ということでございます。

○川上委員

問題は、障がいがあることによって、サービスを受けなければならない。それが無料ではない場合に、今お話があったその手当によってカバーできるのかと、無料と同程度のカバーができるかということを見ておく必要があるだろうと思うんですね。その結果にもよると思うんですけども、それでカバーできない場合は、これ国の法による制度のようですけども、市独自でも考えていくということも必要ではないかなと思います。

それから資料の21ページに福祉タクシーの利用状況が、資料出していただいています。宮嶋議員が一般質問でお聞きして、答弁もいただいていますので、これについては、これで質問を終わろうと思います。

○委員長

次に、106ページ、臨時福祉給付金給付事業費について、川上委員に質疑を許します。

○川上委員

予算書106ページ、民生費、臨時福祉給付金給付費、臨時福祉給付金給付事業費について、お尋ねをいたします。事業の目的、どういう制度設計になっているか、お尋ねします。

○こども育成課長

臨時福祉給付金は、平成26年4月1日から消費税引き上げ5%から8%による影響を緩和するために平成26年度から実施しております。平成28年度で3回目、3年目となります。平成28年度は、所得の低い方々に対しての簡素な給付措置、従来の臨時福祉給付金と低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給する事業です。賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金者への支援、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立って、この事業は実施されるものです。

○川上委員

この事業展開のスケジュールはどうなっているか、お尋ねします。

○こども育成課長

基準日と金額対象者についてと、その他給付金の申請受付について回答いたします。

高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の基準日は平成27年度実施の臨時福祉給付金の基準日と同じで、平成27年1月1日で臨時福祉対象者のうち平成28年度に65歳以上になられる低所得の年金生活者の方が対象となっております。1人3万円で、1万7千人を予定しております。

次に、障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金と、平成27年度までありました簡素な給付金の対象者は平成28年1月1日を基準日として簡素な給付金の対象者のうち、低所得の障害遺族基礎年金受給者は、お1人3万円。そして対象者数は約2200人。簡素な給付金のほうは平成26年度から実施しているんですけども、1人3千円で、対象者数は3万2千人を予定しております。受付期間、そして受付体制ですけども、受付期間は高齢者向けの年金生活者の給付金は28年4月25日から7月29日までの約3カ月間、障害・遺族年金受給者と臨時福祉給付金のほうは9月1日から翌年の2月28日の6カ月間の予定です。受付体制ですけども、平成26年度、平成27年度と同様に本庁、そして支所に専用窓口を置きまして、対象者には申請書等が送付されます。申請書用紙には、平成26年度、平成27年度に申請された方は口

座振込金融機関が同じであれば、レ点によるチェックによりまして、金融機関を確定することができる申請書の簡素化、効率化を図っております。申請書は郵便申請と受付申請をどちらも、どちらかいいほうで選択できるようになっております。

○川上委員

これに関して、2つ委託料が出てるんですね。臨時福祉給付金支給業務委託料、それから臨時福祉給付金システム改造委託料。これについて説明と、それから委託先を教えてください。

○子ども育成課長

臨時福祉給付金の支給業務委託料についてですけども、業者はプロポーザルで4月22日に実施いたしましたして、1者応募がありまして、決定しております。プラスアドという会社でございます。すみません。これは平成27年度の専決処分の方でした、申しわけないです。

平成28年度の方は、プロポーザルで業者選定をする予定です。市内を優先して約50名程度雇用する予定になっております。その人件費は約1100人分で1604万8千円です。交通費、事務費、管理費等を入れまして、2221万4千円の業務委託料を組んでおります。それとシステム改造委託料ですけども、431万円を計上しております。臨時福祉給付金対応パッケージ費用、約148万5千円、そしてシステムエンジニアの作業費用として、約282万5千円、合計で431万円となっております。

○川上委員

この質問を終わります。

○委員長

続きまして、107ページ、乳児家庭全戸訪問事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書107ページ、民生費、児童福祉総務費、乳児家庭全戸訪問事業費についてお尋ねします。予算はこのとおりなんですけれども、新年度、どのような事業計画になっているのか。追加資料22ページ、いただいておりますので、これに沿いながら説明をお願いします。

○子ども育成課長

22ページですかね、乳児家庭全戸訪問事業の成果表ですけども、平成24年から平成26年の出生件数を記載しております。事業の関係から3月から2月までに生まれた方を対象にして、そしてその他の件数というのが右のほうにありますけども、※1ですけども、そこは新生児訪問、そして低体重時訪問は保健センターが行いますので、そこを引いた残りAの欄になります900件、そして平成25年は947件、平成24年は1025件になりますが、この訪問対象の子どもたち、その家庭を4カ月までに訪問して、虐待の早期発見と早期対応というところにつなげていくということです。訪問できなかった件数というのがあります。平成26年は1件あります。市内に住民票を置いたまま家族で海外に行かれた方でしたので、この方はもう会えませんでした。平成25年も1件あります。市内にやっぱり住民票を置いて海外に行かれたため会っておりません。平成24年度は3件ありました。市内の病院で予防接種を受けるところまでは把握いたしました。市外にそのあと転出されましたので、その後は追跡はしておりません。それともう1件は、市内の病院で予防接種を受けるところまで把握して、その後子ども育成課のほうに子どもを連れて来られましたので、そこで確認ができております。もう1件は、子どもさんに先天性の疾患がありまして、長期入院されているために、会えませんでした。すべての乳児のいる家庭に、生後4カ月まで全乳児に対して、訪問案内とアンケートを郵送して、電話で訪問予約を取り付けて訪問スタッフ、看護師2名がそれぞれ訪問をいたします。

○川上委員

これが、飯塚市で定着していくということが非常に重要だろうと、つくづく聞きながら思いました。

それで、予算書には、出産祝い品料114万6千円が計上されていますけれども、事業費全体の半分以上ということになるんですけど、例えば、こういったものを持って行って、喜ばれているのか、そうでもないのか、その辺のところも教えていただければ、予算の出し甲斐があるかと。

○こども育成課長

どういった物と言いましたら、ガーゼを二枚重ねにしてハンドタオルをつくり、そして国産のハンドタオルと2枚合わせて、バラの花みたいにデコレーションをして、それをお持ちするようにしております。良かったことと言えば、出産祝い品を持っていったらすごく喜ばれます。養育者のちょっとした不安とか、訪問時に答えることができますし、適切な支援を行うことができます。また子育て情報誌、情報をたくさん持っていきますので、予防接種、それとか一時保育、イベント、赤ちゃんの病気なども書いたものを持っていきますので、すごくそこも喜ばれます。そしてまた直接、顔に湿疹ができたりとかしてたら、「こんなふうにしたらいいよ」というようなアドバイスもできますので、そこは「そうなんですね」ということで、喜ばれます。困ったところは、やはり警戒心がすごく強いので、強く訪問拒否をされますので、そこをどうにかして訪問にこぎつけるというところが、やはり厳しいです。でも、出産祝い品がありますというところを話したら、訪問拒否を少しは改善されて、4月から2月までは19件ぐらい、いいですよという話になって、快く受けてくださったというところがあります。

○川上委員

価値ある114万6千円ということですね。先ほどからの介護保険の場面でも、それから後期医療のほうでも、必要な方に、安否確認含めて訪問をしたらどうかというふうに申し上げましたけれども、私は、この事業ね、この事業というのは今お話の全戸訪問事業、は、先ほど意見を申し述べましたけれども、進める上でも非常に参考になるなというふうに思いました。やる気になればね、99.9%までやれるし、やっぱり、文句言いに行くわけじゃなくて、お祝いに行くわけですから、先ほど答弁がありませんでしたけど、この事業の中で虐待を察知して通報したりということはありませんでしたでしょうか。

○こども育成課長

この訪問に行きまして、お母さんがやはり暗い表情とか、家庭環境などがやはり整備されてなかったりしましたら、養育支援訪問事業というところにつなぎまして、また再度訪問していくということになりますので、虐待の通告というか、家庭児童相談室内で再び訪問して虐待を防ぐという事業となっております。

○委員長

続きまして、108ページ、その他の児童福祉総務費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書の108ページ、民生費、児童福祉総務費、その他の児童福祉総務費についてということで質問いたします。108ページなんですけれども、ここには、こども医療費3億6618万6千円予算計上があって、予算資料の中でも説明が行われております。この福岡県の制度の拡充というか、制度の変更との関係で、本市の制度を工夫しているというところなんですけれども、その工夫したところを教えてくださいと思います。

○医療保険課長

今回のこども医療費助成制度の改正につきましては、県の制度改正に合わせて改正をするものでございます。このこども医療費助成制度につきましては、県の補助事業でありますので、県の制度に沿った事業費分につきましては、その2分の1が補助対象となります。ただ、市独自の助成事業分につきましては、補助の対象外ということになっております。そういうことで、これまでは本市の独自助成分でございます小学校1年生から3年生までの外来診療、それから小学校1年生から中学校3年生までの入院診療、これに関わります事業費につきましては、す

べて市の負担でございました。これが、今回の県の改正によりまして、これまで補助の対象外となっておりました小学生の入院、それから外来診療に関わる事業費につきましても、補助の対象ということになりましたので、市の財政負担が軽くなると、補助金がふえるということで、この財源を活用しまして、このたび助成の対象年齢等を拡大しようとするものでございます。

○川上委員

県の新制度によって財源ができたので、それを活用しようと。その額は幾らぐらいになりますか。

○医療保険課長

現行制度では、今、通院につきましては小1から小3までということで月額600円という自己負担額を設けております。現行制度での総事業費では3億5千万円ということで、このうち県の補助金につきましては、約1億1千万円となっております。残りの2億4千万円が一般財源という状況でございますが、これを今回通院につきましては、小学校6年生までとしまして、小学生の自己負担額を月額1200円限度といたしております。また、これにあわせまして、入院診療につきましては、高校生世代まで拡大をいたしておりますけれども、これにかかります総事業費で約3億9500万円になります。このうち県補助金につきましては1億7千万円ということで、現行の制度での補助金と比較いたしますと6千万円の増といったことになろうかと思えます。なお、一般財源としましては、制度改正分で2億2500万円というようなところでございます。

○川上委員

ちょっとわかりにくいところはあったんだけど、こういうことではないですね。県から下支えが来たので、市からの独自に出していた分を減らしたとか、そういうことないですね。

○委員長

質問の内容わかるね。川上委員もう一回質問をしてください。

○川上委員

簡単なことなんだけど、市が独自に出していた分があります。県から下支えが来ました。それに便乗、その分だけボトムアップをするのではなくって、来た分は使うけど、市が出した分は少し減らそうとか、そんなことはまさか考えていないでしょうね。

○医療保険課長

現行制度では、平成27年度決算ベースで試算いたしますと、総事業費で3億5千万円程度でございます。この財源としまして県補助金は約1億1千万円と先ほど申し上げましたけれども、一般財源が約2億4千万円となっております。これに対しまして、今回の制度改正により、年間の総事業費は約4500万円増の3億9500万円ということで、この財源といたしましては、県補助金が約6千万円増、先ほど申し上げました1億7千万円と、一般財源につきましては、約1500万円減の2億2500万円と、従来現行制度での一般財源持ち出しと比較いたしますと、改正後は約1500万円程度、市の負担としては軽くなっているという状況でございます。

○川上委員

市の負担は1500万円減った。どうするんですか、市長。その一方で、福岡県はあれだけ送ってないんですよ。よいことだけ送ってないんですよ。自己負担をふやせと言ってきているんですよ、事実上。だから、600円を1200円と。ところで1200円というのは、その子どもを、大人もそうですけど、1カ月間にいろんな病院に行くことがあるじゃないですか。目とか耳とか骨折とか。そうすると、それでも1200円でいいんですか。

○医療保険課長

この助成制度につきましては、1医療機関につき、自己負担の上限が月額1200円ということでございますので、違った医療機関に2カ所、3カ所というふうにかかれば、それぞ



れで1200円の限度額を負担いただくということになります。それと申しわけありません。先ほど1500万円の持ち出し、一般財源としては減るといようなご説明をいたしましたけれども、実際には、医療費が流行病等でまん延いたしますと、これも増減は当然いたしますし、そういうところでご理解いただきたいと思います。

○川上委員

よくわかりませんでしたね。例えば、固有名詞をだして構いませんよね。市立病院に外科で行きました。その次に内科で行きました。それは1つの医療機関なんだけれど、その場合は1200円でいいんですか。

○医療保険課長

診療科、同じ病院ではありますけれども、診療科がまったく別ということですので、それぞれで自己負担を・・・

○委員長

違うんじゃないね。同じく病院やったら、診察券があるからその中で一緒じゃないの。病院が変われば初診料があれやけど。

暫時休憩いたします。

休 憩 18:32

再 開 18:32

委員会を再開いたします。

○医療保険課長

申しわけありません。今、市立病院ではということでおっしゃいましたが、例えば、歯科を除きまして、他の診療科に複数、例えばかかられたとしましても、レセプトとしては1枚、1件になりますので、それにつき1200円の上限負担ということになります。ただ、飯塚病院とか総合病院になりますと、かかった診療科ごとの自己負担ということがございます。

○川上委員

市立病院に行ってくださいということを言っているわけですかね。歯科はだめ。どうしてそうなるんでしょうね、また別の機会にどうなるかは。しかし、いずれにしても福岡県は冷たいと。いろいろと言われてお金は出すけども、どうしてでしょうね、早期発見、早期治療でという受診を進めるという制度と、一方で受診を抑制する効果を持つ自己負担導入だけでなく、ふやせと言うわけですから、これはあまり従わないほうがいいんじゃないでしょうかね。それは指摘しておきたいと思います。質問を終わります。

○委員長

お諮りいたします。議案第11号については、本日の審査をこの程度にとどめ、明3月14日午前10時から委員会を開き、審査いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、平成28年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。大変お疲れさまでした。